

經 営	9 1
經 営	2 9

大規模私有林の林業経営実態調査

(1)

昭和36年2月

農林省林業試験場経営部

まえがき

この小冊子は近畿地方を中心としたアツク大規模私有林の林業経営について昭和35年に行った経営実態調査の結果をとりまとめたものである。

調査対象はA、B、C、D、E、F、Gの7県であり、各経営の経営面積は200～2,000町である。うち、A～Dは育林経営をほとんど専業としている経営で、Eは育林経営、製材所経営、製材生産経営を兼営しながら製材業に主力をおいている経営、Fは育林経営に主力をおいて製材生産経営も行っている経営、Gは育林経営、製材生産経営、製材主営を兼営し、育林経営にもかなりの力を注いでいる経営である。

この小冊子はさしあたりこれらの各経営の実態を報告するにとどめた。このレポートのとりまとめにあたっては調査対象の各森林所有者から聞き得た各森林経営の経営方針や考え方を忠実に描写するようにした。これらの実務家達の実験からにじみでた意見には傾聴に値すべきものが少くない。

それのみならずここにはわが国の私有林林業経営の現状の姿が浮き彫りにされており、またわが国の私有林経営の発展に問題解決の鍵を暗示しているような貴重な見解がいくつも見られる。

さいごにこの調査に御協力いただいた森林所有者ならびに各関係者の各位と調査にあたり適切な御助言をいただき、さらにこのレポートの訂校刷の労をわずらわした日本林業同友会の最岡隆清先生に心からなる謝辞をささげる。

昭和36年1月

中村三智

目 次

才I部 経営経済篇	頁
1. 経営 A (愛知県)	1
2. 経営 B (三重県)	12
3. 経営 C (南近畿地方) ^(脚注)	30
4. 経営 D (静岡県)	61
5. 経営 E (和歌山県)	75
6. 経営 F (和歌山県)	91
7. 経営 G (兵庫県)	115
あとがき	133

才II部 財資関係篇	137
才I例	137
才2例	149
才3例	157
才4例	168

(注) 森林所有者の希望によりとくに県名を省略した。

才 I 部 経営経済篇

経営 A

1. 経営面積 ス50町歩

所有畜宅の近くに3~4団地にまとめてもっている。(ノ団地だけは少しはなれた奥地にもっている)

2. 樹 種

スギ4.5割、ヒノギ4.5割、サツノ割

3. 林木の年令

70%は40年生以上、最高80年

40年生以上のもののうち

40~50年生のもの4割

50~60年生のもの5割

60~80年生のもの1割

4. 市 場

新坂、置橋

5. 植栽本数

明治、大正時代は6000本/町

現在ならびに将来は4500本/町

6. 他の事業

なし(山林経営からの収入だけによって生計を立てており、それ以外には田ノ反、畠ノ反をもっているだけ)

7. 伐 採

2) 原則として家計の変動とは比較的無関係に伐る(伐期令は平均55~60年)、輪伐期は60年でそれ以上のいわゆる「備蓄財産」としての森林の保有は考えていない。

- b) 毎年系統的に伐採する（その方が荒廃対策上有利である）。
- c) 材面があがった時にとくに伐る。
- d) 伐採箇所の優先順序
- 1) 主伐が停止した林分（40～70年）
 - 2) 風害などによる被害木
 - 3) 隣接所有者が伐採した時に
 - i) 林分が孤立することによる被害（風害）を予防するため
に伐る
 - ii) 下駄道などの要施設が利用可能性の便を考慮して伐採す
る。
- e) 伐採量の決定は
- 1) 再造林能力によって限界づける（常用労働者を使用して造
林するので1年に3町～4町が限界になる）
 - 2) 資金需要（家計支出）に関連づける。
- f) 1) 相続税の関係から主伐の目立つところは優先的に伐採し
ている。
- 2) 所得税の関係から毎年平均的に伐採する方が有利である。
- g) 法三伐採面積（ $\frac{F}{U}$ ）は手紙で言えていなかった。^(脚注)しかし
手紙は考慮に入れる。
- h) 主伐面積はここ数年承3～4町歩である。
- 昔は主伐が少なく、間伐が多かった（収穫の割は間伐収穫で
あった）。

3. 所有者の歴史

- 1) この地方はすぎを明治以前から産出（江戸城御用材として有
名）しており、明治以前から植栽林業が行われていた。
 - 2) 当家の祖先は裏地地主で明治時代には小作米が700俵おさ
められていた。その田畠を明治頃から山林に転換しており、し
- (註) 当家の場合 $F = \times 40$ 町 $U = 60$ 年として $\frac{F}{U} = 4$ 町歩
である。これは当家のさいきんの伐採実行面積と一致している。

てがって今回の農地改革の影響は少かった。田畠所有を山林所
有に換えた理由は、当時、地主对小作の対立がうるさく、小作
人の不手が多く、小作料の交渉などの問題がおずらわしかった
から、そういう問題の少ない山林に へた。当地方は山南部
で田畠の収穫が少く、それだけでは食べていけない。地方的に
農地5反以下の農家が多く、生活が苦しいので普通の家はノ野
のうち、平均して1人は近郊の都市へ勤めに付いている。また
この地方の大部分の農家は副業として山をもっているか、ある
いは他人の山へ労働者として働きに行っている。

9. 伐採跡地の造林

過去の造林地にはスギが多いが、伐採後は前生樹の生長をみて
ヒノキやマツの適地とみられるところにはヒノキやマツを植えて
いる（とくに尾根にはマツを入れる）。

10. 森林施業策に対する意見

- a) 施業策は收成上苦勞が多い割には効果が少ない。
- b) いままではとくに施業策の必要は感じなかったが、しかしミ
リつじスミ3年毎の胸算用はして施業は行っている。
- c) 施業策を依るとすれば、経営規模の変更（財産分配などに
よるもの）、災害（風害）、戦時中に行われた強制伐採、財産税
増徴税を納付するための伐採、なにより突発戦争によって全産の
基礎が変更されるたびにそのつじ施業策を修正、変更せねばな
らぬ。

11. 間伐方法

- a) 昔も今もあまり変わっていない
- b) 15年生頃から1/10の間伐をはじめ
- c) 劣勢木から伐る。収穫を有利にするために比較的明るく（強
く）伐る
- d) 3～5年間隔に行う（肥沃地は2年間隔）

- e) 老令林になつても間伐を行なう(山によつては70年ほどぐらゐになつても生長が衰えぬところがある)

12. 収入の用途

- a) 林道を自営でつける(目下自設牛馬車道の総延長が1000mある)
 b) 今後は経営拡張は考えていない(山(林地価格)が昔より高くなったから)
 c) 株式投資や預金をやり、財産の分配を行う。
 d) 余剰する弟の資金として与える。

13. 林業政策に対する意見

- a) 税務にはもつとも関心がある。
 i) 財産税当時評価は当時は全産量の状況や面積が不明確だったので信頼できない値であり、この当時の評価額を根拠にしてもらつては迷惑だ。
 ii) 所得税算出のさいの全費率は現在(昭和35年1月)30%にしてあるが実際にはもつと経費がかかる
 b) 林野庁の権限を強化して林野行政を1本化して貫徹して欲しい。(たとえば近所の寺の境内林の全産が乱雑すぎる。しかも寺には所得税がかからぬ。境内林の植伐は県の教育委員会や重要文化財保護委員会がやっているがこれには林業家が入っていない。したがって素人まかせになり、刻印を打たずに伐採して跡地を造林しなかったりし、しかも峻峻な山でヌ0町歩もまよめて皆伐したりするの山が荒れる)

14. 運材方法

- a) 小出しは明治30年以前には修羅出しが主として使用されていた。修羅出しは木がいたむ。明治30年以降は本馬によつており、現在も本馬が主として使われており、恐らく今後も当分本馬が使用されると思われる。現在、相当急なところでも本馬

によっている。「土ゾリ」は道がいたむので行われていない。索道は少し行われている。異地の方では沢山用いられており、とくに急峻な所に行われている。これから索道は相当のびるであらう。

- b) 牛馬車は現在も相当用いられている。
 c) トラックの運材は昭和4年頃から用いられている。鉄道による運材はこの地方の民有林ではほとんど行われていない。索道よりもトラックの方が早く、安い。鉄道の場合には発着駅の上場で積み換えを行わねばならないが、トラックの場合には積み換えの必要がなく、山元から直接市場(製材所)まで運べる。
 d) したがって伐採された木材はまず本馬で小出しされ、つぎに牛馬車で運ばれて林道または索道端まで出され、さいごにトラックで運ばれる。
 e) 索道が開設されると、伐採地帯における単価が1石あたり50~100円高くなる。

15. 材 価

求口直至3寸3分から庄がとれるので、求口5寸5分以下の材の方が中目(5寸5分~1尺)のものよりも石あたり100~200円高い。求口直至1尺以上の素材はまた高い。現在の山元価格はスギが石あたり5500円で、ヒノキはスギよりも石あたり200円ぐらい高い。(昭和35年1月現在)

16. 防伐形態

- a) 常用防伐者9人でおもに植栽、地帯、下刈を行う(植栽した人が同じ木を下刈するようにすると作業上便利で山もよくなる)
 b) 臨時防伐者は地元の人望を使用する。その時は個人個人に森林所有者から交渉するが毎年来てくれる親ぶれは慣例的に決っている。臨時防伐者を使用する時には常用防伐者が1人でヌ~3カ所を受けもって監督する。
 c) 請負制にすると仕事は雑になるのと、請負金額算定基準も不

産かなので仕事（製材関係）は主として各人私の日給制によっている。日給は出承商とは無関係に支払う。

労働時間は夏は午前8時～午後5時半、冬は8時～4時半で、その間に夏冬とも午前15分、午後15分、昼ノ時間の休憩を行う。

㉔ 伐、板打ち作業は常用労働者による。地元の人には誰でもナリナワを使えるのでよくナリナワの専門職とか板打ちの専門職とかいうような人はいない。

㉕ 伐 木

㊦ 伐木の時には製材業者が「木をわけてくれ」と交渉にくる。
㊧ 同伐も主伐も兼営（地元製材業者）が取入（地元の伐木労働者、または業者が常用している伐木労働者で、個人出承商制をとっていることが多い。また地元の人々が伐木労働者になっている場合にはその同一労働者が季節的に下刈労働者になることがある——夏期下刈、冬期伐木）をつれて来て山元素材検尺で売買取引を行う。その方法は、あらかじめ石あたり単価を業者と森林所有者の間で決めておき、素材になった時に業者と森林所有者とでその伐木に従事した労働者と3者立ち合いで検尺し、石数を測って売買する。その時伐木労働者は製材業者に雇われることも森林所有者に雇われることもある。その時には雇った方が伐木労働者に賃金を支払う。

㊨ 颱風で小笠原に倒れた林木などは森林所有者が取入（伐木労働者）を頼んで素材にして山元土場で素材販売を行う。そのようなとき、風倒木のうち、大茎木は個人出承商制で伐木労働者をよく雇って作業する。（この時の石あたり単価は通常行われるスギ林皆伐の時100円/石（ヒノキは皆伐の時に110円）とすれば風倒木では150円/石である）また、風倒木のうち小茎木は常用労働者によって整理する。この場合には日当が1日500円ぐらいである。

㉖ そのほか

㊩ 自家育苗はよく行っているが、常用労働者を使用して片手間に2年生の苗を買い入れて1年育てて3年生の苗を山出ししている（今年はその程度）。

㊪ 土地改良、灌漑、排水、林地肥培などはやっていない。

㊫ 防衛工事、地直り工事なども自営ではほとんどやる必要がない。

㊬ 風害手入（倒れた木を起すことなど）はやらない年の方が多い。昭和35年の竜風の時に今度の伊勢湾台風のときには少しやった。

㊭ 「しいたけ」は自家用に栽培している家数である（千しあげて年に2回目ぐらい）。しいたけ生産を本格的にやらないのは県外にする雅志がないからである。

㊮ 伐採跡地の苗植は所有者自身が植ったり近所の人や雇用（常用労働者）に現物支給する。（この量は年間の自家消費程度で、よくそのための代償は要求していない）。伐採跡地のスギの集は林地に残すようにしている。

㉗ 製材関係工程表（スギ、ヒノキノ町あたり）

年度	種 別	数量	単価	金額	備 考
1	苗 木 代	3000	円 3	円 9000	苗木ノ本6円、苗運搬費ノ本2円、(1区まではノ町あたり3000本直が厚かったが今後は4500本ぐらい植える。
	地 指 費	25	円 400	10,000	男子労働者が主
	底 直 費	2	円 400	800	岩石地などで土がな(1所は重くから土を運んで植える。
	遣 付 費	25	円 400	10,000	{1人/日ノス0本(土運(がを含む)
	下 刈	30	円 400	12,000	{年々下刈を行う。1回15人。

年度	種別	数量	単価	金額	備考
	運賃	5	150	750	とくに遠い所に田地のある場合、現地で労働者(日当が1人400円)を調達するよりも下から自家用具をもたせて運れて行く方が有利である。(その際の賃金は1日1人あたり、 $400 + 150 = 550$ 円につく)
2	桶植苗不	300 ^本	8 ^円	2,400	
	植付	5 ^人	400 ^円	2,000	
	下刈	12	400	7,200	年1回
	雑費	3	150	450	
3	桶植苗不	36 ^本	3	240	
	植付	1 ^人	400	400	
	下刈	12	400	7,200	下刈は年1回でつるみを含む
4	"	12	400	7,200	
5	"	12	400	7,200	
6	"	12	400	7,200	
7	"	12	400	7,200	
8	"	15	400	6,000	苗木が背丈ぐらゐになる
9	"	15	400	6,000	
10	"	15	400	6,000	
11	"	15	400	6,000	
12	"	15	400	6,000	
10	疎伐	5	400	2,000	捨て切り、ナタで切って1割抜く
14	板打	55	400	22,000	斧の届く範囲に行う。 1人/日50本

年度	種別	数量	単価	金額	備考
17	板打	90	400	3600	下から2町まで斧で掘る。1人/日30本
22	"	90	400	3600	下から3.5町まで、斧で掘る(力技で行う)

(注) 20 年目に年1回両伐を行う。

18. 主産収入計算 (昭和34年)

〔収入〕

a) 主伐 : 面積3町歩

出石(利用材積) スギ2,000石

ヒノキ500石

b) 間伐 :

出石(利用材積) スギ250石

ヒノキ250石

〔支出〕

費目	年々出額	備考
① 桶植費		
1) 半道修繕	45,000	3人で1ヵ月、石工の日当も含む。
2) 半道修繕	36,000	鋤刈り、土盛り、3人で1ヵ月
3) 半道修繕	3,600	農家の部屋を借りたもの
② 森林保護費	42,000	防火線(境界線も含む)手入、 焼く間、年に4人で1ヵ月半
③ 造林費	100,000	苗木代5~6万、下刈3万(但し臨時労働者によるもののみ) 植栽は常用労働者(管理費)のみによる。

費 目	年 次 出 額	備 考
ロ) 監 理 費		したがってこの巡杯費には直接費は含まない。
1) 取 扱 費	1,100,000	常用労働者(9人)の賃金(並喜の手当を含む)、所有者(当主とその父)の報酬は含まない。
2) 労 災 保 険	100,000	労働者災害補償保険のための費用
3) 森林火災保険 と森林組合費	15,000	
4) 寄 附 費	20,000	製造用具、器具(常用労働者)の使用するカマ、ナタ、トウグワ)の修理、補充(=所有者負担)
5) 地 金		
1) 所 得 税	2,500,000	昭和31年300万、昭和32年250万、昭和33年180万、昭和34年300万、平均して250万ぐらい。
2) 固定資産税	50,000	
3) 木材取引税	40,000	自営伐採の場合は森林所有者負担、業者が伐採する場合は業者負担、石あたりスギ30円、ヒノキ35円、マツ25円、サツ25円
4) 県 民 税	600,000	所得税の25%
5) 国民保険 6) 保 険 税	20,000	

費 目	年 次 出 額	備 考
2) 諸 掛 リ		
1) 森林組合代 採 手 数 量	30,000	石あたり10円
2) 森林組合附加金	5,000	台帳面積で算出される。
3) 寄 附 金		
4) 火葬料等の 強制的寄附	20,000	
5) PTA、氷川明根など の任意寄附	100,000	
6) 森林組合林道 放田のための 植樹の寄附	200,000	
7) その他特殊な 寄 附	400,000	10年に1回ぐらい400万ぐらい寄附されることがある。
8) 区 費	60,000	資産割りで区から徴収にくるもの
ロ) 経費費合計	5,498,000	2)~9)の合計

(16%) 他にふけり130万円(16%)

経 営 B

1. 経営面積

個人持ち ノメノ町 (台帳面積) } 実測推定ヌメノ町歩
共 有 ノメノ町

2. 経営の沿革

明治ヌメノ年頃には台帳面積で 30 町であつた。その後、年々わずかづつ経営を拡張した。今後とも良い山があれば山によって買入予定。

3. 経営の特徴

小田舎が散在しているが、いづれも所有者の自宅から歩いて 1 時間以内のところにある。ノメノ町の面積で最大のものは 5 町歩。

しかし、経営を大規模な田舎に集約することは考えていない。施策上、施策が一番容易なのはノメノ町歩の田地である。当家は各田地に経営単位としての機能を果たしている。

4. 資 産

公積 5 万石、実原は 7~8 万石

5. ほかの事業

なし

6. 当家は林業経営 (有林経営) だけを専業的に行っている。ただし、小規模の農業 (田 3 反、圃 4 反) も行っており、公取 (区長) についている。

山から落葉を採取することはない。山から採るものは「木」だけにしている。

自家用薪炭は自家の山から現物供給する (同伐木の曲つたものや発生している天然生雑木を 10 本ももってくれば 1 年間間に合う)。

また、地方の習慣として主伐跡地へ村人の誰が入ってタキボ (自家用燃料) を持ってきてくれることになっている。したがってその代償は要求しない。

当家は薪炭材ならびにその製品の販売はしてない。

7. 商 種

スギ 7 割、ヒノキ 3 割

ここヌメノ年の造林地はスギ 5 割、ヒノキ 4 割、マツノ割ぐらゐの比率になっている。

8. 全訳配置 (I 令級は 5 年)

令 級		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	XI	XI	XIII
面積 (%)	個人所有	13%	13%	6%	6%	16%	13%	9%	6%	4%	5%	3%
	共有林		50%				25%		25%			

XV	計	備 考
6%	100%	スギ、ヒノキ (令級の指しところはスギの率が高い)
	100%	ザツのみ

備考 : 昔は地味の良い所にだけスギを植えていた傾向が見られる。

9. 伐採や経営の方針

戦時中には強制伐採で伐った。現在はなるべく伐らずに林木蓄積の充実を図る方針である。

平均命令をあげると経営が楽になる。(移動予備林を依って経営の決定をはかり、風害その他の変動があつても対応できるような経営にしたい)。

老令になると形質生長によって収入上、有利になる。したがっ

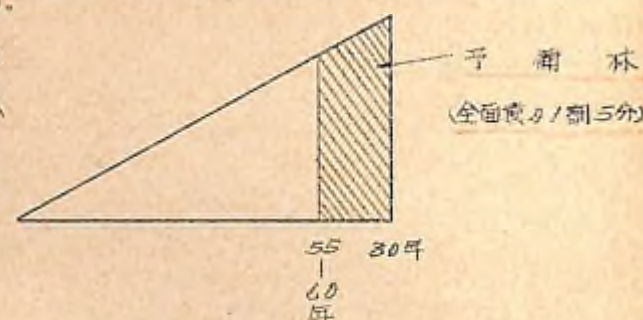
て適正伐期令は40年であるが、ノ町歩あたり収入を有利にするために55~60年頃までもっている方針である。

適伐期論については、短伐期で高伐期と同じ収入(所得)をおげることはできれば短伐期の方がよいが実際には高伐期の方が収入が高いから高伐期の方がよいと考えている。

55~60年生以上の不伐変動予備林の性質をもたせて全面積の1割5分ほど保有しておきたい。これは銀行の準備金のような性質のものである。目下のところ、不時の用に立派にするためにこの予備林のための蓄積充実を求めている。この方針のもとにここ当分は短伐する予定である。

この目的が達成された後は不経済に蓄積を減量して採出しようとは思わない。むしろそういう状態が達成されたら全面積の拡大を行う方針である。

兎氏の理想は法正的な経営を依ってしかも水害、風害、崩壊などが一部に生じても保続経営が営めるような安定した経営を依ることである。



予備林の点については、この辺の年寄りの口実として「ノ町歩の収獲を行おうとすればノ町又反植えよ」といわれていることからその妥当性が裏づけられる。

また、40年で切らずに55~60年で伐ることについては主幹上、「若い木の伐跡地よりも老木樹の伐跡地の方が後継樹木の生長がよかった」という点もあげられる。また、折角40年まで育てた林木だから1年でもおけば蓄積がそれだけ増えることを考慮に入れている。

伐採個所の選択にあたっては、

a) 生長が悪くなり、しかもある程度蓄積のあるところから伐採

する。(生長の悪い悪いは樹冠の形、木の勢、葉の色などから判断する。40年生以上になると今後生長を鈍ける林分と生長の止った林分とはよく識別できる。) とくに生長の悪い林地は後継樹種をかえていく(例:スギ林をヒノキに改植する)。

b) せき杯分の生長のよいところは残す。

このa)とb)の結果として「良い山」が残されていく。

伐採にもつては無計画に炭山伐るようなことはせず、ごいたい支出(家計と山林営費——伐採収入の6割は間伐金費、下刈、苗木、その他の移で山へ還元している)をどうなる収入を基準として伐採量をきめている。毎年一定量の仕替がある方が管理上からもやり易い。

相続税問題はその必要が起った時に支出に充てる程度にせよを伐採する方針であるが相続税が高いために、これによって主幹が破壊されはしないかと心配である。しかしとくに相続税がかかる前に相続税対策としてせき杯を切り急ぐようなことは考えていない。目下のところでは「すぐ要る金」の支出上の必要がないと山の伐採に手がつけにくい。

要するに当家の場合、「予備林を半った安定した保続経営」の達成が長期的目標であり、この手段として「必要な支出を償う程度以上には伐採しない」という静伐の方針がとられている。

10. 目的樹種

スギを主木樹種とし、スギよりもヒノキの生長のよいところはヒノキを植栽し、ヒノキよりもマツの生長のよいところにはマツを植栽する。

スギは老木になるほど石あたり価格が増えるので何年おいてきよい。

マツは年令が増えても石あたり価格が増えない。しきがつてマツには楽しみがない。

スギは直径ノル以上になると鉛木(単面割し)がとれるがマツ

はそういう意味の銘木がとれない。

将来、ごくわずかにせいぜい5反ぐらいは直丞ノ乳ぐらゐの
スギの銘木を仕立てる方針である。

11. 当家の施業で時長としてあげられる点

- 1) 皆伐跡地の中に、生長のよい杉(保残木)をノ町あたりヌ
3本残している。これは先祖からの家訓で残している。先祖も
こういう施業をしていたから現在もそれを守っている。先祖は
恐らく、予備林的機能を果たす目的でこういう施業方針を依っ
たと考えられる。現地へ行ってみると幼、壮令木の中に若令木
が混生して残っている。この保残木を銘木に仕立てる方針であ
る。

ノ木分の主伐の際に「生長のよい木」を保残木として残す。^(明注)
目下のところでは、郷土に産したスギの良品種がないが、し
かし将来はそれらの保残木のなかからとくに形質のよいものを
エリートに選んで挿木苗を仕立てて郷土に産した品種を収る抱
負をもっている。

12. 間伐方法

間伐は極めて弱度に行い、「照理をすれば年毎の間伐でさる
程度」に間伐する。この地方は地味もよく、上長生長が旺盛な
ので、結果的には年令の割に比較的小径木のよく伸びた木が揃
っている感じを受ける。

間伐の繰返し年数は3~5年に1度で樹令が高くなるにつれ
て間伐と間伐の間年数を増すようにする。

- 間伐木の選定は、ヌ0年生以下の林分については「とくによい
木(アバレ木)」と「劣勢木」を伐って林分全体として平均的
なものを残すようにし、ヌ0年生以上の林分は劣勢木から伐る。
c) 植栽本数は密植で現在の施業ではノ町あたり 5,500~6,000

(注) しかし客観的にみるといわゆる「アバレ木」と「遺伝学的
エリートのような木」が保残木のなかに見られる。

木を直栽している。

12. 全營目的樹種

以前は暗柱材、沸丸、板材の生産が主でスギの60年生ぐらゐ
のものを目的としていた。現在は大径木の建築材を主目的として
いる。(隣村では足場丸太を生産して30年生ぐらゐで伐採して
いるが、この村では足場丸太の生産は行われていない)。当家は
主として大径木を生産する方針である。大径木は板にしても懸地
の柱にしても直が良し、また苗木から育てていると短伐期で伐
るのが惜しく、「山に長く置きたい」という感情がある。

この町全体として、スギは建築材が主でマツはパルプ材に使わ
れている。

13. 施業案についての考え

- 1) 県庁林務課の施業案はあまり粗雑(オオザッパ)すぎてそれ
に頼れない。
2) 個人で施業案を作る希望はあるが成っていない。
3) 施業案は必要なものではあるがそれにこだわり過ぎてはなら
ず、若干の融通をきかせるようにした方がよい。
4) 施業案は単なる参考程度のもので、全營上には実際の全營の
方針が基準になる。

14. 伐木および運材方法

1) 伐 木

スギは剥皮のできる時期に伐採するのが地方的習慣である。
(間伐は4月ヌ0日~5月10日、主伐は4月~9月、ただし
主伐木は立木のまゝ鹿却)

スギ皮の需要はあり、スギ皮は市場へ出す。(地元では売れ
ない。地元では小屋でもトタン屋根でふいている。)

マツは樹皮が利用できないので伐採時期に制限がなく、養雨期
に伐採される。

13. 製材方法

- 1) 大正末期から製材が相当用いられている。
 - 2) 木屑は全然使用していない。
 - 3) 牛車は減った。
 - 4) 林道が地方的に完備されており、駅前からトラックが入っている。
 - 5) 自営林道はない。
 - 6) 当町の山林は全部林道から1 Km以内、短距離であり、尾根を超えたり少し曲っていたりしていても製材で主伐材を製材する。さいきんは5 HP ぐらいの発動機をついた製材が用いられている。
- 大正末期には5番線を3~4本戻った製材が用いられていた。
- 7) 間伐材は人の肩で林道までかつぎ出すこともある。(その方が製材より安い筈がある。——(注)これは「林道からごく近い距離に小面積の山林が点在している」という当町の至善林道から肯定できる。)
 - 8) さいきん林道が発達したので山林至善がよくなった。ある程度の負担金をとられても結局、林木の価値が増加し、またトラック運材は運材方法の中でもっとも安価なのでトラックの入るところは木が高く売れることになり、至善上にはよい。

14. 将来の希望

- 1) 自分の山で伐る程度の材量を製材するよう製材所を併設したい。
- そして、地元の製肉期における潜在失業者を従って仕事をして役に立てたい。
- しかし、他人の山を買ってまで製材所を至善しようとは思わない。山林至善を主にして山林至善から製材まで一貫した至善をしてみたい。しかし目下の所では山林至善の普及の発展が向

題なので製材に手を出してない。また今製材所を求っても原材料の木材を他人の山から買うようなことになり、そうすると製材所が不業になってしまふからそういうことはしない。

- 2) それ以外にはほかの事業に全然手を出さず、林業一本槍(しかも山林至善を中心にしたもの)で今後とも進む方針である。

15. その他

- 1) 管理は所有者自身が1年間に1~2回全部の所有林を見まわする。
 - 2) 常用労働者は1年中、10人いる。
- 労働量の5割は臨時労働者による。この作業のうち、請負制にするか、日当制にするかは場所によって決める。
- 労働量の5割は常用労働者による。常用労働者は日当払いで労働者自身の都合のわるい日は無理に呼んで仕事をさせるようなことはしない。(都合の悪い日は休んで良いことにしている。)
- 常用労働者は山林労働者を主業としており、副業に百姓をやっている。労働者の所有農地は1反当り田が3~5反、畑が2~4反でこの地方の平均である。
- 常用労働者は1年のうち、1人が200日ぐらい当家の山林の仕事に雇われている。その日当は平均して350円である。
- 当家の常用労働者の勤続年数は現在20~7年である。

- 3) 植栽は常用労働者が行う。

間伐は採木も伐採も常用労働者によっている。下刈は常用労働者が1年のうち延500日、臨時労働者が延500日作業している。(臨時労働者の頭数は15人前後である。)

枝打は全部常用労働者がやる。

見廻り、巡検は年々度ぐらい不定期に全山林を見まわる(常用労働者)。このなかにはもちろん「ある山で仕事をする時にその近所の山を見てくる」といような程度のものもある。

竹林(5町歩)からのマダケ採取(輪伐期3年、全面積を3等

かした区画露伐法)ヒスギ伐採取は常用労働者が行う。

4) 常用労働者に現物給与を行うようなことはないが、家を建て直すような時に材木を現貨で与えることはある。

5) 当家で山林業務に従事している人は当主ノ人である。

6) 当家は現在労働者災害補償保険には入っていない。

7) 森林火災保険は造林補助金から差引かれる。

8) 常用労働者の作業用具は労働者が各自自費でととのえる。それに対して当家(主産者)が代償を払うことはない。

9) 集材は木材業者がもってくるので森林所有者としてはもっていない。(主伐材は立木処分し、間伐材は多くの場合、伐倒後直ちに(薪材せずに)山で売却処分する。

10) 苗畑は現在もっていない。

昭和25年度又年ばかり3反程自家苗畑を収めて1年生苗を購入してその苗圃で育てて山出ししたことはあるが現在はやめている。

自家苗畑をやめた理由はつぎのとおりである。

1) 山の仕事の急がしい時と苗畑の急がしい時と定期的に重複する。

2) 予期した程成育がよくなかった。

3) 苗木業者から良い山出し苗が入り易くなった。

4) 林地改良、灌漑、排水、林地施肥などについて

1) 灌漑はやってない。

2) 排水は山間の成積の悪い土地(面積6反)に植栽した時、排水工事を行っただけ(昭和30年)。

3) 林地施肥は昭和27年度ノ度だけ試験的に1町ばかりやったことがあるが、その後は全然やっていない。

5) 風害地手入、木起し、林道補修などは5~6年にノ度ぐらい常用労働者を雇ってやることはあるが、とくにとり上げるほどのものはやってない。

6) 砂防工事、地盤り防止、がけ工事などは個人としてはやって

ない。

16. 林業政策に対する意見

1) 税金については所得税算定の割合の全費率が低すぎるように思う。

2) 林道負担金について

送達施設などに対して組合や輸出販賣会社が負担金を払わないのに森林所有者が林道に負担金を払うのは不合理だ。森林所有者の林道負担金はもっと少なくして欲しい。

3) 林道補助金について

公共性の強い道も林道の名目で工事をして補助金を稼いだことがある。たとえば村道を林道だといって工事をするような例である。あまり林道の公共性は強調しない方がよいと思う。

4) さいごん、育種ファームで品種が混雑している。裏日本系の生長のよい木を三重県で宣伝しても長続きするかどうか問題がある。また反面、当地の実生苗のなかには苗畑で花が咲いたりするものもある。

スギの品種で話題に上る奨励品種が多すぎる。それぞれ各品種の立地的特徴を明確にして土地に合ったよい品種を所有者が選べるようにして奨励して欲しい。(附註)

5) 品種問題に関してスギに重点を置くのは非常によいことだが近所「スギの不適地にはヒノキを植える」のが常識であり、現状であるので、ヒノキのよい品種もみつけて奨励して欲しい。

6) 森林組合について

1) 現状はまるで県庁の出発機関のようである。県庁の最先機関として仕事(伐採申請、補助金申請など)が多すぎるがこれで良いのだろうか。もしそれでよければ「そうだ」とも

(注)「土地にあった良い品種」は前記を令保林木(いずれも土地カスギ)から選抜して特許をとってこの地方に産したものを自分で作るようにアドバイスした。それに対して所有者は非常に乗気であった。

つど明確に森林組合の性格を定めて欲しい。

2) 森林所有者に組合加入がプラスに感ずると思わせるようなギヤッチフレーズを出して欲しい。

3) 森林組合は本質的には組合員の林業経営に役立つべきもののに現実には県庁の御用業務下請組合である。

4) 県庁や林業事務所に対する森林組合の発言力を強化して欲しい。

5) 当地は森林組合加盟会の滞納が多くて困るが組合の経済的強化を画って欲しい。

6) 組合員の意欲で経営される組合でありやすくして欲しい。

組合員の意欲を高めたい。現在は役員と組合員の意識が離れすぎている。また役員は役員で一杯呑めるのが楽しみで出てくるような人が多い。

7) 森林組合の貧乏は止むを得ないにしてももう少しなんらかの意味で組合員のプラスにならなければならぬ。その意味で森林組合の技術員に県の普及員や経営指導員の様な仕事もさせたい。そういう点で下端組合の技術員の素養の向上を図るために技術員の教育、研修、講習会などを頻りに行って欲しい。

8) 「林業新智識」という出版物について

1) 林業新智識はたとえばある森林施業を紹介したり論じたりする場合にその利益のみを書くようだ。もつとその欠点も書いてその長短を比較したり批評したりして欲しい。また森林所有者が比較できるようなして欲しい。

2) 読者対象を小森林所有者や農家林業に片寄りすぎずもうすこし大規模私有林の経営のことも書いて欲しい。林業を副業にして農業を主業としている小森林所有者もある反面、農業を副業にして林業を主としている農家もある。

3) わが国の林業の研究は一方では極端に大経営の国有林関係か一方は極端に小経営の農家林業かに偏在している。その中間あ

たりの、たとえば当家のような林業経営の現実に即した研究や普及もはかって欲しい。その階層のもっている森林面積がわが国の林野面積の中で大きい部分を占めるから、結局この階層の林業の振興をはかることがわが国全体の林業の発展にも益することになるように思う。

4) 茨城、千葉のタバコ栽培地帯では落葉を肥料にして農業を主とした経営を行っているが当地で同一所有規模の農家（たとえば林地面積10町ぐらいの人）は林地を10町もってればスギヤヒノキを植栽している。そして農閑期に年々スギを造林して販計を償って行ける。当地ではどんな小規模の山林所有者でもスギヤヒノキの用材林業を営んでおり、混農林業や林間放牧は考えられない。当地では一般に「山」は採草地としてではなく用材林地として利用している。要するに林業を林業として考えており、農業の副業（下草、落葉の採取その他）として考えていない。しかも大森林所有者は比較的知識も深いが大森林所有者は林業知識が浅い。

そういう意味でも「林業新智識」の啓蒙的性質を拡張して欲しい。

17. 造林工程表（スギノ町あたり）

1) 当家で聞いたもの

年次	種 目	数量	単価	金額	備 考
1	苗木代	6000 ^本	2円30銭	23,000 ^円	男子労働者、平均30人（場所により20~35人）落枝や枯枝は土地の人が薪の代りにもって行く（報酬）
	苗木小運搬	6,000	15銭	900	
	苗木仮植	6,000	5銭	300	
	地 培 え	35 ^人	400 ^円	14,000	

年次	種 目	数量	単価	金額	備 考
2	植付費	20人	400	8,000	{ 1人/日300本 ~ 380本植栽 5月
	下刈(オ1回)	18人	400	7,200	
	下刈(オス回)	13人	400	5,200	
	補植苗木	500本	4,400	2,200	{ 日が長いから小人数 でよい。オ1回目より も作業容易
	補植苗木植付	2人	400	800	
	下刈(オ1回)	18人	400	7,200	
3	下刈(オス回)	13人	400	5,200	{ 小運搬、仮植は新植 苗木と一緒にやる。
	下刈(オ1回)	20人	400	8,000	
4	下刈(オス回)	16人	400	6,400	{ 前年よりも雑草、雑 木の根に力がついて のびが早い。したが って作業が困難で人 手がよけいにかかる。
	下刈(オ1回)	20人	400	8,000	
5	下刈(オス回)	16人	400	6,400	{ オ3年は補植は行わ ない。
	下刈(オ1回)	20人	400	8,000	
6	下刈(オス回)	16人	400	6,400	{ 5年目から下刈は1 回だけになる。雑草 が多く雑木は回くな り植栽苗木が大きくな るので作業が困難 になる。
	下刈(オ1回)	20人	400	8,000	
7	下刈(オス回)	13人	400	5,200	{ 植栽苗木が大きくな り部分的に下刈をす ればよくなる。

年次	種 目	数量	単価	金額	備 考
7	下刈	7人	400	2,800	{ つる切りも兼ねる。 手の届く範囲内まで の高さで全植栽木の うち、半分ぐらい行 う。
10	枝打	15人	400	6,000	
11	除伐	10人	400	4,000	
15	枝打	15人	400	6,000	{ 冠い梯子を用う。 樹幹よりも木の太さ を基準にして枝打を するかしないか決め る(直径25cm高さ10 m以上のもの)
	枝打	15人	400	6,000	

以下25年までに間伐を3回ぐらいして、間伐の翌年に全株を枝打ちする。枝打ちは25m(26尺)まで行う。スリ鉋は用いずに梯子を用いて枝打ちする。枝打ちの用具は両方のナタと鉋、雪隠しは5~10年に1回ぐらいしか行わない。大雪の降った年に10年生以下の林分に行う。その時の費用は1回/町あたり鉋40費(1費50円)、人20人(1人400円)

2) 参考のために

当村の公有林について県庁が編成した施業表(公有林の管理計画書—昭和34年4月~昭和35年3月)のデータによると、スギ、ヒノキノ町あたり植栽工程表はつぎのとおりである。

費 目	内 容	数量	単価	金額	備 考
造林費	地 格	30人	400	12,000	{ 再造林反当 5人 植栽反当 5人
	植 付	18人	400	7,200	
					{ 4500本植 1人/日250本植

費目	内 容	数量	単価	金額	備 考
	苗 木	4,500 ^本	5円	22,500	〔販植費、大小運搬を 含む。苗木代〕
	補 植	4,5 ^人	400	1,800	〔1人1日150本植 1割5分675本補植〕
	補植用水	675 ^本	5円	3,375	〔販植費、大小運搬を 含む。苗木代〕
下刈費	1~3年	45 ^人	400 ^円	18,000	〔年1回刈計3回反当 1.5人〕
	4~6年	37 ^人	400	15,600	〔年1回刈計3回反当 1.3人〕
	8~10年	20	400	8,000	〔隔年1回計2回反当 1.0人〕
除伐及 伐打費	10~18年	10	400	4,000	〔1人1日30本除伐 本数300本、つる切 り共反当1人〕
間伐前 下刈費	15~20年	14 ^人	400	5,600	〔間伐前実施 間伐回 数2回反当0.7人〕
	21~25年	7 ^人	400	2,800	〔間伐前実施 間伐回 数反当0.7人〕
	26~30年	10	400	4,000	〔間伐前実施、回数1 ~2回反当0.7人〕
間伐費	15~20年	1000 ^本	6円	6,000	〔1本当6円、除伐を 含む。〕
	21~25年	820 ^本	12円	9,840	1本当12円
	26~30年	400 ^本	18円	7,200	1本当18円
	31~35年	350 ^本	23円	8,050	1本当23円
主伐前 下刈費	36年	13 ^人	400 ^本	5,250	〔主伐前実施反多たリ 1.3人〕

費目	内 容	数量	単価	金額	備 考
管理費				16,600	内訳 直接費 造林監督 3人 除伐、 2人 間伐、 12人 下刈、 9人 主伐、 4人 間接費
計				157,765 ^円	

8. 当家の収支計算

(収支計算は家計簿にもとづいて行っている)

(注) 自営林道なし

事業所、造林小屋などなし

森林保護費なし

森林火災保険は補助金から差引かれる。

苗畑なし

労務者災害補償保険には現在入っていない。(入っているとすれば5万円(1人5,000円)程度の支出がそのためにいる筈である)

家計と林業収益は現在のところでは未分離であり、利潤と所得は合算している。(ただし将来は家計と林業収益を分離させる希望をもっている)

〔収 入〕

a) 主伐材積 年1,000石 (立木の時に検尺、材積査定をする)

b) 間伐 材積 年1,000石

c) 副収入

1) マダケ 5町歩

2000石
4000石

ス 炭 炭 田 3 反、畑 4 反（自給用）

3 区 長 （区長としての交際費と収支計算すると赤字になる）

〔支出〕（昭和34年）

費 目	年支出額	備 考
ア) 雇 賃	300,000 ^円	常用労働者の賃金 （労働者10人 仕事日200日、日当制（1日1,300円） 並喜の手当若干 植付と間伐（監木、伐倒、搬出）は全部常用労働者がやる（年に延600日）枝打ち全部常用労働者がやる（年に延200日）見廻り雑用も常用労働者が行う。
イ) 造 林 費	200,000	臨時労働者の賃金（臨時労働者を使う休日は下刈だけ 下刈は常用労働者延500日 臨時労働者延500日（臨時労働者の頭数は15人）
ロ) 税 金		
1) 固定資産税	200,000	
2) 県村民税	150,000	
3) 国民保険税	50,000	
4) 所得税	350,000	
5) ミナス所得税	200,000	財産を贈与した時、贈与する側が払う——父の財産を息子に名義書き替えた時など——

費 目	年支出額	備 考
イ) 諸 掛 り		
1) 林道（組合林道）の新張・改修	70,000	
2) 区内の山道補修	5,000	1軒につき2〜4日の 賦役を強制的に課せられる。 それに参加しないと「出不足」として金をとられる。
3) 森林組合賦課金	15,000	
4) 教 養 費	50,000	林業懇話会費、グリーンエ ージ雑誌代、図書費、有名 林業地の視察旅行
(注) 町全体が落ち着いた町で村内に資産家（大山林所有者）が3人もいたので、当家の資産金などは比較的少ない。		
ロ) 計	2,090,000	支出のイ)〜イ)の合計

経営 C (昭和25年)

1. 経営面積

実測 1500 町

うち スギ・ヒノキ 75%
サツ 25%

2. 蓄 積

スギ・ヒノキ 54万石、サツ 4万石 (昭和25年度)

3. 令級配置 (昭和25年度)

令 級	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX
スギ・ヒノキ 面積	25%	4%	4%	5%	1%	6%	10%	10%	22%
サツ 面積	26	42	11	5	7	9			

令 級	X	XI	XII	計
スギ・ヒノキ 面積	9%	1%	3%	100%
サツ 面積				100

備考: I 令級は5年

4. 特 長

小面積点在、1町地の面積は700町～25反、100町所に町地を有し、1町地50町地よりところがアカ所ある。合併前のタカ町村に散在している。

5. 山林所有および経営の沿革

a) 要 約

日清戦争以後、先代と先々代のヌ代で植林した。日清戦争当時、株を山林に換えた。当時買った山が現在の所有林のほとんど全部を占めている。拒戦前後に山火事があり、現在はその跡地の造林を完了したところである。

b) 徳川時代

藩の会計役をしており、旧家である。

c) 明治初年

地租が高く、田を手放す人が多かった。現在の当主の祖父がそれを買ひ集めた。

d) 明治初年

山陽家が私鉄だった頃、田を売って株に換えた。

e) 日清戦争当時

「山は利回りが良い」という話を聞いた。そこで当時の株式配当300円のうち、100円を生活に、100円を現金に、100円を林地購入にあてた。当時買った山林が現所有山林のほとんど全部を占めている。当時義務教育制度の実施にともなって所有林を賣る府が多かった。それを細かいことをいわずに当時1町歩60円(当時としては良い値)で賣った。

f) 日露戦争当時

雄木山を炭に焼いて伐跡地にスギ・ヒノキを植林した。当時は炭炭が盛んで、世人は「もつたいないことをするものだ」と嘲した。

g) 拒 戦 前

山林の管理は山番任せで放任していた。当時は山林収入をあてにせずにそれ以外の収入(農地小作料、株式配当など)によって家計をまかなった。その間、昭和15年に山火事があり1週間ほど続けて900町の山林を焼失した(原因は河惣地の火入れ)。

拒戦直前には強制伐採が行われた(数量不明)。

h) 拒 戦 後

現在、家計の生活費の95%は山林に依存している。拒戦後山林管理専任の管理取置2名、山番9名を置いて林業経営を営んでいる。

昭和21年に財産税が200万円かかってきた。その際、山林を皆伐しかけたが2〜3万石皆伐しただけで、昭和22年に

は皆伐をやめた。町産税は山林を抵当に入れて銀行から借金をして納入した。その借金は毎年分納して山林収入（間伐収入）で返済した。

昭和23年当時、「山火事跡地を全部植林するまでは主伐を行わない方針」をたてた。そしてその通り実行し、ここ数年間は主伐せず間伐のみを行って、さらに植林地の手遅れ地を手入れしたり補植したりしている。（手遅れ地のとりもどきのための手入れは昭和30年頃完了した）。

昭和25年3月に山火事がまた起り、50町焼失した（原因は汽車の誤火）。

昭和23年にはその山火事跡地に植栽。昭和24年には山火事跡地の植栽を完了した。

昨年までは間伐収益によって収入をあげていたが今年（昭和34年）あたりから少しづつ主伐（年5,000石〜10,000石）を行う方針である。目下のところ、昭和23年から現在（昭和34年）までに間伐を全山にわたって2回づつ施行したことになる。当家の産伐の統計を示すとつぎのとおりである。

	伐 採					計	造 林 (植栽) 面 積
	間 伐		主 伐				
	スギ・ヒノキ	マ ツ	スギ・ヒノキ	マ ツ	サ ツ		
昭和25年	17,730				173	17,903	
26	10,362				43	10,405	
27	4,883				52	4,935	
28	5,706					5,706	64
29	8,697				1,340	9,037	59
30	8,619				2,133	10,753	33
31	10,208			131	3,500	13,839	19
32	13,949			140	1,461	15,600	7
33	13,721		1,995	389	4,078	20,683	106

	伐 採					計	造 林 (植 栽) 面 積
	間 伐		主 伐				
	スギ・ヒノキ	マ ッ	スギ・ヒノキ	マ ッ	サ ッ		
昭和34年							42
35							40

（備考）1）サツの主伐には植林地の中に天然生サツが点在している箇所の除伐を含む。

2）昭和34年の伐採量はまだまとめてなかった。（昭和35年1月調査）

昭和35年にはノス〜ノ3町を主伐した（昭和35年12月調査）

3）この表のなかに示されている造林面積は当家の造管造林によるものだけである。このほかに地上権植栽によって地上権者の植栽した造林面積が、当家の所有山林面積のなかに約200町ある。

4. 他の事業

なし

5. 山林収入の便途

1) 主 営 費

焼跡や炭削伐採跡地の整理、植林、手入れ

2) 家 計

3) 株式投資など

原則として家計とは無関係に成熟した林木を伐採し、収入からの貨幣が余ったら、当家は資産が山林に偏在しているので、それを修正する意味で有価証券を買う。

6. 生産目的

スギ・ヒノキの更張材生産（終戦後からは、ヒノキの育たない

ような所へはマツを植えている。

当地方はスギの角材(造材)の産地である。

7. 伐 期

スギは50年前伐、ヒノキは60年前伐で伐採する(当初、昭和24年頃に京大の生澤先生に相談したら断伐期は70年にして金がかかるのに60年にしたらよいといわれた。)

現在の方針では60年生以上の木は山に置かない。ただし予備林的に若干残すものはあるがしかし断面積の何割を予備林にするという目標はない。60~100年の老令林を沢山伐ろうとは思わない。

60年頃まで置けるのが「得」だから60年まで置く。30~40年で伐っては「損」だ。(脚註)

利回り計算をすると「勘定が合わない」(採算がとれない)から利回り計算はしない。40年も50年もする時には「物」の価値が上り、「金」の価値が下がるから結局「得」になる(利回り計算以上に得になる)。

(脚註) 1町あたり収入から損得を判断していると思われる。

私(中村)はよく山林家から「30~40年生では伐らずに、50~60年生までおくと取引にうまみがある」とか「……得になる」とかいう話を聞かされるので、その「取引にうまみがある」「得になる」という言葉の意味をある伐木販売業者(近畿地方)に聞いたところ、つぎのような答が得られたので報告しておきたい。

(1) 50年生以上になると樹幹の断面積が丸くなる。取引と輸送は目通りのもつとも細いところへおててはかるのでそれ以前の年令で主伐するのよりも有利になる。

(2) 若い木は皮がでているが50年生以上になると下枝が自然枯死して落ちる。その結果山がきれいになり、審美的には30年生の山へ入った時よりも50年生の山へ入った時

現在において短伐期を採用することには賛成である。小至木が伐りたかったら断伐政策に中心を置く。

9. 目的樹種

当山の至極の目的樹種はスギとヒノキである。マツは、はじめ植える前は手入れがかからないと思っただが植えてみると実際にはスギやヒノキよりも多くの手入れが必要であった。

ついでにほかの樹種について感想をのべるとユーカリやアカシヤやポプラは、宣伝されているほど将来性がないように思う。その理由は、危険性があり、また市場も不安定であるから。ユーカリは植えてうまく育っている人もあるが、うまくいっていない人も多い。近所にタイワンギリを沢山植えて困っている人がいる。

ユーカリは土地の肥えを所でないでさない。外国へ行った人の話を聞くところでは、ポプラは山へ植える「植林」ではなく「ミカンやカキと同じような意味での木の栽培」だ。それを償うだけの収入があればよいが、その市場がまだ不安定だ。現実問題として当山の山にはポプラやユーカリに適するような肥沃な林地がない。どうもタイワンギリ、アブラギリ、ニセアカシヤ、ポプラなどは宣伝するほど見込みがないように思う。それに比べてス

の方が山に威圧感があり、山がよく見え、つい高く値をつけることになる。

(3) 板材をとるには50年生以上の山が都合なので山が高く売れる。

(4) 樹木は50年生以上になると木の上の方に身が入って材質が増える(図a)



(5) 50年生以上になると根曲りが少なくなって目通り直至が下る(図b)

ギ、二ノギ、マツなどは近頃で向壁いがないから良い。

10. 管理組織

森林所有者のもとに取買ス名が専断しており、現地には山番が
9人いる。ス名の取買のうちノ人（番頭）は会計事務、販路交渉
などをやり、ノ人はその補助をしたり、山を歩いたりする。

山の管理は戦前には山番にまかざりて放任していたが、戦後
はス名の取買が統制して合理的な山林経営をしている。このス名
の取買は事業計画作成、販路、直林監督、賃金支払いなどを行う。
取買の編成した事業計画は、森林所有者の承認を受けた上で実行
され、実行後は森林所有者に報告される。山番は盗伐を予防した
り伐業労働者を集めて現場の仕事をしたりする。山林の伐業は立
地状況が類似しているので、功程、労賃単価等について画一的な
管理を行って公平を期し、それに成功している。

各山番の管轄区域は一定しており、山番になっているのは各部落
でも相当の賃金をもち、雇用する人（各村の区長クラスの人）で
ある。

山番の下には常に仕事をする山林労働者が山番ノ人あたりノ
人ぐらいいる。これらの労働者は半専業主で、自家の仕事をする
とともにほかの仕事をしたり、自分自身の田畑を耕したりしている。
これらの労働者は「仕事をくれ」といつてくるので、当家として
は下割、同伐などつぎからつぎへとノ年間を通じて村ノ人に仕事
をこしらえてやるような方針でいる。

ある地区の山番の使っている労働者を移動させてほかの地区の
山番の仕事に参加させるようなことはしない。とくにある地区で
大規模の新植などを行う時にはこれらノ人の専断労働者以外に
山番の权限で適当にその地区の村人を臨時労働者に採用して仕事
をしている。

賃金の決定は、山番と労働者を皆呼んで、主幹者が彼等と話し
合つて定める。

たとえば伐木伐業の場合にはつぎのようにする。

当地方では、薪材を「丈もの」（ノ丈もの）、「ヌ間もの」、
「ノ間丸太」に分けるが、そのさい「丈ノ本」の単価（賃金）を
決めて、ヌ間丸太は丈ノ本、ノ間丸太は丈と同じと慣習的に昔か
ら相場が決っている。（また、地方的習慣として昔から米ロム寸以
上ノものはヌ間ものにし、それ以下ノものは丈に換算することが行わ
れている。）

「丈ノ本」の単価（賃金）を決める時、昔は山番が代表者として
出てきて、主幹者と話し合つて賃金を決めて山元へ帰り、一般勞
働者の賃金をピンハネしていた。現在はピンハネは絶対にできな
い。現在は、賃金を決める時、主幹者が山番と同時に労働者を皆
呼んで、しかも彼等が自由に発言できるような雰囲気の中で、彼
等と話し合つて決める。

その決め方は、たとえば伐木の場合には、まず主幹者が附近の
村路で行われている賃金などを参考にして、「ノ本（丈ノ本）ノ
円で切ってもらいたい」と提案する。すると労働者が、伐業場所
の立地条件（傾斜、岩、草、家からの遠近、そのほか）や労働者
の匠計の話などを具体的に説明して、「そういうことを考慮に入
れてノ本ノ8円にして欲しい」という。すると主幹者が「ではノ
本ノ6円ぐらいではどうだ」という。このような交渉を繰り返しな
がら、結局賃金が決まる。したがって賃金は（伐り費も出し賃も
直林の日当も）主幹者の方から一方的に「いくらでやれ」と押し
つけるようなことはない。一種の賃金協定がこのようにして行わ
れる。もちろん、その交渉過程においては、最初主幹者が提案す
る賃金は若干安く（上の例ではノ5円）、労働者が提案する賃金
（上の例ではノ8円）は高い。そして最終的に決まる額はその中
間に落ちつく。

賃金の支払いは、雇用主を依つてそれにもとづいて計算し、本
人から受取りの捺印をとつてくるようにしている力で、主幹者と
労働者の間に山番が入つて賃金をピンハネすることは行われな
い。

雇用表の例

(伐木)

氏 名					計	段取印
	ス向もの	ノ向もの	大もの			
吉 田 太 郎					(金 額)	
嶋 山 茂						
池 田 一 郎						
...						

伐木労働は出来高払いにしているが、下割と地落ちは割戻制にしている。植栽は日雇制を採用しているが、賃金支払いは山番にまわして渡す。その場合、山番の日当は普通の労働者よりノ割高くしている。そのほか、山番には林分伐採時に収入(A)の $\frac{2}{100}$ を「監守料」として渡している。

仕事の手順は、企画として、それを山番に交渉し、山番はその仕事を執行する。実行中に監理取組がノ度見に行き、仕事が終ったら又見に行く。その時に仕事のやり方が悪かったら直ちにやりなおさせる。

当分の植栽費(植えつけだけの事業費)の取組はつぎのとおりである。

年 度	昭和25年	26	27	28	29	30	31	32	33
植栽費(円)	29	67	111	163	138	67	65	22	199

また、植栽の労働者1人あたりの日当はつぎのようである。

年	日 当	
	最 低	最 高
昭和27年	300 ~ 350 円	
28	350 ~ 380	
29	400 ~ 420	
30	450 ~ 500	
31	450 ~ 500	
32	450 ~ 500	
33	450 ~ 500	
34	500 ~ 550	

植栽木1本あたりの下割の単価(賃金)はつぎのように経過している。

昭和26年	下割1本あたり賃金	96 銭
27		91
28		95
29		1円17

Ⅱ 借地林業(地主側としての借地林業)

山火事跡地に希望者に地上权植栽(借地林業)をさせている。契約期間は立木ノ代限り(50年)とし、分収率は7分3分(植栽者7部、地主3分)である。植えた木は共有として、間伐、下割、手入などはそのついで地上权者が当惑と協議のうえ行うことにしている。地上权の譲渡には地主(当惑)の承認を要する。

従来は主伐収入だけを7:3に分けたが現在は間伐収入も7:3に分けることにしている。

昭和23年度は一般に植林する人がなかった。当惑が当時植林してからこの地方一帯で植林する人がでてきた。そのご造林補助金ができるようになった。その後、地上权植林の希望者がでてきた。現在(昭和34年)、地上权設定をされている面積は200町歩

地主は65人いる。

4. 林政に対する意見

4) 森林組合について

1) 役に立たない。

2) 実態には県庁林務課の出張所という現状である。

3) 森林組合の分担金を40万払っても御利益がない。

森林組合の役員になって判子を押して、分担金を集めた時に不足分の尻ぬぐいをやるだけである。

4) 造林補助金と融資は森林組合を通じて行われるように仕組みである。

5) 税金について

1) 森林所有者は現状でも5分5乘法によって充分優遇されている。

2) 私有林の老令林の縮量を止めさせようとするれば25年生以下の幼令林には一切の税金(固定資産税、相続税、贈与税)を課さないようにすれば森林所有者はどれも50年生以上の木を山に置いておかず伐採して植林するようになる。資源の有効利用にはこれが最良である。

6) 造林補助金と造林融資について

1) 造林融資を20年で返済する場合、そのあいだに地主の死(立木所有者の交替)などによって人が替ったら面倒くさいことが起る。

2) 造林補助金の場合、苗木代はでるので植林熱が旺盛になった。造林補助金は手続きが簡単でよい(融資とは異なり、1年で返済される)。しかし補助金を正確に出すためにずいぶん手間をかけているように感ずる(たとえば造林地の跡地検査など、県、主管指導員、会計検査院などの検査や測量などのために1町歩に1万円の補助金を出すために1万円の費用を使っている)。

4) 林道について

林道の森林所有者負担金を税務上、その年の必要経費に認めて欲しい。税務署のいうような「25年で負担金償却」というやり方は理屈には合っているかも知れないが、実情には合わない。

林道建設は全額国庫の経費で行ったうえ、その林道を利用する森林所有者から使用料をとればよい。林道開設によって伐価が上り、森林所有者の所得が増加すれば所得税徴収額も増してそれだけ国庫の利益になる。

現在、林道の9割は町村道である。この林道は補助金と山林の負担金で保たれており、村はそれに対して支出していない。

5) 未熟地買収について

終戦後、山を未熟地売却法によって手に入れて售にした男がそこへぎた木を植えて都会へ出ている。不合理だ。

4) 森林組合、主管指導員、普及員などには行政的業務屋が多すぎる。彼等は伐採申請の事務ばかりやっていて山へ行くチャンスがないみたいだ。

たとえば「ある私有林所有者があらかたにマツの産地だと思われるところへスギを植えてその生育が悪い」というような問題はもっと徹底的に徹力的に指導して欲しい。残念ながらこういうことに熱心な普及員や指導員は少ないのが現状である。また地元民はもっと主管指導員や普及員に相談すべきだと思う。どうもこの点、主管指導員や普及員の本来の取寄が忘れられているように感ずる。

5) 山林解放、国有化などの動向について

これらについて心配している。山林解放をした場合、今まで労働者だった人が山を1町歩もらっても20年間(才1回間伐まで)は手間がかかるだけで収入が入らない。労働者の立場からは現在は大山林所有者の山へおぎに行けば賃金がもらえる。反対に小面積の山林が自分の山になったら賃金がもらえぬので

ろか手入れをしなければならぬ。

- ロ) 山に木を植えたが「得」になるような政策をとって欲しい。
一つの提案としては造林補助金や造林融資を一切やめて、幼
木林(25年生以下)の課税を行わないようにし、その反面、
木を伐った時(主伐、間伐)に相当の税金をとるようにすれば
よい。

13. 家計と山林経営の関係

家計はほとんど全部が山林収入によつてまかなわれている。し
かし伐採量を家計の必要に合わせて着減することはない。伐採計
画はまずノ輪伐期にわたる主伐間伐収獲計画を立て、つぎにそれ
を基準として5年ごとの伐採計画と植栽計画を作り、それによつ
て直伐する。そのさい材価や家計の必要に応じて伐採量を更
改するようなことはしない。伐採計画は主伐、間伐とも面積と株
数と草水平均材積によつて収獲材量を算出するように依つて
ある。

- ハ) 昭和24年当時に立案した経営方針、植栽、保育方針、および
輪伐期計画の計算根拠、款式その他(これらのうち、特に示した
もの以外は現在もそのまま実行している)。

- ロ) 伐期は70年(当時、京大の佐藤先生の助言によつて決めた)
(註: 現在(昭和35年)の伐期はヒノキ60年、スギ50年
である。しかしそれに応じてそれ以外の数字を修正してはいな
い)。

70年伐の目標

26年生以上の伐採可能木 50万石

25年生以下の中小木 25万本

年伐量(主伐と間伐の合計)を2万5千石

とする。

多角経営を行う。(註: 当時はスギ・ヒノキのほかにはハゼ、ア
アラギリ、マツを山火事の焼跡に植える方針であつた。このう

ち、実行したのはハゼを1000本(5反)植えただけである。
その後、スギ・ヒノキの材価が高くなったのでハゼの植栽をや
めてスギ・ヒノキだけにした。マツはヒノキの不直地に直えて
いる程度で量的には少ない)。

ロ) 植栽保育方針

- 1) 昭和23年をオノ年度として5カ年計画を作る

- 2) 造林地保育、手入の手遅れを昭和25年までに取りもどす
(註: 実際には造林手遅れ地の取り戻しが完了したのは昭和
25年であつた)。

- 3) 毎年5万本ずつ植栽する。(註: 当時の労賃と至善費から見
て、当時は5万本が精一杯だと考えられた)

- 4) 早急に山火事の焼跡を整理するために状況に応じては他と
異植栽もやらせる。

- 5) 無理な直え方をしない(スギ、ヒノキの直地にはスギ、ヒ
ノキを植え、立地が悪いところにはマツを入れる)

- 6) 不良山林を漸次整理する(註: 一部実行した)

- 7) ヒノキ直地にスギを植えた山は伐採して直えかえる。

ロ) その他

- 1) 従来の山番生かしの至善を全面的に改め、合理的・至善的
に至善する。

- 2) 山林至善を通じて地元民に仕事を与える

- 3) 労務管理を適正化する。

- 4) 将来10カ年は間伐だけを行い、主伐を行わない。

- ロ) ノ輪伐期の計画(株数、材積、間伐などの計画)の款式と計
算根拠

でよろしいと思う。

8. 丕管の概要

2) 伐 採

1) 主伐と主伐箇所の選択

適地を間違つて植えたために生育の悪い林分は主伐して樹種を交える(スギをヒノギに植え交え、ヒノギをマツに植え交える)。

代取地は相続のために古森を書き換える。芝令で過熟になり、生長が衰退した林分や災害や虫害を蒙った林分は積極的に主伐する。

2) 同 伐

強度の同伐を回数多く行う。木は細く長く仕立てる(枯材生産のため)。5年前(分期計画)に同伐予定林分を指定する。同伐木の選定は山番と管理取費が行う。

b) 販売方法

1) 主伐も同伐も、伐採後現地で伐採木を棚積して、す検するまでの作業を直管で行う。棚積してす検の経った素材を直ちに売る。搬出(集材、山出し、その他)は原則として行わない。

立木のまま伐らずに売ったことが10年ぐらい前にマツが回ったが、それをするに当方が石数を少なく見積る傾向があり、伐採後、石数が増えることが多いので「損」である。したがってやめた。

腐況によっては同伐材などを直管で谷で落した方が有利なことがある。そういう時には谷に集材する。これを行うかどうかは現地の腐況によって判断する。実際にはこの方法は稀にしか行わない。

また、販売の交渉を業者とする時に運賃がいくらかかるか判らないことがあり、業者に聞いても信用できなかったり

話が合わなかったりする時、時々直管で試験的に100石ぐらい出して運賃を計算する。そしてそれを種にして業者と掛け合う。そのつぎからは、その地域ごつたら運賃がいくらかかるか判るからそれを用いて単価を計算し業者と交渉する。

しかし、原則としては先述のように、素材の山元販売を行っている。その理由は昔からこの地方では「山持ちが素材まで一貫丕管して成功した例」がないからである。山持ちは自分で山を持っており、伐採搬出業者の「金の苦勞」を知らない。その結果、資金を無駄使いしたり、丕管が難かしくなると自分の山を伐り過ぎて破産したりする。この地方では素材業者が伐木搬出をやっているが、その時、立木代金を「山手」^{ヤマテ}と呼んでいる。伐木や搬出の労働者は素材業者(伐出兼管)から「山手が高いから賃金を上げろ」という交渉をされて譲歩する。しかし山持ちが同じことを言っても「山手がかりないから」と言つて賃金をフキかけてくる。

「山持ちが伐出事業を行つて町の素材工場の土地で売る」ということは机上で計算すると「得」になるが、実際に行つてみると途中で運材中に盗難にあつて材木が減つたりしてもトラクタ/台ぐらい下ろされたりでは発見が困難であることや、そのような事故を防ぐために盗難防止の人件費がかかりたりして却つて「得」にならない。

素材、運材以降の仕事は素材でなければできない。

2) 素材販売を行う取引先(買入)は土地の素材業者に限っている。他所着の業者だと買入れの心算があり、たとえ値がよくてもよその業者には売らない。また素材だけを販売して素材を行っていないブローカーには売らない。

流域別にその土地の素材所に売っている。マダメな業者(金を約束通り支払わなかったり、同伐の時に山を傷けたりした業者)には二度と売らない。マダメな業者には何度でも

売る。

石あたり 10-20 円安くても確実に金のとれる所へ売る。土地の製材所へ売る力は「山火争い時に世間になるのは地元」という考えも手伝っている。

3) 製材の販売価格の決定

郷土の製材所（法人組織をとっており、当家の産物の親類筋にあたり、当家の管理職員がその製材所の重役を兼ねている）にサンプル（たとえばスギ 500 本、75 石）を試験的に挽かせ、そのデータを提出させる。そのデータには製材製品が材質別に整理しており、それによる製材所の売り上げが判るようになっている。それにもとづいて単価を交渉する。

（例）

製材製品	大巾板	33x25+	材種	製品単価	金額
	1等	15枚	0.245石	3200円/石	794円
合計	63石				
製材所売り上げ 242,293円					
原木と製材製品の差額 86.05%					
242,293円のうち 重 賃 15,913円					
税 賃 9,229円					
差 217,151円					

原木単価は石 2,950 円になる。

この上さらに製材所の石あたり利益を見込む。石あたりにするとつぎのような計算になる。

（例）

3200 円/石	-----	製材製品価格
-) 2,800 "	-----	載 材 価 格
400		
-) 100	-----	製材所諸至賃

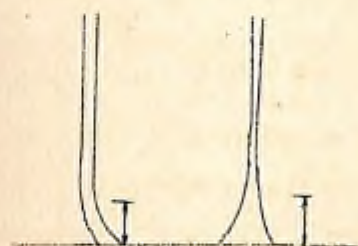
300		
-) 150		税 金
150	-----	買手の利益

この場合、見込む利益（製材所の純益）は取引する材質とは無関係にする（たとえば 1 万石で 150 万円、100 石で 1 万 5 千円、そのぐらい儲からないと買い手が買わない）。

普通の商品では原料価格がまず決まっていて、それに運賃が加算され、さらに加工賃、歩留り、利潤が加算されて製品価格が決まる。しかし木材では東京や大阪の市場の相場がまず決まり、それにしたがって当地方の製材製品の価格が決まり、つぎに利潤、歩留り、加工賃、運賃が差し引かれて最後に山元価格が決まる。

当廠では既述のように「現実に適った逆算方式」によって林不（厳密に言えば製材）の販売価格を決めている。

C) 収獲、採材方法



曲りの部分が著しい時には「伐り出し材」として採材してリング箱やミカン箱にする。

通直な部分は下から「丈≦（同太）」または「丈」（10 尺）に採材する。

ヒノキでは 5 寸 5 分下は「丈」、5 寸 5 分上は「丈≦」（同太）スギでは 6 寸下は「丈」、6 寸上は「丈≦」にとる。

伐木労働者は出采高給で「丈≦」の方が賃金が高い。また、販売価格も「丈≦」の方が高い。

当地方の製材の山元相場昭和 35 年 1 月現在

「丈≦」ものはヒノキ 3000 円/石、スギ 2900 円/石（「スギは 100 円落ち」と通稱している）

「丈」ものはヒノキ 2900 円/石、スギ 2800 円/石

したがってなるべく「丈≦」ものをとるようにしている。

4) この地方の集材、運材方法

さいきん集材機が入ってきた。

主として集材に使用されているのは架線(ヤエン)と木馬である。さいきん(巻取機)とくに架線の技術(上、下、曲)が発達、普及してきた。架線がこの地方へ入ってきたのは大正時代以降である。

運材手段として、当地方では昭和 25 年までは流送が行われていたが、その後、ダムが建設されたり林道が普及したりして現在ではほとんどトラック輸送になっている。

流送は 100 石以下では採算が合わない。トラック輸送の場合には 10 石でも 20 石でも売れる。流送をすると材積が 1 割減ずるし、そのうえ水量の増減で変動される。山元では流送をやめてトラック輸送を行うようになってから材価が約 1 割高くなった。(例: 集材所の土場で石あたり 2,500 円の時に、流送では山元価格が 1,800 円、トラック輸送では山元価格が 2,000 円であった。)

5) 保 育

1) 下 刈

当地方一帯に昔から下刈を秋から冬へかけて行っていたが終戦後、当家で夏(6~8月)に下刈を実行した。現在では当地方一帯が下刈を夏に実行している。下刈の道具は下刈鋸を使う(鋸や機械は使わない)

2) 枝 打 ち

40 年ぐらい前に当地方一帯に枝打ちが流行した(大正初期)。当時、枝打ちをしても材価が上らなかった(死節などもあり、業者が枝打ちをした材に高い値をつけなかった)。

現在はこの地方一帯に枝打ちをしていない。当家でもさいきん試験的に枝打ちを行った程度である(面積は約 4 反)。

6) 造 林

1) 良い土地から重点的に植栽している。

2) 現在、土地の良い所には 4500 本植え、土地の悪い所には疎植している。昔からある造林地には 4000 本~5000 本植えつけた跡(古株など)が見られる。

密植すると樹冠が早く閉鎖するので下刈費が少なくてすむから「得」になる。さいきんは林道が発達しておずかの間伐木でも販売できるようになった。

当家の造林方針は沢山植えて間伐と間伐の間の年数を少くして間伐回数を増し、1 回あたりの間伐量(材積)を少なくする方針である。そして主林木を「細く長く」育てる方針である。

密植についてのべれば、吉野は 1 万本植えている。当家では 4500 本植えている。吉野は樹木生産が目的で、当地は柱材生産が目的である。生産目的が異なるから本数も異なって差し支えない。また、吉野では土地が肥沃で地力が高いから、沢山植えた方が「得」だと思う。当地では土地が悪く、土質、地味が悪く、地力も劣るからもし当地で 1 万本を植えても吉野のように生長しないし、かえって工合が悪くなると思う。

当地ではスギ、ヒノキの場合には 4500 本ぐらいが通している。

3) 林地肥培は 1 部に試験的に実施しているといふのである。(面積は約 1 町、肥料は林野共済会の丸山 1 号)

4) 天然更新は全然行っていない。しかしマツの人工造林地は 10 年生以後の生長が悪く、成績がよいとはいえない。マツの種子の直播きは種子が小鳥に喰われたり、雨で流されたりして成績が悪い。

当家では現在のところ、1 年生造林が 3 割を占めている。1 年生造林で植付を丁寧に行わせるため、植栽の至費は多くかかるが成績はよい。ただし半密植が沢山発生しているところには 2 年生造林を行っている。

5) 植栽方法

ノキの苗を2人で植える。そのうち1人は穴掘り、1人は植え込みをそれぞれ専門的に行う。

6) つる切りは下刈と一緒に行う。

7) 挿木苗は全滅しない。戦後、この地方で九州のクモドオシ、トミスなど、他地方産の挿木苗を植えたが生着が悪かったので挿木はしないことにした。(当家でもサンアスギ(千葉)、フシスギ(岡山)を300本ぐらい試験的に植えたが成績がよくなかった。また、マツタスギは少しも大きくならない)

現在、造林事業は全部実生苗を用いて行っている。なお、そのほか地元産のエリートを選抜して700本ぐらい挿木をやって目下育苗中である。

3) 植栽期

マツは当地方には「ヌ月の輪てマツ」という諺があり、ヌ月には捨てておいてもマツが活着するほどである。

スギ・ヒノキは無雪地地方ではヌ月半ば〜ヨ月ノ杯にかけて植栽し、ノリ里ぐらい奥地では4〜5月頃、雪が消えてから植栽する。

4) 事業所

1) 6畳2間に台所のついたものノカ所(戦前の夷驛)

2) 簡単な小屋(ノリ収容、自炊、宿泊)ヌカ所

そのうちノカ所は建築後ヌ年

ノカ所は建築後ヨ年

これらの事業所には経費もかけず、管理人も置いてない。

3) 仕事をする区域(森林所在地)

労働者の住居からノリ以内のところが大部分である。もっとも遠いところでは4Kmぐらいあるところもあるが、そのようなところはごく限られている。

4) 山林保護

火災予防に対する特別な処置は行っていない。防火線は森林組合が作ったものがあるが寂りっぱなしで役に立たない。山の見張所も家のあったものがあるが常に人がいないので役に立たない。地上に直線道に一部の山林を遊牧させているのは山火事対策として、火災に対する注意を促す意味がある。乾燥期には山番に監視させている。

5) 苗畑

苗畑は取っていない。苗木業者を指定して昔から1人だけの同一業者から苗木を買っている。その業者に当家で使う苗の種子採取所を指定している。その業者は挿木試験も委託してやらせている。(備考:この地方には50〜60人の苗木業者があり、彼等は種も苗木も採らずに木に登って種子を採取している。種子採取指定人は県から委託されている。)もし当家で直営して種子を自己採取すると1升/1000円ぐらいにつく。

6) 林地改良、灌漑、排水

事業としてはやっていない。ダムで川をせき止めてスギの林地に給水するなどのことを考えたことはあるが実行はしなかった。

7) 風害対策

とくに積極的に風害対策のつもりで事業をしたことはないが、隣の山が伐られた時に自分の山の境界線に近い所がノリかヌ列植れてそれを伐採したことはある。しかし通常は隣の山が伐られても、そのうちしばらくたつと抵抗力がついてくる。

風害で倒れるところは土壌が浅い所であり、そういう所はどんなことをしても倒れる。同伐をする時、周囲をヌ列ぐらい同伐せずに残して風を防いでいる。

8) 砂防工事

国営工事が所有地内の崩壊場所(ヌカ所)で行われているが、自営の砂防工事は行われていない。

(砂防工事の時など、山取をケズリ放しであるが危険な箇所は

石垣などを壊して欲しい。そういうところから小が大を呼んで崩壊する。その復旧のために石垣を積む以上の金を使っている。環道の橋も不橋が多く、ノ度かヌ度大氷で流されなければ鉄筋コンクリートの橋をつけない。）

19) 地すべり

この地方には地すべりは見られない。

20) スギ炭

伐採の時に割ぐけれどもそのまゝ林地へ捨ててくる。炭として利用したり販売したりすることはない。

山小屋を修繕したり労働者が帰って帰って自家用に使うのは炭で黙認している。

21) 伐採地の炭を労働者が家へ持って帰るのは差し支えないという地方的な習慣がある。

22) 町人である限りにおいて、伐採しない山でも他人の枯枝、枯葉を自家用燃料として採取したり、家畜飼料として杯内薪草をせたりして差し支えないという慣習があり、その行為に対して代償を求めようことは全然ない。こういうことをあまりやかましく云うと山火消防などに地元氏が協力してくれなくなったりすると困る。

23) 森林所有者自身の自家用薪炭は山林から自給せずに町の業者から普通のくと同じように購入している。

24) その他

25) オノ回の間伐は20年頃に行う。

さいきん、15年生ぐらいの間伐材が「庭木の支え」や「真珠養殖用材」にするために出るようになった。その石当り単価は非常に高い。たとえば474本（27石）を6万4736円で売ったことがあった。そのうち、伐採費2034円を差引けば5万5000円になり、立木価格にして1900円石であった。

26) この地方は昔から「魚は山で買え、木は浜で買え」（魚は海

近では直が高く危手相場であるが山の方では、選り上げた魚が腐らないうちに危手と業者があせるので買手相場になり、値が下る。木材はその逆で山元では危手の木が安いのが流送して売へ出すと買手の方が高くなる。）とか「大山植えてもったためしなし」（大面積に植林すると管理費（下刈や手入れの費用）がたかさんばかり、間伐収入があがるまでもたず、かえって減産したり、また折角植えた山を荒れたりするようなことになる）とか「山7分船3分のもどけ」（大面積に植林しても管理ができなくなって、下刈や手入れができず、山が荒れたりして、その山を再び手放すと前に買った値段の70%ぐらいの値にしかなれない）という諺がある。これらの諺のなかには林業経営の特殊性がよく表現されている。

じくに管理（下刈、手入れ）を少なくともオノ回の間伐収入があがるまで、ヌノ年頃もせねばならないことは、特殊な工夫を主眼とせねばならないことを意味する。当然の場合、明治時代の創設期には株式配当でこの困難な問題に対処し、終戦以来の山火事の跡地植林には間伐収入で植林することによって問題をきりぬけて来た。もちろんこれには材価の値上りもさいわいしている。

27) 機械化については、今後、政府の政策によって山村人口が減ってくれば当然機械化を促進せねばならぬ。当然も東京にある機械センターを見にいっつもりでおり、その結果によって当地に合うように改良しながら使いたい。

28) 当家の損益計算

28) 特 徴

当家の損益計算は税務署の株式にもとづいて依っている。したがって所得税、住民税は費用のなかに含めない。また造林費（植栽費）も資本的支出とみなして費用に含めない。しかしこれらの支出は会計や全営全額を明らかにする必要上から別個に

記帳して記録している。林業会計は家計とは別個に独立させて計算している（林業部を係って独立会計でやっている）。収支の残高は当年度家計へ納められることになる。この額は家計を通じてさらに家計のわくの外で消費や林業以外の振替などに使われている。家計関係は家計関係で収支明細を正確に記帳している。

② 当年度は林業経営の長期性や持続性、とくに伐価や労賃や伐採量や造林量が毎年必ずしも一定ではないことなどから考へてみて監記を通じた経営改善、時間比較、予算比較などはあまり期待してない。

しかし当年度は管理系員が主として予算を企画し、予算者の裁量を受けた後、予算を実行し、事業実行後は予算者に報告している関係上、予算者や税務署や公三者への報告用具として家計の正確かつ綿密な記録、記帳の必要が現実的にある。したがって監記には収支の報告機能をとくに期待している。

そして監記の様式その位は税務署の様式にもとづいてつけている。したがって林業予算や林業監記の本来とは異った点がある。（たとえば造林費（新植費）は資本的支出とみなして費用の外へは入れないし、下刈費は管理費に入れて造林費にはしないなど）。税務署様式の決算をいったん締切ったあとで、別の帳簿項目でその年の収支計算と残高計算を綿密に行って報告する。（たとえば新植造林費、所得税の支出など）。

③ 昭和34年度の林業収支計算からその費目、内訳、様式などをひらりとつぎのとおりである。

	費 目	内 訳 ・ そ の 也
収入	伐 採 収 入	商運利、主同伐別に后数と金額をあげる。
	雑 収 入	マツタケ、細産収獲金
支出	伐 採 費	伐採事業は全部直管で行う。
	運 材 費	直管で出材をした場合の運材費、主として炭林による小出しの至費、 林道修繕費も運材費に入れている（既設私設林道700㍔、当年度は新設なし）
	労 賃 保 険	
	不 伐 引 取 税	
	山 番 監 守 料	
	銀 行 利 子	直轄所に銀行から借入れ、暮に金を返した時に返済する。
	給 料	管理系員ス名の給料
	旅 費 ・ 交 通 費	
	消 耗 費	
	通 信 費	
	庫 庫 費	労賃保険にかからない経費（10000円以下、1週間以内）、水きり器、下刈、植栽時の労賃費
	調 査 費	測量などの費用
	火 災 保 険	
	植 林 防 災	
	公 租 公 課	固定資産税、森林組合費、林業関係団体への支出など
	新設林道負担金	
	小屋、用具などの修繕費	

受 入	内 訳 ・ そ の 他
光 熱 費	電灯、炭など
接待交際費	
區 道 費	下川防汚者賃金、苗木運搬費植費、監 林手数料、(森林組合が補助金のノ割を とる) 学校への寄附金など
諸 雑 費	山の中に歩道をつくる
その他ノ支出	
重 税 費	新 植 } 資本的支出 補 植 }
免 金	公租公課以外ノ税金 内訳：山林関係所得税、県民税、市氏 税、山林以外ノ固定資産税、主 氏税など

(備考)：建前、事業所、森林保護施設、苗畑、林地改良、浸透
排水、風害、砂防工事、地すべり工事などへは全然支
出してない。

8. スギ・ヒノキノ町あたり監林工程表

年	種 別	数量	単価	金 額	備 考
1	苗木代	3000 ^本	ヒノキ4円 スギ3円5銭	12,000 ^円 10,500	実際には4000本植えて いる。補助金関係から普 通上は3,000本になつて いる。
	運搬取植	3000 ^本	1本30銭	900	
	地 拵	15人	550 ^円	8,250	
	下 刈	3000 ^本	1本1円20銭	3,600	下刈は筋刈で5~6年目 から全刈にする。

年	種 別	数量	単価	金 額	備 考
	植 栽	スギ5人	550 ^円	3,250	男子労働者だけ使ひ女子 労働者は使わない。 スギ1人/日200本 15人 マツ1人/日300本 10人 ヒノキ1人/日250本
2	補植苗木	750 ^本	ヒノキ4円 スギ3円5銭	2,620	総本数の25%
	補 植	スギ10人	550	5,500	スギ1人/日200本 ヒノキ1人/日100本 マツ1人/日120本
	下 刈	3000 ^本	1本1円20銭	3,600	
3	補 植			8,120	} 3年目 } 3年目補植を行う。 } 4年目 } 4年目補植は実測値に } 5年目 } による。(こいさしそ相乳割 } 6年目 } 減額をして植栽したの } 7年目 } 減額は10%前後に減少 } した。
4	補 植			2,600	
	下 刈			8,120	
	下 刈			3,600	
5	下 刈	3000 ^本	1本1円20銭	3,600	木が人の背の高さぐらい になる。
6	下刈(全刈)	3000 ^本	1本1円77銭	5,300	木が大きくなるから筋刈 では効果がなくなり、全 刈(通稱スギベタガリ) を行う。そのために単価 も高くなる。
7	下刈(+)	3000 ^本	1本1円20銭	3,600	
8	下刈(+)	3000 ^本	1本1円50銭	4,500	
10	下刈(+)	3000 ^本	1本1円50銭	4,500	

年	種	別	数量	単価	金額	備	考
12	下	刈	3000 ^反	3000 ^反	9,000		
15	除	伐	1人	500 ^円	500	}	1町あたり100町内外を行 う。それを15年と 17年とで半分ずつ実行 する。除伐木の運搬は管 理取費が行う。伐採の実 行は新井組が行う。
17			1人	500 ^円	500		

経 営 D

1. 経営面積

約200町(実測)

2. 概 要

当家の森林は、所有者自身の自宅に接したノ田池からなり立っている。

昭和15年以降、森林施業策を依って経営している。昭和22年に検討をした。昭和23年ノ施業策検討はまだ行っていない。昭和23年の現況にもとづいて森林調査隊を訪れたが、まだその総括は行っていない。昭和23年以降ノ施業に関する施業基策もまだ依られていない。現在の施業は昭和22年ノ施業策にもとづいて行っている。

昭和22年ノ森林調査隊によれば、当時の現況は針葉樹人工林は164町、針葉樹天然林2町、広葉樹天然林18町、広葉樹人工林なし、針広混交林ノ天然林4町、人工林4町、竹林3町、伐跡地5町であり、針葉樹人工林ノ樹種別内訳はスギが75名、ヒノキが25名である。昭和22年における針葉樹人工林(164町)ノ令飯配置はつぎのとおりである。

年令	10年以下	11~20年	21~30年	31~40年	41年以上	計
面積	12町	19	24	47	60	1164
%	6%	12	15	30	37	100

昭和22年以降、現在までに主伐したのは、当時20年生以上であった部分だけである。

昭和17年から年に平均2.4町伐採している。この地区は堰が池域であり、上流にある森林所有者が昭和16年頃に主伐したので、当経営は治水機能と考慮に入れて断伐するようにするために

伐採面積を小さくしている。

さいきん、大きな風害があつた。風損木の伐採量と間伐伐採量と主伐伐採量の合計を生長量（年4000石）に等しくするように施策している。主伐跡地へはこの翌年に全部直栽する。今後、収獲規制では面積よりも材積に重点をおきたい。

3. 間伐期

スギについては地位級上、中ノ林地4カ所から標準木（地高至基、樹高が平均値に近く樹冠の正しいもの）を必ず選んで計測計測を行い、翌年材積生長と干内材積生長の交点を生長量最大の時期とし、これによって間伐期を決定した。その結果、つぎのようになっている。

スギ林：地位級下＝40年、地位級中＝45年、地位級上＝60年

したがってスギの間伐期は55年（干内生長量最大の時期）にきめた。

針広混交林：下木25年、上木75年

広葉樹林：25年

スギの場合、間伐期は55年である。今までの施策実績からいって将来の方針として50年以下では主伐を行わない。生長の小さな木分は55年を過ぎても残すようにしている。

4. 管理組織

森林所有者のもとに常用労働者が4人いる。4人の常用労働者のうち、1人（男）は炭炭専業であり、他の3人（女）は苗畑採を主として行っている。残り2人（男）は下刈、巡検、火の用心、間伐拱木、伐採の時の刻印打ち、伐跡地の株頭へなどを行っている。

伐採の実行は通常、取引先の業者が行っている。当該が直営で伐採する時は臨時に社員を頼むことにしている。

直栽作業は臨時に労働者を雇って行う。（頭数にして年に地

え4人、直栽3人ぐらい）。直栽作業の時は森林所有者と2人の労働者が自分も植えながら監督に従事する。

下刈作業は仕事量の約半分を常用労働者が行い、残りの約半分は臨時労働者が行う。

スギ反はスギ反が安くて労賃が高くて採算が合わないから採取しない。さいきんはスギ反の需要も少い。当該で臨時労働者を使うのは直栽と下刈が主である。そのほか、若干の薪炭生産や林地施肥にも臨時労働者を使うがこれらは事業量が極めて少い。ほかの仕事は全部、常用労働者と正営者が行う。

5. 木材販売方法

① 立木のまま売する方法

主伐の大部分はこの方法によっている。間伐のうち70%はこの方法による。

② 薪材で売する方法

間伐木の30%は薪材（伐倒直炭）で売っている。

ただし今年は伐採量の大部分を薪材販売で処分した。その理由は今年の伐採が風害林分の跡地木に主力を注いだためである。風害林分では立木売りをすると被害（風損）の見込みが立たない。たとえば外見上、何もなくても伐倒して至切りすると目割れのしているものなどがある。薪材で販売する場合、林道端まで集材搬出するようなことはしない。伐倒至切直後にす検して売る。その場合、伐倒至切りしたものをそのまま検尺して取り引きする時とリン積して検尺し取引をする時とがある。伐倒至切後リン積みしないものが検尺しやすい時もある（リン積みすると求口最小直径に相当する箇所を物指し（輪尺）ではとめないことがある）。

6. 苗畑

苗畑は4反自営しており、苗木供給は全部自営苗畑から行っている。種子採取は所有者自身が自分の森林に自営にある母樹に梯子

を付けて行すが、時々ほかの労働者に頼むこともある。

7 管地林業

全然関係していない。

8 林業主管の拡大の意図

当面の間は主管面積は広がらない。喜谷麓その他、現今のようにいちいち世相が落ちつかないと山（林地林木）も安心して賣れないので、現在としては積極的には拡大しない方針である。しかし今後、世相が安定すれば譲渡し、拡大するつもりもないではない。

9 主管の法人化

林業主管の法人化はいま考えているところである。法人主管は形式的には良いが税算上計がない。税務署へ行って相談してみたが、当家としては税算上計のある個人主管の方が有利だろうという助言を受けたので当面現状のままだで行く予定である。

10 森林所有者の事業

林業主管専業であり、時々ほかの事業は行っていない。しかし山林伐採は施業案にもとづいて行っているので設計が変動しは風雨県である。たゞしかって多額の税金（財産税そのほか）を課せられた時、それを納めるために着伐したことはあった。

森林所有者の収入の大部分は山林主管の林木売払いによって来る。森林所有者の自家用薪炭は自己山林から自給している。薪を売るときは過去においては若干あったが、現在はほとんどない。製炭事業は、助けにやっている程度である。当家は製炭する山を焼子（製炭事業の常用労働者）に指示しているが、しかし焼岳の処分は焼子にまかす。当家は焼子から炭を年に200俵ぐらい「山代」（原木代）としてもらうだけである。したがって当家はこの製炭事業を主管上重視していない。

11 林業主管の施業目的

スギ・ヒノキの建築用材の生産

12 森林主管の方針

出来るかぎり標準伐採循環に相当するものを伐採して、伐採跡地はその翌年に植栽する。雑木林のなかには基岩が露出していて林種置換の困難なところもあるが、できるだけ林種置換する方針である。スギ林地がス代目ヨ代目になると生長量が落ちるがこの分は雑木林から新しく林種置換したスギによって補充したい。

短伐期論に対する見解

現在の状態で伐期を短縮すればさいごには森林の林木蓄積が小になり、主管費が高まり、収穫材積も減ってくる。形式的な短伐期化よりも生長量最大の時期を早めることを考えねばならない。そのためには苗木や造林の研宥を熱心にやって、現在60年で収穫できる材積を30年で収穫するようにせねばならぬ。そういう意味では企業化は造林面を通じて行わねばならぬ。

林業企業化に対する見解

山林は財産ではなく、植栽してから立木処分までを行っても企業であり、主管である。

もし造林から撤出までを実行しようとするればそれだけの特殊な専門労働者（伐木労働者、出材労働者）を雇わねばならぬ。造林や撤出まで行うのが形式上で「企業としてよい」というだけなら別問題だが、しかし実際にそういうものが企業としてよいかどうか問題がある。素材として売ったら値がよいかも知れぬが素材にするまでの費用も計算に入れなければならぬ。自営で素材生産をし、無理に伐ってリンに積んだところで売れなければ困る。それよりも林木の必要な時に業者が来るのを待っていて売るのが自然である。

現在、製材業者は儲かっているようである。当地では森林所有者が製材に手を出すと素人だから皆失敗する。もしそんなこと

を業人の森林所有者がして採算が合うようなら現状でも製材業者が儲かって仕方がない筈である。したがって当家は伐出過程に手を出さず、山林を害く(林不育成過程)だけをまっさら行うことにしている。

製材業の工場数や取引量は人力で増減可能であるが、山林の林地と蓄積には限りがあり、急速に増減できない。製材業者や製材業者は事業の調子が悪くなると社賃をクビにする。そのクビになった社員は三軒しく製材業や製材業を始める。結局工場数が増え、ますます製材業や製材業の調子が悪くなる。

13. 森林施業家について

最初、昭和15年頃、県庁の人が来た時に施業家を依ってくれる人を募集してくれるように頼んだところ、施業の専門家で県庁を退官した人が依ってくれた。さいきん(昭和35年)の施業家は大学の先生に頼んで依ってもらうことになっている。しかし昭和35年の森林施業家は未だである。

施業家で標準年伐量(毎年の伐採予定材量)を決め、それに応じて各林班別に適宜伐採している。そのさい、原則としては伐期(55年)に達した林小班を皆伐(主伐)するのであるが、さいきんは風害地の被害木の整理や、被害を受けた林小班の伐採を優先して行っている。

14. 造林関係

(1) 植栽本数

相当以前には1町あたり3000本(坪1本)植えていた。10年ぐらい前には2400本/町(9尺×6尺)植えた。現在では4~5年前から3000本(6尺×6尺)植えている。

したがって10年ぐらい以前に比べると密植をしていることになるが、密植すると労費と苗木代は高くなるが、しかし林冠が早く閉鎖するので下刈を早くやめることができるし、枯れた

場合にも小々な補植をしなくても済む。

(2) 下刈

平均10年ほどで行い、その後2~3年おきに行う。

(3) 板打

ヒノキ：前年(昭和10年頃)はヒノキの板打ちを行った。その後一時中止し、さいきん(10年)からまた行っている(ヒノキはカマまで、小さいヨキ(カンナチ)と小さい楠子を使って行う)。

スギ：スギは火口に板が着れるから板打ちを行う必要がない。板打は同伐の時に落ちる。さいごの下刈の時に手のとどく範囲をナタで板打ちする。これは火の用心のために行うのである。

当家はいま述べたような板打ちをしているがしかしこの方法では一般に板打を行っていない。当家が板打を採用した動機は板打ちをした林分の生長がよかったからである。

(4) 間伐

間伐は間伐に行い、喬型木や被圧木は優先的に伐る。間伐は林分の林木の平均値(樹高、直径)が間伐前よりも大きくなるように行う。間伐は5年に1度行い、1回間伐は20年間から始める。

15. 販売関係

(1) 公入れはやらない。取引先業者は1~2人である。業者と所有者の間に血縁関係はない。そのほかの徴収もない(たとえば業者の株主などではない)。業者を選定する時にはつぎのような点に気を付ける。値をよく買い、かたい人(契約通りキチンと代金を入れ、林内で火の用心に気を付け、ほかの立木に損傷をおたえない人)、そして取引上の恥辱を守り、感じのよい人(森林所有者と気があつて虫の好く人)。

取引業者は1度取引をやるとお互に気心が知れて来、その後

同じ業者と数年間取引をつづける。取引を行う時には業者が来る。その時に森林所有者が業者を呼びに行くことばない。当家は森林並業をやって計画的に並業しているのので、業者も「今年の伐採予定はどこですか」といって挨拶に来る。今年は風害の被害木を間伐的に処分しているが、被害木が多くて業者は商売が不利になっている。当家としては主伐を行う時にはその林分の主伐木はその面積を買った業者に売る方針である。

h) 林産物を販売する時の価格決定方法

長崎県木材市場の相場を月報（長崎の市況会社や県倉庫の長崎県木材市場などで発行している印刷物をス～ヨ種類、随時的に取りよせており、これらの月報は皆、耳で聞かされている）で読む。その月報にはつぎのように書かれている。

○ 月 ○ 日					
産 地	樹 種	寸 法	高 値	安 値	高 値
	スギ				
	ヒノキ				

その月報を参考にし、業者と交渉する。この相場をこのもので、森林所有者が売っては業者が「算盤が合わない」というのでつぎのような並算因子を見込んで当家の立木価格を定める。

並算因子

労 働 費 金

紙張り、伐倒並木、集材

鉄 索 料

木 馬 道 料

三輪車の運賃

諸手数料、諸賦課金（不引税、森林組合の伐採賦課金

（売上代金の5%）木材共同組合の負担金）

これらの並算因子は至極上、右あたりいくらになるか、また売上金の何割ぐらいか判っている。

取引は森林所有者が印刷した契約書を作っており、それに数字（伐採箇所、代金、代金納付期限、搬出期限など）を入れて捺印することによって成立する。

16. 伐採林分の決定

つぎのような林分から優先的に伐る

1) 被害林分（例：風害）、危険林分

2) 生長のとまった林分

17. 伐採方針

当家の山林経営はノケ地になっているがこの地形で当地においては至極上、南東風がもっとも危険である。したがってなるべくその方角からは伐採に着手しない方針である。

また当家の山林経営は谷間の集水地帯であるので、治水関係の配慮を行って伐採箇所をノケ所に集中せずにス～ヨ所で伐る方針で事業をしている。

18. 当家の山林経営の沿革

先代（昭和20年頃～大正10年頃）は杉並木と並木を主として行った。当主（大正10年頃から現在へかけて）はその林分を果敢的に経営して伐採、並木している。

終戦後、一時過伐した時期があったがこれは財産荒と富裕荒にまどづくものである。

当家の山林経営はスギが75%をしめているが、これは先代からスギに重点を置いてきたためである。

今後の方針としてはスギの生長の悪かった主伐跡地へはヒノキを植え、また現在ヒノキが存在している林分でも土地がよく、スギに適している所へはその伐跡地へスギを植える。今後とも立地に合わせて直栽する方針である。昔の人は偉いもので昔から立地に合わせて樹種を逆採する努力は行われてきており、いまさら改めて適地適木を説かなくてもよいぐらいだ。

19. 系統施策について

年々一定の材積を伐ればその材積を賣う人も年々一定の材積が買え、所内皆も一定の仕事があるから皆がよい。

20. 当地方の運材方法

木馬、汽索、三輪車、トラックなどによっている。鉄索は大正時代からあった。流送はごくさいきん、近所にダムが作られるまで行われ、ダムができるまではほとんど全部が流送によって運材されていた。しかしダムが作られてから以降は水量が減り、流送はほとんど行われていない。

ダムができる以前にはこの地方は地形の関係上、材を流送する危険が少なく、主要市場も河口にあり、便利であった。鉄道輸送は皆からほとんど行われていなかった。

21. 林政に対する意見

a) 税金関係

相続税や所得税には林業の特殊性を加味して欲しい。たとえば所得税については現在五分五厘法をとっているが、シヤープ動售はヌ〇分ヌ〇厘を提議している。また夏算座除の法が毎年変化しているのはおかしい。

b) 森林組合の振興

自由加入制にして皆が喜んで入るような組合にすべきだ。また森林組合は大小の森林所有者が団結して林野庁や議会へ意見をもちつていく時や政策的な運動をする代表団体にすべきである。

c) 税務上その他で立派な価格の逆算を行う時、「取寄賦」でなく「最寄市考」を基準にして欲しい。一般的に鉄道輸送よりもトラック輸送の方が安いから。

d) 育苗に力を入れて、生長が早くて短伐期で、現在の大至木とこれ、しかも病気に強いような品種を伐って欲しい。

22. 林業経営上の希望、抱負、将来の計画など

a) 三輪車の入る林道を至管内に作ったり常設索道を作ったりしたい。

b) 機械化

将来、山林労働者が減りはしないかという心配はあるが、現在さしせまってそういう事態は発生してない。林業至管の機械化は将来人手が足りなくなったら必然的に実施する。

c) 品種改良を行いたい。現在、そのために自分の山林至管のなかからエリートを送り出して自営苗畑で育成している。

d) 高い収入のあがる真価的な山林至管を行いたい。

23. 山林至管の年中行事

1 ~ 2月：ヒノキ枝打、山林巡視、境界測量杭点検、伐採個所、(至山)の夷地調査、高伐調査伐採

3月：山行苗栽植、苗木栽植、神懸採取

3月~4月20日：道 伐

4月20日~ 苗畑の定植、神懸定植

4月~5月 苗畑の播種

5月~6月 苗畑の消毒

6月20日~7月 下刈

6月 主伐林分(秋山の母木調査とその林分の掃除伐(下刈))

6月~10月末 苗畑消毒

9月 秋の伐採の契約

10月中旬 山林の虫害防除(スギ)

10~11月 秋の伐採個所の下刈(化粧伐)

12月 伐採(主伐、間伐)の実行、春の伐採個所の表割

以上のほかに年間を通じて苗畑の手入れをする。巡視は毎月/目せらず行い、9~10月には通常、台風や洪水後の土木事業(自家用林道、自分の山林至管内の林道補修、崩壊地の石垣積みかえ、補修など)を行う。3月20日から10月初旬までは間伐は

敷集する。(利便によつて丘の下を痛める恐れがあるから)。

スギ・ヒノキの1町あたり造林工程

年度	種 目	数量	単価	金額	備 考
1	苗 木	3000本	4円50銭	13,500円	苗は自分の苗畑から全部供給する。3年庄苗を用い、苗は大きく活着がよい。
	苗木運搬	19人	300円	5,700	女子労働者が行う。日当300円。1人/日30本。1日に2回で160本、大さき苗を戻っている。
	地 務 之 植 付	30人 19人	600円 600円	1,800 11,400	男子労働者を使う。 1人/日160本。1年目は下刈を行わない。植えた年は日蔭があつた方がよい。
2	下 刈	12人	500円	6,000	1日/人37で受薪制。下刈は年1回のところが多い。例外的に草がよく茂るところは2回行う。
	補 植	4人 300本	1人 600円	2,400	1割、1人/日30本
3	下 刈	12人	500円	6,000	年1回のことが多い。例外的に草がよく茂るところは2回行う。
4	下 刈	1人	6,000		
5	下 刈	1人	6,000		
6	下 刈	1人	6,000		

年度	種 目	数量	単価	金額	備 考
7	下 刈	12人	500円	6,000	思ふこともある。(苗の生長と草の割合による)。したがって毎年やる必要はない。ツル草の多いところは下刈を行う。
9	下 刈	1人	6,000		
11	下 刈	1人	6,000		
20	伐 打	25人	500円	12,500	伐打は1回だけしか行わない。伐打ちには常用労働者を使う。1日に1エ120本行う。ヒノキは金林について打打を行う。

山林至善の支出項目

県税関係費(植栽、下刈、山林害虫防除、苗畑)

土木費(臨時の護岸工事などを含む)

税金

諸掛り、交際費、寄附金

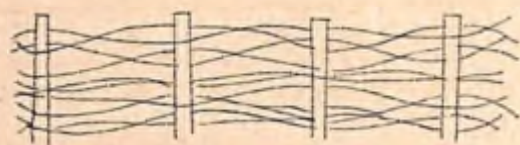
町村林道改善復旧費(総工費650万、うち7割国庫補助、36万が町費、23万が隣接所有費、43万が当歳)

そ の 他

a) 苗畑林道延長45km。は全部不慮道である。その不慮道の補修費は土木費のなかにふくんでいる。オート三輪、鉄索、自動車道路は自営ではやってない。

b) 林地改良事業(灌漑、排水)は行っていない。

c) 山林至善内の砂防工事(土砂崩壊防止山腹工事)は自営ではなくさん行っている(次図を参照)。



- d) 防火線はない。
- e) 伐採、収獲、製材、運材は通常、業者が行っている。したがってその賃金も業者が労務者に支払っている。
- f) 山林至管がノ国地からなり、自宅の近所にあるので、専業所や人夫小遣などは無い。したがってもっていない。
- g) 林業機械（チェーンソー、下刈機など）は使っていない。
- h) 当県で山林至管に常時従事している人
所有者ス人（当主と息子さん）＝当家の林業至管専業
常雇労働者4人、うち男ス人（月当500円）、は山林業務、女1人（月当300円）は苗圃作業、男1人は製炭専業。
- i) 臨時労働者は1年に、国敷で造林関係に男1人、女4人、護岸工事などの土木関係に男3人を使っている。

経営 E

1. 特徴

山林至管600町、製材伐出製材業、製材所200HPを兼営。
至管の主力は製材工場にのっている。

2. 樹種別面積

山林至管600町のなかにはスギの不適地、広葉樹林、毛櫟、岩石地が約50名ある。スギは30%、ヒノキが20%、その他にマツも若干ある。

3. スギ、ヒノキ林の令級配置

令級	10年生	11~20年生	21~30年生	30年生以上
面積(%)	25	25	45	5

4. 至管方針 経営方針 (当主の語)

山林至管は製材工場の原料供給とは関係係に自己の個人資産である。したがって自分の山林至管の本は伐りたくないし、山に長く置いておきたい。営業用の原木は他人から買って製材工場を至管し、自分の山林は伐らないでなるべく長く保存したい。したがって山林至管については至管計画もないし、登記もつけていないし、何年ぐらいで伐ろうとも考えていない。しかし自己の至管している製材工場の原木の仕入れがうまくいかなければ自分の山を伐ってそれにあてるとはしばしばあった。そのような場合、その原木代金は往々にして永収金になる。しかし他人の山を製材原木として買った時には当家のことながら代金は期日までに完納している。

この地方の山林至管は一徹に保続施策はしてない。もし保続施策が一徹化していれば当家の製材工場の原木仕入れももっと容易か

はずだ)。当地方の山林家は一般に植栽計画を立てず、林木を売ってその収入で跡地を植林して土地のついた林分を購入している。そしてそういうことに熱心な人ほど、山(林木)を売った代金で同時に山林経営の規模の拡大をする。そういう立場から見ると、経営主義はもつとも消極的な経営である。

当家は「土地と林木を一括に買ってくれ」と山持ちからいわれた時に立木は会社(製材工場)で買い、土地は個人で買う。そして立木を伐った跡を植林する。当家の方針として、自分の植えた山林は伐らず、土地(林地)は争い合ったようにして入手して、経営面積を拡大する。そして一たん自分の手に入った土地(林地)は絶対に人に渡さない方針である。これは山林を資産として考慮、利益を画る立場から当然のことである。そういう事情であるから当家の山林所有は小規模のものが多数散在している。

(当主の息子さんの話) (脚注) — 255 昭和40年

当家に伐期に達した山林はない。一般に土地が狭小で木が小さい。しかし伐期に達したら伐ろうと思う。伐る時には樹木の地元の所で伐り、集約に木材を利用することがこの地方で一般に行われている。

当家は財産を広く分散して所持する。山林は財産であり、当家は財産確保の1手段として山を持っている。これは製材業で失敗した時の予備金としての意味もある。製材業と併設した山林経営なので商売柄、北令林の山(土地と林木)が手に入りやすい。

当家は山林経営の拡大そのものには消極的な方針であるが、しかし実際には取引上、顧客の山持の都合もあって、当家の山林経営の拡大が行われていく傾向にある。

しかしとくに新しい土地(林地)を買って植え込むことはしない。それほど資金が乏しいではない。

(脚注) 息子さんはスゴオからい。大学卒、目下製材業に従事している。

自家の山林はなるべく伐らない方針ではいるが、しかし40年前後に達したら伐採して製材原料として自分の工場で使う。「伐らない方針」というのは自分の山を持っと伐りたくなくなるからである。(木は生きものであり、それを伐りたくなくなるのは自然的な感情だ)。

父との意見(経営方針)との食い違いについては、私(息子さん)には父を批判することはあるが、しかし実行力や企業に関しては父を尊敬しているので、実際問題の解決にあたっては父の意見を尊重し、父のいうことを聞いている。まだ父が元気で将来も当分活躍するから、さしあたり問題はない。

(以下はふたたび当主(父)の話より。)

5. 山林経営、製材生産経営、製材経営の兼営について

まず小規模の製材工場は製岳の販売面で行きずまる。同屋は何かある材種を注文すればすぐ応じてくれるような製材工場を歓迎してくれる。その意味で小規模の製材工場は同屋の注文に応じられないので甘くみられて製岳の値をたたかれるような結果になり不利だ。大きい製材所は同屋の注文にいつでも応じられるから、その点同屋からも甘くみられず、値も高く売れ、有利に経営できる(同屋は自分の欲しい製岳がつかぬとすぐ手に入るといった状態では、値が若干高くても買ってくれる)。その意味で大きい製材工場の方が経営がやり易い。

理想論としては大きな製材工場を持ち、山林を沢山もって経営。経営によって自家山林から原料を確保することができればそれに越したことはない。しかしそれには経営者としての大きな手腕と能力とエネルギーが要り、常態では不可能である。

山林経営にしても製材経営にしても、近代企業ではない。結局自分でやらないとできない商売であり、人にまかせたらごまかされやすい商売である。昔から往々にして悪い番頭がいて、主人が無能で破産した例が見られる。そういう意味で「人」が得難く、近代企業としての経営ができない。近代企業ならば、たとえばお

京の銭藤農太氏は鉄道も映画会社もデパートも経営して、その各部門はそれぞれ番頭を置いて、自分はそれらを総括していたし、そういうことがござるが、しかし山林経営と製材所と製材業の各部門について人をおいて銭藤農太氏みたいな真似をしたら人にだまされてしまう。結局、経営者自身が全部面倒をみなければならぬがそのためには非常に手配と大きなエネルギーが必要である。そういう意味で、度林から製材までの完全な真の一貫経営は不可能だと思う。

元前でも沢山いて、苗畑、山林、製材（製材業を含む）の各経営を手分けして管理すれば「人」の面では解決できるが、そうでもないかぎり不可能だ。

当家の父氏の方針としては、製材を主として、製材を軸心にする方針である。しかし「当主が製材業（製材業を出業をふくむ）とし、息子さんに苗畑と山林経営をやらせろ」というプランを立てている。これができれば理想だがしかし、仕事が多くてできないのが現状である。数年前に55才で死んだ先代が生きていたら、実行できたろうと思うが、世の中はたまらぬものだと思う。（もし現在も先代が生きていたら先代に山林経営をまかせる。）しかも息子さんにも50年ぐらい後には当主が老令になるから製材業をやらせなくてはならないし、その時のために今のうちから原木の買い付けを訓練している。製材所経営が一番難かしいのは原木の仕入れであり、とくに当地方は主として一般に製材所が伐出業も兼営し、原木の買い付けを立木で行っている少で立木材積の見積りや山林所有者との交渉には長期的な経験を要するので、この点だけは今のうちから訓練中である。

結局、現状として一般論をいえば大山林家で係統経営をして年々相当多量の材を出せるような人は完全な山林家（苗を仕立てて直裁して立木処分までを行なう経営）に徹する方がよろしい。そして立木を信用できる製材業者に売るのがよいように思う。実際に林の保育だけでも一仕事ある。育林過程だけを取扱っていれば

手堅く、仕事もそれほど息がしくなく、経営も容易である。

話をもとへもどして製材工務（製材生産過程を含むもの）と山林経営の兼営について論ずる。いま両者を兼営しているとして、自分の山を伐るとその製材所としては原材料の原価がないような錯覚におちいり、その山（原木）がただみないな感じを起す。すると製材所の商売にも熱が入らず、製材を安く売ったりするような結果になりやすい。その反対に人の山から木を買って経営すると製材所の経営にも熱が入る。

吉野のある山林所有者も製材所をもっているが、彼は「そうしないと相場に対する産信がでない」といい、そしてそれによって相場をつかんで自分の山林は他の業者にもその相場で売っている。また、和歌山のある大山林所有者は小規模な製材所（製材）をもっているが、彼はそこでは悪い材だけを製材することにし、そして良い材は丸太で売っている。彼は「良い材は丸太で売った方が製材して売るよりも値段が高く売れる」といっている。

6. 山林立木について

製材は商売であるが立木は商売ではなく財産である。立木に肉するかぎり、山持ち（山持ち）は自分の娘に対するような愛情をもっており、製材業者もお嫁さん（お嫁さん）をもらいに行くような気持ちで山（立木）を買いに行く。製材業者は山持ちに対して「山を売れ」（至極的に困っていることを意味する言葉）とは云わない。「失礼ですがもし山を売る時があれば私に嫁がせて下さい」という。この言葉は木の買収と同じであり、山持ちは山（立木）に非常に執着をもっている。山持ちに売りたい山を売る気にさせるのに一言一句で平身低頭せねばならぬ。またそこにブローカー（情報屋）の活躍する余地がある。製材業者としてはブローカーが求やすくして情報をつかまねばならぬ。しかしブローカーの情報がわたる力は100のうち1ぐらいのものである。山を買って金を取ったが品物（材木）が入らなかつたり、偽の権利証をつかまされたりす

ることもあつたので製材所運営は危険性が大きく、業入にはできない。山（林木）を買う時には台帳はあてにせずかならず現地をみてから買う。

6. 運営の沿革

先代は明治（寛政）から身を起こし、明治40年に製材業を創設し、大正5年に東京の両国へ製材製品を出し、現在も東京の両国へ出荷している。製材工場は昭和30年頃まで動力の半分は蒸気エンジン（50 HP）を使っていた。現在は全部電動機を使っている。

先代も当主も製材業（製材業をふくむ）を主として行っており原則として立木だけを買って伐出し、販売している。しかしその時すでに先代の頃から「土地も一緒に買ってくれ」と言われたことが時々あつた。このような時に土地と立木を買って立木を伐出し、製材し、その土地は当家が所有し、造林している。

当家としては、製材業が主で山林運営は副次的に行っている。山林運営も充分やり、製材も充分やるには仕事が多すぎる。

現在、当家の製材原木の75%は他人の山林から仕入れるものであり、5%ぐらいが自分の山から供給されるものである。時には自分の山を人に売って自分の原木は他人の山を買う方が有利なこともある。当家はそういうことも行つたが大部分の場合には自分の山で伐った材は全部自分で製材している。

当地方では昔から、造林と植付後3年間の手入れ（3年イヤシ）を苗木業者（他村の業者）が請負で行い、苗と労働者を連れて来て植える習慣があつた。先代はその制度を利用して苗木業者に任せきりで山を見にも行かなかつた。その結果、当時の造林は苗が悪く仕事が無責任であつた。当主は地元の人に植栽や下刈の労働をしてもらっている。地元の人々の仕事は苗木業者より至費がかかるがしかし仕事が丁寧で良心的である。

先代は苗木の密植を好まなかつた。（当時は2,500—3,000株

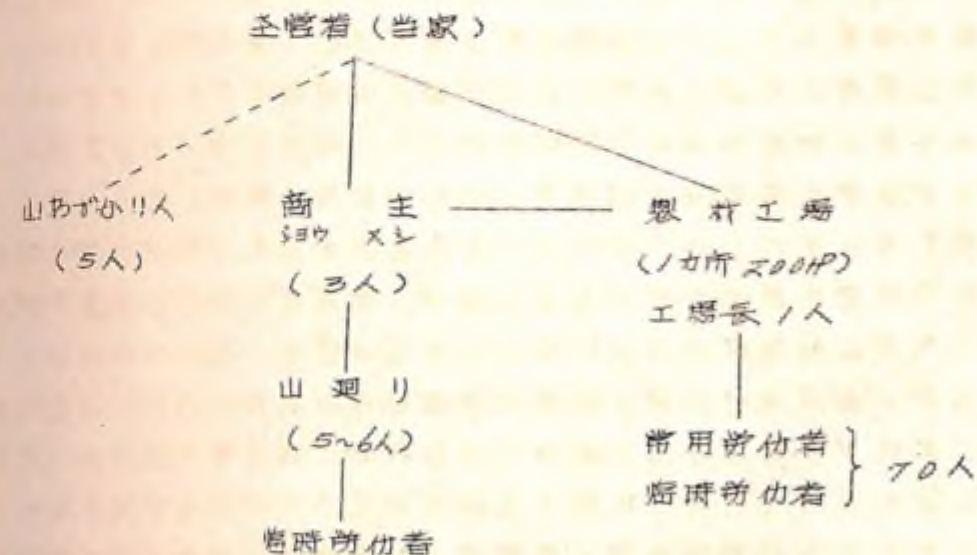
であつた）。そして「疎植の方が生長が早い」といっていた。当主は3,000市町を置えている。この地方ではさいきん、密植（4,000市町）が行われるようになった。当主は「よい苗を使うこと」に力をつけている。苗木は現在村内ならびに田近（近）と三重県から入れているがまだ不足であり、当地方に適した苗木を自分で作るようにしたいと思っている。

先代も当主も、原木仕入れとともにについてくる土地に造林している。先代の頃は固定資産税が多くかかったので、その造林した山林を手放したこともあつた。

当主は一旦手に入れた土地は手放さないようにしている。

7. 管理組織

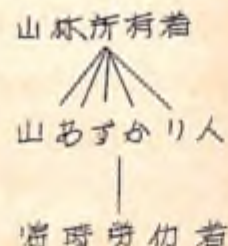
当家の管理組織を図示すると下図のようになっている。



a) 山あずかり人

山あずかり人はいわゆる山番である。しかし当家は別の管理組織（家主）をもっているため山あずかり人の存在は有名無実になっている。しかし当家以外の山林所有者で山あずかり人を雇って山林を管理している人はいる。この場合にはその管理組

図は右図のようになっている。山あずかり人は、村の中で管用のある人や区長がやっている。現在、普通の山林所有者の場合、伐採した時に森林組合の伐採費と山あずかり分金（山あずかり人への報酬）を合



わせて伐採収入から3%ぐらいとられている。普通の山林所有者で遠い地方に住んでいる人は下刈や間伐や風害地の後始末などを山あずかり人に頼っている。しかし、さいきん近くに住んでいる山林所有者でオートバイや自動車で直接山へ仕事に行く人もふえてきた。

昔、明治時代にはこの山あずかり人の制度がこの地方で主として行われた。その場合山あずかり人には区（区長）または個人の村内有力者がなり、山あずかり人の仕事は下刈、間伐、風害地の手入れをしたり山林を廻まわったり、また遠くに住んでいる山林所有者が山へ行った時に管用の世話をしたりすることであつた。当時は下刈や間伐の時には山林所有者から山あずかり人が仕事を請負って日傭労働者を集めて仕事をした。山林所有者によつては山あずかり人にも山あずかり人が集めた労働者にも日当で仕事をさせる人がいたが、そのような時には山あずかり人の日当は普通の労働者の日当よりも少し高かつた。そして山あずかり人には毎と正月に祝儀が出された。当時は山の売買は山あずかり人が立ち合つて行われた。昔の証文には山の売買にあたって「-----ただ山あずかり人つけ回しのこと」という文章がよく見られた。当時は「山あずかり分金5分(5%)」といわれた。山あずかり分金とは森林の伐採収入のうち、山あずかり人に渡すいわゆる山林鑑守料である。

山あずかり人は数人の森林所有者の森林を一人で管理しており、また森林所有者は数人の山あずかり人を任用している。当時はこの組織の額を置いて森林の管理をしようとしたら5人の

山あずかり人を要することになる。(附注)

現在、当地方全体としては山あずかり人の制度は消えつつあり、有名無実化し、もはや伝統化しているといつても過言ではない。森林所有者の中には山あずかり人を使わず、山あずかり分金を出さない人もいる。当方も山あずかり分金を出さないこともあるし、伐採収入の15%ぐらいを出すこともある。これもおつきあひに出す程度である。

当地では、村外の森林所有者と山あずかり人との間にそれぞれの森林所有者ごとに個別的な契約的労使関係が行われて行く傾向がある。

b) 商主

商主の本業の仕事は製材工場の山元駐在員である。その本業の仕事は原木の仕入れであり、主な谷筋ごとに1人づつ計3人置いている。立木売買（製材原木仕入れ）は商主のところへその土地の情報が集められ、その情報をもとずいて丞管者（当主）が山持ちのところへ行つて交渉し、商主と丞管者と別の社員（将来商主になるべき幹部候補生として養成中の若い社員（常時労働者）が3人いる）との3人で山を实地踏査に行き、立木の尺数を見積り、評価する。そして丞管者が山持ちと交渉する。商主は現在は月給制をとつて社員として待遇されており、ほかの仕事は兼業していない。

商主の制度は明治時代には製材原木の山林を買つて来たならそれに割金（手数料）を支払っていた。そしてまた立木の伐出にあつてはこの地方では昔から伝統的に米口6寸以上はノ3メヌ寸（板材）にとり、米口5寸5分下はノ6天（柱材）にとることが行われてきた。そしてそのとき、ノ6の伐り賃いくら、メ間物の伐り賃いくら、ということば商主が労働者と相談してきめている。明治時代にはその時に手数料を商主が丞管者からもらっており、そして住々にして丞管者に内緒で労賃のピンハ

(附注) 山あずかり人は村内で地区別に分担区域が決まっている。

ネをしたりした。当時、商主は生活に迫られてこのピンハネをする傾向があつた。当家の先代はこのピンハネを嫌い、商主の生活を保障する為に月給制度を採用した。(明治末期)。商主の月給制度を採用したのは当家がこの地方ではきつとも古い。現在も商主は月給制にしており、その月給は実績に応じて決める。現在、当家には先代が買収した3人の商主がいるがこれらの人々の月給は2人がそれぞれ15,000円で1人が30,000円である。しかし月給のほかに賞与も出るためこれらの人々の1月あたり給与は最低でも20万円以上になる。

当家の経営者の仕事は、立木の買入れの仕事と同様に幾多の荒れ地である。商主の仕事は主として立木の買入れの時の情報収集、評価、伐採、搬出、造林などの実行である。たとえば商主が「あの山を伐採しよう、この山を下刈しよう、そして資金はこれぐらいにしよう」というようなことを経営者(当家)に提案してき、経営者はそれを決定し、商主は仕事の実行をさせる。商主はその仕事を実行し、それを所有者に報告する。他人の立木を購入した場合の伐出作業や自分の山の伐採地の造林も今述べたと同じような手順で行われる。

当家は製材業は会社(法人)組織で行い、山林経営は個人で行っているが、実際の仕事(経営)にあたっては、同じ商主を使っている。商主になる人はその土地の人であり、町会議員やその土地の有力者である。村(地元)では信用ある者(製材工場)の商主をやると自然的に社会的地位がついてくる。

現在、当家にいる商主は3人とも当家の先代からの商主であり、3人ともその村では信用、財産ともに一般市民よりも大きい人である。これらの商主は農地改革以前も地主ではなかった。商主達の生活の支えは商主としての収入(今社からもらうサラリー)である。商主の家族は普通、当人とその妻と子供が4~5人、それに孫が2~3人いる。子供達のうち、長男だけは一般人と同じように山林労働者として働いており、長男以外の人

は工員やサラリーマンになって町へ出ている。しかし商主の子供達がまた商主になるとは限らない。原則として商主はノ代限りのものである。今の商主の後継者として若手のメンバー(3人)を目下幹部候補生として養成中である。将来はこれら若手によって商主のメンバーを交替させる計画である。現在の商主の子供達から商主になる希望があればその子供にヌ代目をやらせる(目下そういう人が1人だけいる)。しかし商主の息子達から就任の昇進を頼まれればそれを行くノ代かぎりでその一家を見放すようなことをすれば当家の方が土地の人達から信用されなくなる。

6) 山廻り

山廻りは商主の手伝い(補助員)のようなものでそのつと、仕事に応じて山廻りの权限で田舎労働者(土地の人)を集めて仕事をし、同時に山廻りは人夫監督を兼ねる。労働者は原則として地元の人を使い、ほかの地方の人は使わない。山廻りは当家の専属ではなく、ほかの人の山の管理や仕事もする。山廻りの日当はそのつと、人夫賃の形式で経営者から渡される。そのほか山廻りには当家から給、正月の祝儀を出している。

(工場長)

工場長には近親者がなっている。工場の取組として働いている人の中には先代の頃から同じ仕事をしている人(会計係、工場主任、製材費込、配車、寸検係そのほか)が何人かいる。

7. 製材業者の販路

岐阜、大阪4割、東京4割、名古屋2割

現在(さいきん6~7年):東京深川が9割9分

8. 工場原木の仕入れ

当家は製材市場からは買わない。原木は全部立木で買って自分で伐採して自分でもつてくる。原料の仕入れ範囲は和歌山、三重

奈良県の南部一帯である。

10 原木の運材

戦前は不慮で小出し、流送するのが普通であつた。現在は炭源が発達したので炭源によつており、不慮はほとんど用いられていない。ノコ年ぐらゐ前から川にダムが作られた結果、流送はできなくなった。その反面、道路、トラック、炭源などが発達したので現在では炭源とトラックに頼っている。

11 炭材炭岳の輸送

ほとんど船（汽船）によっている。しかし船の運送はその業者によっており、当家が直営してはいない。炭材炭岳の取引方法は「船腹渡し」または「オンレール」で行っている。（それが現実であるが、しかし希望としては「工場渡し」または「炭橋渡し」を希望している。現行の船渡しまたはオンレールによると輸送中の危険負担を背負わねばならず、海上保険もかけねばならない。

12 原木の仕入れ

（1）山が出そうだと木を売る山林家がいる」という情報をつかむには、炭材所の社員（主として商主）が山持ちのところに行って雑談したりしながら機会あるごとに頼む。当家は昔からの信用もあるので山持ちが直接言ってくることもある。プロカーも沢山来る。その中で「これは」というものを見に行き、プロカーに手数料を払う。

ほかの山持ちに対する当家の信用を確保するためには、先代も当主も営業方針として山代金（立木代金）の支払いを絶対に滞りしないようにしている。しかも支払い当日は午前中に山持ちの所へ持参する方針でいる。

山林所有者の中には真実に生活している人が多い。したがって真実な生活に理解がある業者の方が信用がある。代金支払日

当日も多くの山持ちが朝から待っている。したがって当日の午前中におさめることが善かれ、信用もそれによつて増すことになる。当家が先代と親交のあつたある山持ちは、昔、わらじをはいた時に草の上を歩いてくる業者を差んだという。これも草の上を歩けば石のごろごろしている道を歩くよりもわらじが長持ちするからであり、そのように万事こまかく気をつけて真実にすることが山持ちに信用を得る結果になる。

（2）原木の購入は立木のまま行ふのが大部分である。炭材にしたものを買うのを出石で買うというが、出石で買うのはごく特殊な場合のみで、年に1回か2回ぐらゐである。（立木で買う時山持ちは自分で石数をあらかじめ調査している。われわれ炭材業者も石数を見積るが、取引にあつて石数に関する意見が一致しない時に出石で買うことになる）。石あたり単価の見積りは市価価格から丕償を差し引いたものによっている。

（3）原木の取引の形態は個人の場合は多くの場合、入札によらない。しかし共同の持山（たとえば寺山、青年会山、部落有林、村有林、分け山（数人の有志が共有している山）など）からの原木（立木）購入は、全部入札によっている。この入札は形式的には公入札であるが実質的には指名入札である。土地の信用ある業者に案内状が配達され、その案内状を受けた業者だけが参加することが多いからである。入札に参加した人にはその山林所有者（たとえば寺や村や部落）から日当が出される。

この入札の今昔に言及すれば、昔はこの地方は流送によつて材を搬出していたので海へ材が流れる危険があり、炭材業者は豊富な丕償と熱心さを必要とした。そして入札の参加者は少く、その反面、利潤も多く、取引に妙味があつた。そして昔は当家が共同持山の取引の入札に参加し、入札で買うことが多かった。

今はさういふこの地方にダムができ、炭源が発達し、トラック輸送が行われているので搬出に伴う危険が小になり、したがって入札の参加者も多くなり、競争が激しくなり、利潤が少な

くなった。そのうえ、当地方の農林所は皆が雇人が休めばその日は賃金を払わなかったが今は休んでも賃金(ろくぶち)を払わねばならない。^(脚注) そのうえ農林原料を確保するために赤松を庭邊で山(奥木にする立木)を買わねばならないこともある。そんな次第で現在、入札に参加して居るようであれば利益をあげる気でいては落さない。したがって当家は最近では入札に参加していない。

13. 造林工程表(スギ・ヒノキノ所あたり)

年次	種別	数量	単価	金額	備考
1	苗木	3000本 ~5000	4円	16,000	密植の方が下刈が省ける。苗木は村内、三重、田辺から来る。
	運搬費			1,000	村内の苗木を村内の奥地へ送るのにオートバイ1車/50本 2000円
	地植え	25~30人	750円	22,500	当村の単価、隣村では1人700円ぐらい。
	取付	1人	750	750	
	取付	25人	750	18,750	山によって異なるが1人/日あたり平均120本
2	下刈	30人	750	22,500	年/回
	下刈	30人	750	22,500	
	下刈	1000本	4円	4,000	
	運搬			200	
	取付	13人	750円	9,750	

(脚注) 当地には労務組合があり、賃金協定や有給休暇制度や労務協約が決められている。

年次	種別	数量	単価	金額	備考
3	下刈	35人	750円	26,250	普通は3年目で苗木を打切る。
	補植	500本	4円	2,000	
	運搬			100	
	取付	10人	750	7,500	
4	下刈(密)	35人	750	26,250	状況によっては補植する。ツル切も兼ねて下刈りする。
5				26,250	
6				26,250	
7				26,250	
8	下刈(密)			26,250	
	12年前伐は風害が多い。その木を起し	129人 針金代	750円	6,750 1,500	針金で束をしばって束へ起す。風害は毎年発生する。針金は12~16巻線を使う。
15	除伐				捨て切り同伐
20					利用同伐(一部捨て切りをする)

備考: 同伐は間伐の度が良い林分では回数を増して間伐の間伐を頻密に行う(2~3年に1度)。運搬の度が悪い林分では間伐の間伐をして同伐の回数減らし年数を長くする(7~8年に1度)。

10年以降、主伐までに普通5年に1度ぐらいの間でツル切りと下刈り(密木の除伐)を行う。ツル切りだけを行うことはほとんどない。主伐の前(1~2年前)に密木の下刈り(密伐)を行う。これは実行後、山(林

木がきれいにみえて取引の時に有利になり、主伐の作業（伐木搬出）が容易になり、そして伐倒前の材積調査がし易く、後継林分の植栽の時の地植えが容易になるからである。

経 営 F

1. 概 要

台町 600 町（実測見込 1,200 町）

（森林組合には航空写真から依った現況図があり、それは県庁の林務課で分けてくれた）。場所が和歌山県で白炭やウバメガシの薪炭炭の産出が比較的多い地方である。

2. 樹 種

用材林（スギ・ヒノキ）6割、薪炭林4割、スギとヒノキの割合は5割ずつ。

3. スギ・ヒノキの立地配置

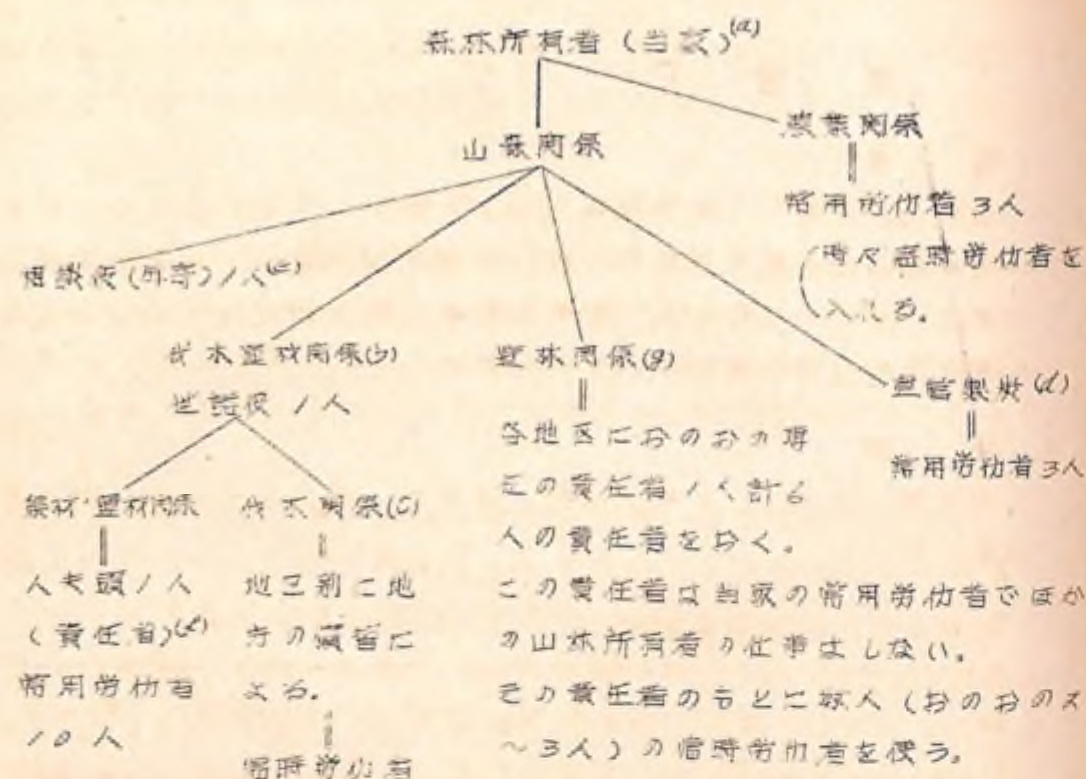
立地	1~10	11~15	16~20	21~25	26~30	31~35	計
面積(ha)	350	16	40	266	0	66	738
%	47	2	5	37	0	9	100

4. 概 要

青森県を主として行っており、森林生産部門を主体的に営んでいる。この森林生産部門は他人の山を伐出していない。もっぱら自己の育林経営の森林生産販売だけに使っている。この森林生産部門の経営は昭和26年から始めた。炭も多少焼いている。町に炭屋をもっており板炭（田舎炭、畑ノ炭、梅林炭、乳牛炭）も生産している。この炭業は人（常用労働者、男ノ人、女ノ人、田舎や宿刈には臨時労働者を入れる）を使つて生産しているので炭業部門だけの収支計算をすると赤字になる。おまな収入は山林の森林販売によっている。

5. 経営組織

当町の経営組織を図示するとつぎのようになる。



- α) 森林所有者 (当主) は一昨年当主 (大卒卒) が代をついだ。その前年までは元代 (アゴオ、花令のため現在は隠号) が採炭を経営していた。当主はとくに炭記を通じて林業と炭管組織の近代化に力を注いでいる。
- β) 伐木関係 (b) のうち、世話役 (1人) は伐木関係の事業実行と実行役の報告を行う。事業の企画は所有者が行う。世話役は資材や労働者を調達し、ときどき労働者と一緒に関材運材事業実行に参事する。しかし世話役自身の勤務は不定期である。世話役自身は、当主の世話役としての取業のほかは自分自身の取業 (人 (3人) を行って行う炭炭業や自分の山林 2町5反、炭炭田 3反、畑 1反、梅林 1反、ただし自分の山林は臨時労働者を入れて至管) をもち、元町会議員で民生委員も行っている。ほかの労働者には日当 (1日 500~600 円) で報酬が支払われるが世話役には日当はない。その代わり年俸 (森林所有者

から益と正月に 10 万円づつ計 20 万円) ができる。そのほかの給与は一切ない。世話役はときどき森林所有者と一緒に山林の巡視を行う。

- γ) 伐木関係は臨時労働者を使う。当主の山林は旧クオ村、新クオ村に散在しているので雇用形式は各地区別にその地方の慣習にしたがう。たとえば A 地区では 1 人 1 人の伐木労働者の出来高制で、1 本あたりいくらか賃金を決めて仕事をする。B 地区では伐木労働者が 5~6 人組になっていて、その組に譲負わせる。
- δ) 炭管製炭関係は 3 人の常用労働者を使っている。その時、当主は各常用労働者に「この炭からこの谷まで」というふうに場所を指定するだけ。そして事業実行は労働者にまかせる。当主は炭品の販売の交渉を同屋で行う。当主は同屋の入荷報告と炭子の出荷報告 (品質、枚数) を照合する。1 炭おをりの販売をあらかじめ炭子と決めておいて販売は当主から直接 3 人の炭子にまかされる。炭岳の同屋までの運送は運送業者による。
- ε) 相談役 (1人) は先代より前から当主の山林管理の相談をしている人である。時々当主と一緒に山林の境界巡視や炭炭運送の見廻りを行っている。山林至管上にいろいろと助言をしたり意見をのべたりする。しかし直接仕事にあたるわけではなく、至管業務に関する決定権もない。相談役には当主から益と正月に祝儀を出し、報酬としている。
- ζ) 責任者 (炭林・炭材関係 1 人、炭林関係 6 人) は他の労働者と並行行動を共にし、同時に労働者の監督を行い、出勤表 (帳簿) を記入する。責任者の日当は一般労働者の日当より 50 円 (約 1 割) 高い。責任者には益と正月の祝儀は支給されない。責任者は常用労働者である。責任者には至管の深い山林労働者になる。

この地方では山林の作業 (伐木、搬出、植付、下刈など) を出来高制でやるのが多いが、当主は主として (伐木、製炭以

外は) 日給制を採用している。

6. 林業経営

当地方は現在でも新炭林が多い。昔「炭入り仕度のために」といって一部に植栽したものが40~50年庄になっていた。この部分は現在ではほとんど伐りつくされている。

当家の現在ある山林は40年庄以下のものが大部分で昭和になってから植えたものが多い。用材の植栽本数は昔からノ町あたり3000本である。

全林全体のスギ・ヒノキ植栽本数はつぎのとおりである。

昭和ノ~5年	合計 20 万本
6~10年	殆どなし(当時の不況の影響によるものと思われる)
11~15年	合計 80 万本
16~20年	・ 12 万本
21~25年	・ 5 万本
26~35年	毎年 30~40 町

現在は主伐可能な林分が少ないので間伐木に収穫の重点をおいている。

7. 経営の沿革

戦前には「財産の保存」のために余裕があったらそのつと山を買っていた。当時、いなか(当地方)では「林を買って失敗したりするよりも山を買った方がよい」という考えが行われていた。当家もそういうつもりで山を買っていた。当家は昔、いろいろな形(農地、貸地、茶園、そのほか)で財産を分散的に所有していたが戦前、山林だけが残った形になった。戦前は「山林経営は商人的にやらなくてもよいもの」とされ、「利廻りがどれだけが」というようなことは考えもしなかった。今後はそういう考え方も入れたいがしかし、そういう企業的な利廻り予想計算には不確定

性が多いことは考慮すべきである。結局、当家に開するかぎりにおいては、山林経営は先代が好きで金があれば現金にしておかず山を直していたのがまた成功したにすぎないといえる。昔、先代がスギやヒノキを植えていると、土地の人が「何をやっているんだ」と笑っていた。しかし先代も実際には何かわけがわからずにそうしていかに過ぎないように思われる。当時は計算づくで「資本投入をして利潤を得るつもり」ではなく「山村は木を直えることが大切だ」と思っていてやっただけである。今後は経営学的に一定の方針をたててやっしていきたいと思っている。しかしそれが成功するかしないかは結局「運」だということになる。

当家の森林所有はかなり散在しているが、なかには大きい団地で240町もまとまっているところがあり、小さい団地では数反のところもある。50町以上の団地が6カ所、100町以上の団地が3カ所あり、5~6町の団地が多い。

8. 借地林業

現在、当家は借地林業には全然関係していない。この地方一般に借地林業はあまり行われてない。しかし私(当主)は管林署にでも直えてもらったらいと思っている(官行造林をして欲しい)。一般民間人を相手にして地主側としての地上権植栽はしたくない。民間人に土地を貸すと悪い相手に利用されたりするかも知れない。その点では管林署の方が信用できる。管林署に官行造林してもらえば伐期に4割の地代が入ることになるが、自分で資本投入としても現在の価格と賃金でしかも銀行から借金して資本を調達したと仮定した場合、はたして地代が4割も入るかどうかわからない。多分、入らないだろう。当家の親類にも「相応税でたくさん金がかかる立木を全部売って管林署に官行造林してもらおう」といつている人がいる。(実際にその人は今年、官行造林の申し込みを管林署に行ったが管林署のつごうで来年にまわされることになったそうである)。

10 生産面質の広大

余裕があったらしたい。

11 取 業

現在は山林生産が主業でまかに小規模の農業をしているだけである。

12 山林収入の用途

① 割は林業関係（下引税、固定資産税、組合林道負担金、薪炭生産、販売関係を含む）

② 割は農業投資や農業の承継を助めるのに使う（農業機械、牛、牛小屋建設などの投資をかくる）。

③ 割は取計に使う（所得税をふくむ）

13 林業生産の生産目的

用材林——細い柱材を生産する（値段がよいから）。伐期は40年前候（土地が育っているのでそれ以上になると生長がとまる）。将来、できたら磨き丸太や足場丸太の生産もしたいがまだそこまで行っていない。

薪炭林——当地の炭は良質（ウバメガシの白炭）で値段がよいのと製炭原料になるウバメガシはスギやヒノキが育をないような勝地にもよく生育するので、スギやヒノキの生育しないような土地は薪炭林に成す。

現在の薪炭林のうち、土地の肥沃なところには雑木の軟木（軟い雑木、たとえばシイ）が生えているがこの雑木の軟木は値段が安いので林種転換をしてスギ、ヒノキを植える。

しかし土地の育っているところには現在ウバメガシが生育しており、ウバメガシは白炭、備長炭の原料になり、値段がよいので残す。

今後、近い将来附近に木材槽化工場が新日本窒素と旭化成の提携のもとにできるので、専ら、雑木も今より高く売れるようになる。

と思う。その時にはその値段も考慮に入れて林種転換（雑木林をスギ・ヒノキに転換するもの）の進捗を促めようと思っている。しかし目下の所では、当然としては今後とも当分の間積極的に林種転換を推める方針でいる。

現在、雑木（サツ）は主として炭に焼いているが、一部はパルプに出している。ウバメガシは皆、製炭している。

目的意識と施策の関係をさらに具体的にのべればつぎのようになる。

A村：土地がやせており、スギの適地は少なく、スギの適地は少筋のみである。現在、ヒノキが多く、将来もヒノキを多く植える。

B村：A村よりも土地がよく肥えているのでスギとヒノキを半分づつ植える。植栽する時には責任者（^{町長}）がほかの一般労働者と一緒に仕事をしながら「ここは土地がよいからスギを植える」「あそこはヒノキを植える」というような指示をする。

マツは毛根類に天然に生育しているのを仕立てる。ウバメガシがよく生育しているところはそのままだけ伐採によってウバメガシを仕立てて行く。（回帰年15年）。

ヒノキの造林不成地はウバメガシを植える。皆伐跡地にウバメガシを苗から仕立てると伐期（^{回帰年}15年）になるのに35年かかる。一旦成立したものは皆伐跡系（回帰年15年）に属す。

14 産林関係

スギ、ヒノキの植栽本数はいままでは3000町であった。しかし将来は4500町にしたい。これは土地をよく利用し、間伐材からも収入をあげるため（さいきん間伐材の値がでた）であり、早く開墾させて下刈賃をかくするためである。

（^{町長}）「責任者」については上述の管理組織を参照のこと。

伐打は全無やらない。

下川はそれぞれ土地の横割で全刈と兩刈と半分ぐらいずつ行っている。しかし実際計算してみると「兩刈だから費用が安くつく」とはいえないような気がする。

間伐は技術が絶壁していない。そのうえ、戦時中から間伐をあまりしなかった。回数は少く、10年に1度ぐらいである（土地が荒れているので林木の生長が速く、頻りに間伐を行うのは無理である）。

15. 販売関係

a) この地方には今まで集材市場がなく、一般に製材所が立木を賣って、伐木運材して製材して県内各市場へ出している（この地方では伐出運材運賃の担当者は製材所の直営が大部分である。そのほか、集材業者（伐出運材運賃だけをとり扱うもの）もいのがわづかである。また、大規模私有林経営の森林所有者で直営で出材（伐出運材）する人もいるし、森林所有者の一部には製材業者から集材費や架線を買借りして自分で出す森林所有者もいる）。この地方では製材所を主業として営んで同時に山林を営山もっている人が多い。この地方では一般に「製材所が山林を持つのはよいが森林所有者が製材所をもつと必ず失敗する」と諺のようにいわれている。当県では現在、集材生産を直営している。この直営生産事業は昭和26年から始めたものであり、そして当該自身の山林経営から産する木材だけを対象にしている。伐木は臨時労働者（袖夫）を使って行い、集材運材は常用労働者によって行う。設備としては10HPの集材機と架線（6HP、延長2000m、6荷、1荷2石）をもっている。この地方一般に集材機と架線がよく発達しており、本馬はほとんど使われてない。集材機と架線を使って林道端まで出し、従来はそこから製材業者または運材業者がトラックで製材所の土場まで運ぶ、そこで取引をすることが多かった。製材所の土場に

おける集材の相場を当地方では「茨相場」という。（茨相場とは木材を流送した頃の名残りをとつけた名前である）

b) 集材の取引場所はつぎのように3種類ある。

① 製材所の土場（上述）

② 林道端

③ 立木処分——仕事（伐採量）が直営生産用の集材機や架線の能力を超えた時（主伐、間伐の区別とは無関係）

これらの取引場所における出材石数をみると、過去においては①が年出材石数の90%、②が年出材石数の10%であり、今年①が45%、②が45%、③が10%であった。将来については、ごくさいきんに新しく集材市場ができたのでこれを主として利用し、集材市場まで運ぶ出して売りたい。それを主とし、②を従として行く方針である。

目下のところでは集材市場で売る方が製材所に売るよりも価格が非常によい。しかし将来は次第同市場の枯渇をみて対処したい。

c) 取引地域

木材の販売は田辺

苗の購入は土地（町内）の苗50%、県内他村の苗木業者の苗15%、そのほか隣県（三重）から来る苗が少しある（5%）。材の販売は田辺近辺の個人的に知っている信用ある同業と取引引きしている。

d) 木材の販売方法

従来信用のある製材所1軒だけとずっと取引している。相対取引である。しかし年によっては伐採量の半分ぐらいをほかの製材所へ売ることもある。将来はさいきんこの地方にできた集材市場市場へ重点的に出したい。

製材所へ集材を出すというも「曲りがある」とか何とか難

くどをつけて道をたどられる。立木で販売すると製材所が不安と単価を不当に安く見算る。そうしてだまされている山持ちが多いような気がする。アローカー（製材業者）は少し良い道をつけたと思っていると材だけを出して金を支払わずに逃げたりする。結局、自分で製材搬出をした方がよいという結論に達した。

さいきん、先々月から当地にできた製材市場とシロ松展に大きな期待をかけている。たとえば小丸太のメ間物で米口3寸〜スサ5分のスギの直材は製材市場市場では4,500円/石（製材市場はセリ売りである。この4,500円/石のなかには手数料4分をかくむ）なのに製材所で売ると3,500円/石である。こんな例は殊端な方であるにしても実質的に500円/石ぐらいの差はあることが多い。

2) 販売する木材の単価のきめ方

附近の相場を聞き合わせて決める。その相場からトラック運賃（運賃相場一協定面格）を差引いたものが林道渡し単価になる。いまいった「相場」とは製材所の土場で製材を取り引きする時の相場（売相場）である。これを把握する情報網や月報などは全然なく、もっぱら噂や近所の話を頼りにしている。しかも製材所はできれば少しでも安く買おうとするため、この売相場を公開せずにかくしており、したがってよくわからなかった。今後は製材市場市場ができたのでその点でも明朗になると思う。

16. 機械化について

a) 集材機と架線は当地方によく普及しており、当座ももっぱらこれを利用している。

b) チェーンソーについては現在、チェーンソーを入れてもらう行くかどうか技術的に自信がない。現在のところ伐木事業は日給制ではなく出采高給制なので、その制度と使用者が機械を買うこととの間になにかチグハグなものを感ずる。

9) 下刈機は、当座の場合、岩石地が多く思案なので技術的に不安だし、機械を入れても至費倒れになるような気がする。

しかし将来、賃金が上って機械化が必要にもつとせられたらもつと機械化するつもりでいる。

17. 記 記

去年（昭和34年）までは大帳簿式記記を使っていた。今年（昭和35年）から税務署とは関係係に至管合理化のための記記としての記記を自分で当座だけの特殊な様式を考案し、実行している。税務署方式や商業的様式記記計算も参考にはしているがそれをそのまま実行してはいない。

当座の記記の特長としては、

原価計算をしないこと（何ノの年も前にノ本5重で埋えたものを原価計算しても意味がない）、

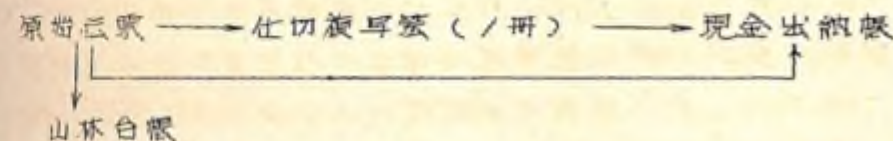
所得税や租税税を営業外費用として帳計と一緒にすること

記記の機能としては収支が明確に記録され税算されて帳尻を合わせることができ、事業の単位的チェック（監査）に役立つ、多少でも将来の至帳方針を立てばよいと考えていること。

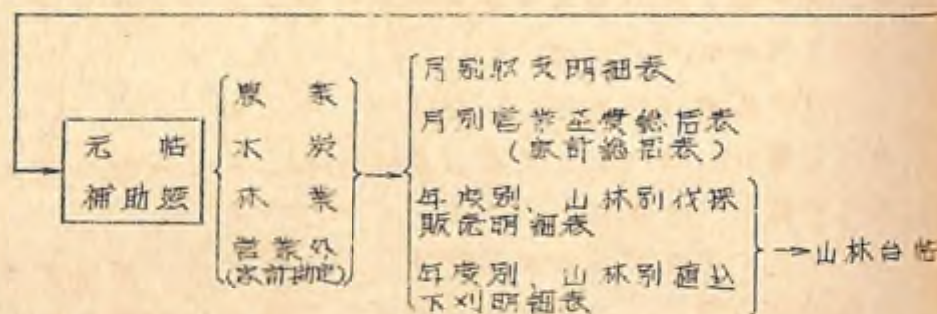
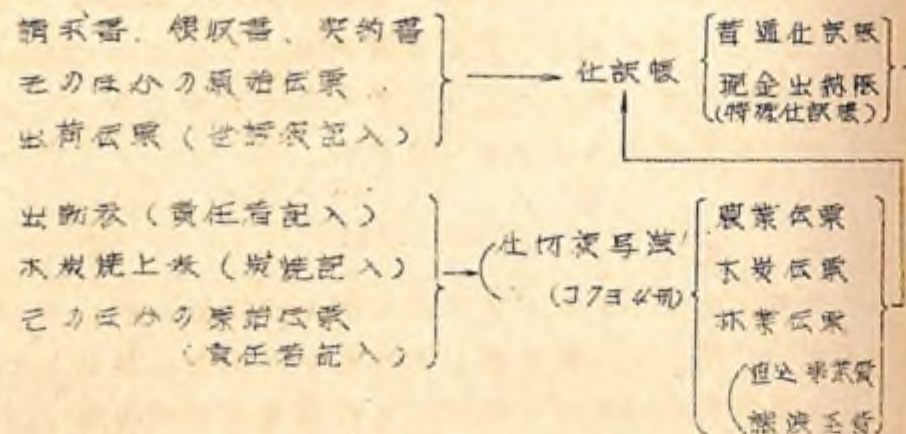
原計（営業外収支）と単業（製、林、製材業）をノつの帳簿にまとめながら両方を別口座にしてそれぞれとりまとめるように仕組んであること（後述の記記項目参照）などがあげられる。

当座の記記の原面を会計組織を通じて眺めるとつぎのようになっている。

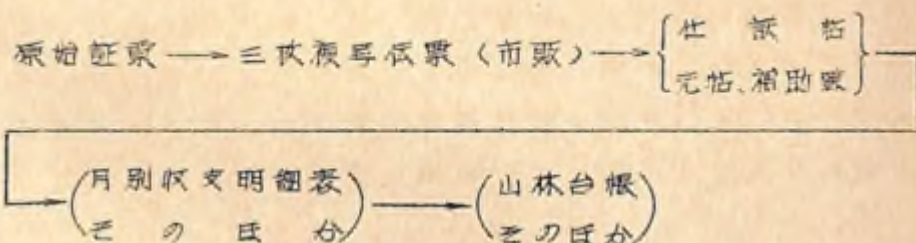
昭和34年まで



昭和35年（現在）



明年（昭和36年）にはこれをつぎのように改良しようと思っている。



さらに希望としては、将来には財産目録を作成して、できたら貸借対照表や損益計算書も独自の行き方で休ってみたいと思っている（しかし現在はまだ行っていない）。

現在（昭和35年）当店で使っている原始伝票のノ例と出勤表（労働者の雇傭表で、責任者（専任の管理組織参照）が記入するもの）と山林台帳（毎年更新されるもの）ならびに月別収

支明細表の形式を示すとつぎのとおりである。ただし山林台帳の形式は近く改善し、永久保存とするつもりである。

1) 伝票（複写式3枚紙）

（例）

13cm

No. 伝 票											
昭和〇年〇月〇日						司検者 〇〇〇〇 印					
場所				自動車名				自動車番号			
同 丸 太			丈 丸 太			ノス尺丸太			13尺ス寸丸太		
寸	本数	石数	寸	本数	石数	寸	本数	石数	寸	本数	石数
35			10			40			10		
30											
			20			50			20		
40											
計			計			計			計		
総本数						総石数					
郵便率価						円 計 円					

18cm

No. _____ 出勤表

昭和〇〇年〇月 責任者 〇〇〇〇〇 〇

日	氏名	出勤	欠勤	遅刻	早退	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
計						
②						
金額						

備考：ノイは0.5分、3分等は0.5あるいは0.3など記入すること。
 重要欄には仕事の場所、種類（植込、下刈等）を記入すること

山林名 _____ No. _____

① 植栽

種類	木数	金額	植込工数	備考
スギ			②	補助金関係
ヒノキ			金額	植込場所
			置費外	決済月日
			支払台計	責任者
計			補助金	そのほか

② 管理費

	工数	金額	場所	責任者	備考
下刈					
間伐					
下刈					
伐打					
その他					
計					

③ 減価償却

	減価償却		減価償却		責任者		備考	
	工数	金額	工数	金額	金額	金額	金額	金額
スギ								
ヒノキ								
計								
備考								

④ 売上

	日数	金額
スギ		
ヒノキ		
計		
備考		

⑤ 収支計算

管	方	管	方
植栽費		売上	
管理費			
利息			
譲渡経費			
利益		損失	
備考			

4) 月別収支明細表

○年○月

項 目	借 方	貸 方	差引残高
収 入 (一)	28,130		
木 炭 (十)		100,750	
林 業 (十)		1,844,676	
現 金 (増)	10,096		
預 金 (減)		280,669	
受取手形 (増)	79,750		
内 債 金 (増)	363,750		
借 入 金 (減)	1,250,000		
経業外 (支出)	494,819		
計	2,226,045	2,226,045	0

5) 月別林業収入総括表

項 目	借 方	貸 方	残 高
植 林 費	0		
取 得 費	0		
管 理 費	20,230		
炭 炭 至 費	28,465		
支 払 利 息	5,040		
雑 費	5,410		
売 上		1,895,374	
雑 収 入		2,447	
計	59,145	1,903,321	(+)1,844,676

月別収支明細表では各月別に収支をとりまとめて貸方と借方にかかげるのでその月の会計整理内容が明確にされると同時に差額の誤りなどが発見できる。

さいごに当家の帳記項目を列挙するとつぎのとおりである。

	資 目	内 訳
1) 収 入		収入は一括して収入、支出の現金計算をし、実物は評価せずに実物単位の記帳をする。
2) 木 炭		木炭についても現金収支と実物記帳をする。原価計算はせず、原木についての記載もしない。要するに何根焼いて、それがいくらで売れて、炭賃がいくら分かって運賃がいくら分かったかということだけを記録する。
3) 販 入	売 上 金 雑 収 入	主伐収入と間伐収入は分けない。隣人が当家に納めたアレバ料（炭銀通行料、損害保険料）、電力会社の高圧線敷や電話線敷の代金、初度の収入（小額）、固定資産税前納費、区有林が間伐収入や主伐収入を各戸に配分するもの（今年は各戸にノルあたり3万円の配分があった）、その他。
費 用	植 林 費 取 得 費 管 理 費	山別にノル 山を買った費用 下刈費、固定資産税、林道負担金 森林組合の反別割負担金、火災保険料、相談役の耳寄りに出す金

	貸 目	内 訳
	遺 産 金	と正月の振込、寄附金(山を持つ ているために出す寄附金)、(個人 宛の寄附金は家計に入れる。)
	支払利息	支払利息分の金 内訳：伐採費、出材費、トラック 運賃、道路代に出す金と正月の振 込、薪、薪割の運賃代、油代、 木材引取費、森林組合へ出す伐採 調整金、アレバ特(他人の山を当 家力振込が通る際の通行料)、そ のほか、どかに運賃がかかる元出 山を買う時、手持の現金がないた めに銀行から借金して山を買い、 あとで伐採収入から借金を返す際 の利子、伐採事業で現金が手許に ない時、買金支払のために銀行か ら借りる金(利子)
	雑 費	農業機械を購入手に銀行から 借金することもある、利息支払の 相手は銀行である、伐調資金や 造林資金の利子、 事務用品、印刷代、電話料、郵送 料、山林会費、林業関係の購入費
(注) 従業員の家賃、薪割などのうち、仕事中にしたものはそ の仕事を賃で出す。仕事以外の時に入居したりした時 は農業関係従業員は農業の雑費から、林業関係従業員は 林業の雑費から出す。 林業関係の知人や友人が外国へ行った時の旅別は林業の		

貸 目		内 訳
借金から出す。		
山の歩道修繕は下町の労働者が行うので下町の日当に入 れる。土木工事の大規模なものは個人としては行ってい ない。		
4) 現 金		月別現金出納表
5) 預 金		
6) 未 収 金		受取手形など
7) 買 入 金		労働者賃金などの内渡金
8) 未 払 金		
9) 借 入 金		長期借入金 —— 造林資金、伐調資 金
		短期 —— 銀行手形、農林業 者の内金
10) 営業外会計		家計に関するもの

(注) 労働者の賃金は当地の一般労働者として、雇用労働者には山林別に仕事が終わった時に渡し、常用労働者には旧の金、正月、薪割の時に渡し、また常用労働者から請求があつた時にはその日までの賃金をその時に渡し。
月別決算では、買金などの内渡金(振込金)はそのとき渡ししておき、買金を清算した時(金、薪、薪、または山林別に仕事が終わった時)に費用の勘定に振替える。

(例)

貸 目	借 方	貸 方
雇 林 賃	85,000	
雇 理 賃	53,000	
内 渡 金		100,000
現 金		38,000

試	内	要
したがって炭産の試算は両期約に若干のズレを生ずることになる。		

18. 将来の生産に対する希望

山林生産部門の法人化は炭林生産などの関係で、法的に困難なように思われるから将来も山林部門は個人生産として生産し、木炭、伐採、集材、運材部門だけを独立させて法人組織として生産したい。その際にはこの法人部門は複式簿記と会費会計を適用して合理的に行いたい。

19. 当家の林産物処分方法

1) 間伐には刻印を使用する。

2) 薪炭林は現地へ行って虎子に「ここからここまで焼く」と指示するだけ。

直営炭炭をしている理由は、直営の虎子はウバメガシの流木も寄せて炭伐的に原木を伐ってくれるので山のためによい。ほかの虎子は一定面積からできるだけたくさん焼こうとする結果、山を盗伐し、したがって施業上、有害である。

20. その他

1) 当地方の慣習として、たとえばマツタケや栗木炭や自家製料用の雑木などは、村の一般の人々が自由に当家の山林からとってきて自家用に供している。稻を干すスギ丸太もメ〜ヨ木を一般人が自家用に供する程度ならば村民の誰が当家の山林から伐って来てもよいことになっている。地方の慣習であるので、それらの行為を大規模に行わない限り、当家も黙認している。この地方の慣習として一般の村人たちは、自家用の燃料や稲干しの丸太を当家以外にも数人村内にいる大山林所有者の山林からは自由にとってきてよいが、しかし小規模山林所有者の山林

からはとってはいけないことになっている。この地方の慣習として昔から何となくそういう制度ができていたし、そして当家以外の大規模山林所有者も一般の村人たちもこの制度を当然だと思っている。

2) この地方にさいきん若い炭焼きがいなくなつた。現在の炭焼きは全部30才以上である。炭山村人口の減少というキマツチブレイズがジメ〜ナリズムを駆わしているが、現在当地方にはそれが炭山村労働人口の老令化という形で現われている。ずっと将来には炭焼きがいなくなつて困ることもあろうかと考えられるが、しかしさしあたってここ30〜40年はその心配はない。炭村の女子や青年がサラリーマンと同じでも「都会へならぬさに行くが炭村はいやだ」というのは全体的要因が多分にあるのではないかと思う。

3) この地方に鉄道が入ったのは明治年間であつた。明治時代は牛馬車道であつた。昭和初年にはバスが入った。トラックが通るようになったのはそれからもつとあとであつた（年代不詳）。

21. 炭林工程（スギ・ヒノキノ町あたり）

年次	種 目	木数	単価	金 額	備 考
1	苗 木	3000 ^本	1本2円 スギ3円 ヒノキ2円	9,000 ^円 9,000	2年生
	運 賃	〃	1本10銭	300	
	地 代	〃	5円	6,000	1人/日 250~300本
	運 下	〃	1円60銭 1円	4,800 3,000	

年次	種 目	本数	単位	金額	備 考
2	棚植苗木	300 ^本	243円3銭	1920	大苗(3年生)を植える 免の食害がある。
			243円3銭	2160	
			243円3銭	1650	
	運賃	600	15銭	90	
	植付	・	5円	3000	1人/日100本(場所を 限らず)、地持不要、下 刈並伐に処理
3	下刈	2400	1円	2400	
	下刈	2700	1円5銭	4050	下刈と同時に風倒木を起 したり、イノシシが倒り て苗を起したりする。
	棚植苗木	300 ^本	243円3銭	990	天候で折れるものもあり、 ウサギの食害を受けるもの もある。
			243円3銭	1050	
			243円3銭	340	
	運賃	300	15銭	45	
	植付	300	5円	1500	
4	下刈	2000	1円40銭	2800	
5	・	・	・	4200	
6	・	・	2円	6000	
7	・	・	3	9000	雑木の除伐を兼ねる。7 年目頃から1年置きにな る。
9	・	・	2	6000	
10	・	・	25	10500	
15	つる切り	・	2	6000	カスラやワズカ類など もある。 ススキやシダが繁る所も ある。
20	間伐				取入間伐(昔は捨て切り をしたが今は売れる)

年次	種 目	本数	単位	金額	備 考
25	間伐				間伐するところもしない ところもある。
30 40	主伐				家計などの都合で「金の 急ぐ時」には早く伐る。 40年になると良い木に なるからできれば40年 まで置きたい。

双 年 中 行 事

1月：10日まで正月休み。その間刈草え。

2月：刈草え

3月：植付(3月1日彼岸まで)

4月～6月：造林関係の仕事はしない。その間、寄付者は各自
の旨に仕事(専刈り、田植えなど)をする

7～9月：下刈(3月15日より翌年10日まで休みにする)

10～11月：寄付者は各自の農事に従事(稲の取入れ、麦播き、
粟播きなど)

12月には村のお祭りがあり、山の仕事はしない。

12月：下刈(7～9月に刈り残した山林を下刈りする)、世終え

式採は3月の彼岸から9月の彼岸まで行う(剥皮をし易いから。
剥皮すると木が美しくなり、虫がつかない。逆に剥皮しないと虫
がつき易い)。薪材、重材、炭炭は年商を置いて行う。

山 林 至 営

ノ、概要：山林至営：薪炭生産、運材、製材を至営している。（造材から伐木、搬出、製材として向屋の軒元まで自分のトラックで運んでいる。）

山林至営は台帳面積ノ80町、実測見込ヨ60町、製材工場はノカ所、66町、年間ノ〜2万石の薪炭を製材する。その他トラック2台、スクーターノ台を所有している。トラックは運材用使用する。

当家の山林至営はほとんど全林がスギ、ヒノキから成っており、地味は極めて良い。

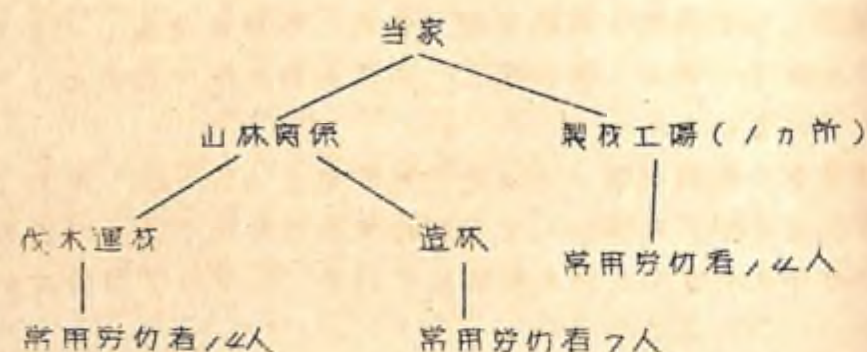
山林至営の全林配置はつぎのとおりである。

令 級	1〜10年	11〜20年	21〜30年	31〜40年	40年以上
面積%	19	28	32	19	2
備考：	強 制 伐 採 の 跡 地 に 近 林 したところ。 先 代 が 植 え た と こ ろ				

当家の山林至営は散在しており、ノ面地20面ぐらゐのものから3町ぐらゐまでであるが大部分は村内に存在しており、しをがって皆運材容易である。

土地は肥沃な所が多い。当家の先代は林地を購入する時の方針として、つねに「山を買う時は土地を買え」「悪い土地は持っていない方がよい」といつていた。その結果、現在は当家の山に肥沃な林地が少なくなっている。

2. 管理組織



当主は当主（父、60才）が主として山林関係を息子さん（30才）が主として製材工場を担当し、事業実行は山林関係を製材関係を当主が直接的に管理し、労働者と一語に仕事をしながら指導、監督している。労働者は全部常用労働者をつかっている。伐木運材関係の仕事は年間を通じて作業しているが、造材関係の労働者は雪が降る時など、造材関係の仕事が暇になると製材所の仕事に従事させる。一方造材関係の仕事（植栽、下刈など）が季節的に忙しくなると、製材所の仕事を都合つけて製材所の労働者を雇ったり下刈の志願に使う。（下刈の忙しい時、下刈の時期には製材製品の価格が下がる傾向がある。）

当主の場合、山林も製材工場も所有者の家も同一村内にある。

3. 製材工場

製材工場の原木はそのほとんど全部が村内から供給される。自己山林の生産した原木は全部自家の工場で製材する。昨年は自己山林からの原木供給は2千石（主伐面積2町）であった。したがって製材工場の原木の80%以上を他人の山林から購入したことになる。

ただし自己の山林からの原木供給量は毎年不定である。

4. 経営の沿革

当主は明治時代から製材をしていて、とほいうものの、当時は満足な道路も製材機械もなく、手で板を掘き、できた板（ノコの板）を肩に背負って町へ売りに行く程度であった。

大正中期になると道路が開発され、製材機械も入ってきて、同時に電柱板も出せるようになった。当主の製材所も当時（大正6年）に製材用の丸鋸を工場に入れた。製材所の経営は昭和25年までは個人名義でやってきたが昭和25年以降は法人組織にして行っている。現在は市営を借用している。

一方、山林経営は当地方に半世紀の人工造林が始まったのは明治20年ごろからであった。現在（昭和35年）当地方の森林の大部分は民有林でほとんどがスギとヒノキでなっている。

当主も明治20年ごろから人工造林を実行していた。当主の山林経営は先々代と先代によつて主として拡張され、山林化された。（先々代は日露戦役直後のデフレの時に積蓄した。先代は大正8年のインフレで儲けて復興した。当主は戦後のインフレの時に拡張した。これが現在製材所にとっては至極困難な時期に陥りながらもよく原因になっている。）先代は「当地方で製材工場を経営していくためには自分で木（山林）を作らねばならぬ」といい、また「ほかの趣味を持たなくてもよいから木を育てることを趣味とせよ。家の庭木を手入れしてこざれにする趣味よりも天然に庭（山林）を作る趣味を持つことが大切だ」といい、暇さえあれば常に腰にナタをさして山を巡視し、そしてたとえば藤ヅルが木にまっつめていたらすぐ切るようにし、「自分の子を育てるような気持ちで育てなければ木は大きく育たない」と常に云っていた。当主もその教えを守り、現在でもそのようにしている。

5. 製材工場の原木購入

当主の林業経営の目標は原則的には製材原料の1/2を供給することであり、残り1/2は買い入れる。

当主の製材工場の経営で一番ネックになっているのは原木の供給である。

当工場の集荷範囲は山奥の当村またはその近辺に限られており、それ以外から原木をちつてくることは立地的に不利になる（並荷配の道路をトラック輸送することになる）のでできない。製材原木は人が売ってくれば買えない。したがって原木の仕入れの商通口時に自分の山を伐るつもりでいる。また、家計的に、たとえば薪の購入や貯蓄、贈与税、相続税などを節めるために多額の金が必要時にも増伐する。したがって実際には年によって山林経営の伐採量は一定ではない。その年の諸般の事情や情況を考えた上で、毎年の伐採実行量を決定し調整するのは経営者の仕事である。具体的には年によって町を伐る時があるし、全然主伐しない年もある。例を昨年にとれば昨年の製材原木の仕入れ量の内訳は、自己山林から供給されたものが20%、村有林（入札）から供給されたものが15%、村内大山林所有者（伐採計画を立てて毎年同じ量の材積を供給してくれる人が2名いる。）からの供給量50%、そのほかの小山林所有者から供給されたものが15%である。

上述のような次第で製材工場の原木は自家自身の山林から供給されると同時に他人の山からも供給される。他人の山林から原木を購入する時には経営者（当主）が直接現世（または森林所有者宅）へ行って森林所有者と話し合う。当主はアローカー（情報屋や製材業者）は供わない。（戦後、一時アローカーが増えて森林所有者がアローカーに甘い汁を吸われたことがあった。さいさん（昭和28年頃以降）は森林所有者自身が直接工場と取り引きするようになった。

原木を仕入れるための情報網はとくまづにそのようなものを置いている。一般に「人から入った情報」は高くて商通にならない。山村と製材所の間には昔からのオトクイさん関係が互に成立している。たとえば先に述べた生世方のある森林所有者は毎年同じ石数を売ってくれる。民間森林所有者との取引は相対取引（示談）によっている。そのほか、村有林や部落有林の立木処分があ

る。村有林や部落有林の売り払いは指名入札で村内の製材業者全部（5人）が入札に参加する。

原木の仕入れは素材として山場（林道端）で買い、自分のトラックで運材しているものが15%、立木で買い自分の労力を売って伐出運材するもの（自家の山林の伐採を含む）が75%である。間伐材は山土場で買うことが多い。

年間の取引件数は少く、1件で何カ月分かの製材原木を仕入れることもある。製材原木の売り物がはい時に先述のように自分の山林を伐る。

6. 製材製品の販売

確実な信用のあるよい製材を作つて、主として昔から取引できている町屋に出す。品物がよいと単価も高く買ってくれる。「当主ののれんの信用」を大切にしていく。これは取引上にも道義的にも当然のことである。

製材製品の販路は阪神4割、大阪2割、京都3割であり、昔からのオトクイさんや小売店へ出している。

7. 山林経営の伐期

当世は土壌が浅く、スギは40年生ぐらまでは生長がよいがそれを越すと生長が衰えるので40年前後を輪伐期としている。

林業には余裕が必要である。その予備金を「金で持っているか」「木で残しておくか」という問題はあるが、全面積の1割ぐらゐる「不意の出来ごと」に対する用意のために、高令に当たつても生長の旺盛な林分を送んで40～50年生まで残しておく。この予備林のなかには自分の家を建て直すための用材の用意もふくまれている。

しかし一般には（予備林以外の山林では）40年ぐらゐが当世では限度である。あまり老令化すると生長がにぶる。山は常に生長している状態にしておく。80年たつても銘木にはならない木が多いから、特殊な林分（予備林）以外は40年で一般

材として伐採する。また当地ではふつうの場合、40年から80年にかけては材積も価格もそれほどいちじるしく上らないので80年までおくよりも40年で伐つて2回繰り返した方がよい。

当地の伐期令の変化を考えると、明治時代には伐期令が60～80年で板材生産を主にしていた。昭和初期から戦前にかけては伐期令は60～80年で板材と電柱材の生産をしていた。当時はそのつとめの相場によって電柱に造材したり板に造材したりした。現在は木材ファームで細材を産出するようになり、伐期は当地は一般に30～40年である。

現在、当地方では限らな一般に、林業家で「中小至木の山を任せ」という人がいるが、40年後には中小至木の価格が下がるかも知れないし、少なくとも価格が下らないという保証はない。40年後の市場のことは誰にも判らない。

林業は目先にとらわれず、長い目で考えねばならぬ。現在の市況によって林分の長期的生産目標を決めず、「とにかくいい山を作って伐り期（林分の生長が停滞した時＝40年ごろ）にそのつとめ伐採してその時の相場に応じてもつとも有利に換金するようにすればよい。（最も有利に換金できるような材種を造材し、最も有利の収入を生むように売ることとを考えればよい。）

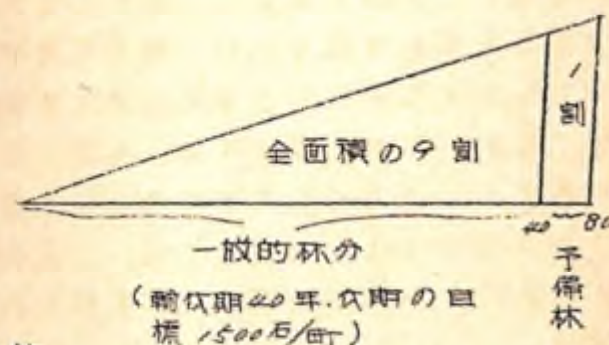
当家の場合、施業上、材種別にある程度の見通しを立てる必要がある場合には、地利や地位の良い林分は集約に手入れして収入の高い材種（たとえば電柱材、縁桁用材、帆柱用材、橋梁用材など）を仕立てる。

当家の材期は40年で45年生以上の予備林は全面積の1割を作る方針である。

一般材は40年生で1町あたり500石の山を仕立てることを全体的な目標として施業している。

しかし林分によつては虫害防除を兼ねて強度向伐を行ったためにそれ以下の蓄積にしかならない林分もあり、また土地が肥沃で生長がよいためにそれ以上に回る林分もある。

当家の施業目標を模式的に示せばつぎの図のようになる。



8. 主伐の方針

a) 立地不適合林分は改植する。

b) 伐期（40年前後）に達した林分で、主伐や地割（出し）の悪いところから優先的に伐る。山を歩いていて生長の停滞し、梢頭樹冠の丸くなった林分から伐る。伐った木はもつとも収入があるように材種区分する。国旗掲揚のための柱や縁桁材になる木はとくに値がよい。（6000円/石）ので慎重に選ぶ。一般用材は自分の製材工場で製材する。

c) ほかには択伐的に帆柱用材や縁桁などの特殊用材を需要に応じて出す林分を一部分ではあるがある。しかしそれはごく限られた出しの良い肥沃な林分に限られる。（先述の予備林1割のほかに含む。）そのようなところでは土地をよく利用するために将来伐り跡にスギの苗木を植えて択伐施業に移行した方針である。

需要に応じてそのつとめ単木的に特殊用材（たとえば腰のぼりの柱）に出す時、この種の註文は製材所を至密しているから市場の動きがわかり、とりやすい。これらの特殊用材は1本で単価が高い。しかし長大材なので搬出の便利は山に限られる。

d) 製材原木の仕入れができない時には年に3町歩を伐ることがあり、また製材原木の仕入れが容易な時には伐採せずに食いのばす。

したがって主伐しない年もある。

2) 35~40年生の林分で同じ年の5月(生長開始前)と9月(生長が終った後)に材積を測ると、場所によつて生長のよいところではその立木代の金利ぐらゐ1年で生長するところがある。したがつて伐出する時に同じ年に伐採する林分の中で生長の悪いところから伐採に着手する。生長のよいところはなるべく秋に伐採できるようにしてその年の生長量によつて金利分ぐらゐはアラスになるように配慮する。これは自分の山林を伐出する時も他人の立木を製材原木として買入れて伐出するときと同じである。

6) 電柱材と橋梁用材について。

電柱材は之向きの材より価値がよい。

橋梁用材で長さ25尺、末口ノ尺、のものは、石5000~6000円もある。ノ部の林分(予備林)にはこれらを仕立てるのもよいと思う。

しかしそういう材が仕立てられる林分は地位(肥沃さ)からいつても地利(出しの便)からいつてもごく一部の林分に限られる。

9) ノツの至験:(現地の林分を見ながら説明)

不正の至期には板材の需要があり板材の価格がよかつたのである林分を当時、巨伐作業によつて板材用の素材を作る目的で近伐し、仕立てた。現在その林分は地位と地利のよいところにあり、42年生で目下極めて旺盛な生長をしており、目通り周囲3尺、高さ65尺(末口2寸として)になっている。この林分につきのよう日施業を予定している。

同伐(正確に言えば択伐)によつて橋梁用材や橋桁用材(これらは一般用材より高価である)を需要のあつた時にその林分から単木的に出す。そして林木相互間の空間があつた伐り跡へ、土壌を集約に利用するために苗を植える。結局將來は択伐林に導き、その同当分の間、上木は橋梁用材や橋桁用材などの特殊用材を収穫し、それができない上木は一般用材に採伐する。結局、最初は

巨伐作業で板材を生産するつもりでつたが市況の変化によつて生産目的を変更し、さらに作業種を変更することになる。

10. 近伐

a) 伐採跡地は全部その伐採の翌年に造林している。先代も「山は伐つたら山に帰えしておかねばならぬ」(伐採地はたぎちに再造林し、保育せねばならぬ)といつていた。

当主もその教えを守つて実行している。伐採収入は造林や下刈の費用と家計にまめし、残りは別に投資する。種数からオノ巨何伐(20年生)までの間の費用は大きい。

b) 林業至啓にあたり、不在村森林所有者はまずオノに「金」(収入 - 伐採)を考えるが在村森林所有者はまずオノに「山をつねに見てまわり、手入れすること」(造林 - 保育)を考える。

(先代の教えで現在も守られていることは多いがその中につきのよう言葉がある。

1. 金は千に易いが木は千にない(資産を現金でもつていると、使い込み易い木山林の形でもつていると、むしろ生長していく)。

2. 伐期の木は国債をもつていれるのと同じだ。(戦前、国債は国家が保障するから極めて安全かつ堅実な投資だと思われていた。山林至啓も同じような資産として考えられるところに意味がある。)

3. 山は木で残すことが必要である。(山には用材を近伐しておくことが必要であり有用である。)

4. 山高きをもつて賣しとせず木あるを以つて賣しとす。

5. 常に木と共に歩むことを志れてはならぬ(常に山林を巡視して手入れをよくせねばならぬ)

6. 育林は国家的事業である。

これらの教訓はいろいろな形で当家の林業至啓に生かされ体験を風じて再認識されている。ノツの例をあげて説明しておこ

う：

たとえば山により立木が沢山あれば旅行でも金と沢山貸してくれるがしかし親戚だけしかない時には、そう沢山は貸してくれない。また青森が国家的事業であることについては戦時中の強制伐採があげられる。われわれ森林所有者は国家が必要とする時にはその木を国のために供出しなければならぬ。林業は森林所有者の私益と国民公益のうえにはじめて成立する。当家は戦時中の強制伐採の収入が一万五千円あった。当時強制伐採の収入は大部分国債を買うことを指定され、国債が割りあてられたので伐採収入で国債を買った。しかし終戦直後に封鎖で金の使えなくなり昭和23年にはインフレが起り、昭和23年には一万五千円で伐採地の再造林すらできぬ状態になっていた。昭和23年当時、もし予備林がなかったら土地（林地）を売って林業経営規模を縮小しながら、林業事業を続けたり家計を償ったりしなければならなかった。（土地を売ればならなかった。）しかし当時当家は予備林を伐採することによってその意図をしのいだ。ここに予備林（突発的な場合の用意を林で務めること）の必要性がある。

先述したとおり当家はでういう意味で予備林を全面積の1割前後残す計画である。終戦前後の強制伐採やインフレや予備林の有用さを考えあわせてみるとそこに山林所有者のつらい所や、同時に面白い所がうかぶ。これは体験を通じてはじめて強く認識できるところである。

㉒) 山林の肥培管理は雑草を刈ることにある。枯った雑草が腐れて肥料になる。当家の山林は傾斜の急な部分があり、でういうところは普通の状態でも土が流れる。当家は絶対に伐跡地に火入れをしない。ただ例外としてクマガヤが蔓延しているところには火入れする。

㉓) さいさん、主伐した年くりすれまでの翌年には再造林している）は昭和29、30、31、33、35年である。

さいさん、広葉樹林からスギ林に林種転換した面積は昭和29年に3町、昭和30年に3町、昭和31年に4町である。

f) 植栽本数

昭和20年頃から人工造林が行われているが明治時代には青森を手本にして5000～6000本/町植えた。さいさんは、3500～4000本/町植えている。これは小至木や中至木の間伐材が更れるようになったためと、それを通じて1本の苗木も有効に利用するためである。

g) この地方の獣害

鹿は芽や樹皮を食う

鹿は苗木が2～3年生になった時に鹿の背丈ぐらいの木を食う。

猪はクスやゲンノシヨウコの根を掘り、その時に幼令林の苗を倒す。猪の被害は2～3年生の幼令林に多い。とくにクスやゲンノシヨウコは谷筋や肥沃地に生えるので一番土地の良い林分が猪の被害を受けることになる。これが油割の原因になる。

㉔) よい山を作るにはよい苗を使わねばならぬから、青森にも力を入れている。在来種、（当地産スギ）は20年生頃までは生長が極めてよいが30年生ごろから虫害が発生し、剪枝製品にした時に値が下る傾向があった。さいさんはこの系統の苗は植えないことにし、森林組合の幹線する県の推奨苗（スギ）を植えている。

山林の一部（面積約1.5町）に全面各地からいろいろな品種をとりよせて植栽した試験地を作っており、当地に適した品種を選り出す努力をしている。その試験地にはアヤスギ、松下ノ号、松下2号、アカスギ、雲通、船越、ウテセバル、ボカスギ、山武スギ、その他を植えている。

それとは別にほかの林分（面積約1町）に九州地方の知人からもらった樟木苗（大分県のヤマイグリスアカスギ）を植えて

おり、さらに別の林分には樟木苗と栲木苗を混植しており、そこは将来、生長のよい方を残して主林木に仕立て、生長の悪い方を間伐によって伐る計画をもっている。

ごく一部の林地（面積約5反）には樟木苗の台木畑を作っている。

そのほか、製紙工場附近の肥沃な土地にはロイタリヤポアラやメタセイマをそれぞれ5反ぐらい植えているがそれらの生育は極めてよい。

さらに事業としてではなく、趣味としてノ部の林分に田根式採伐（5反）と高取式採伐（5反）を実行している。庭木を植えたりゴルフをしたりする代りに興業を兼ねた趣味として山の手入れを行っている。この方がよほど面白くて健全である。

11) 当家は林向の落葉を一般村民が採取することを禁じている。森林に肥料分を還元するためである。

しかし落枝は一般村民が燃料として持つて行くことを許している。枝は葉よりも肥料分が少ないからその程度は採取しても差し支えないと思っている。

12) 多少苗が高くてついでとばかりに良く良い苗木を植えている。

11. 林業政策について。

a) 小出しは大部分が木屑によっている。

b) 索道（7HP）は時としては近所の製紙業者から借りて使うことがあるがほとんど使用しない。（村内に製紙業者がノタ入っている。）

c) トロ線レールを2km（延長）もっている。これは山の傾斜が緩い時に使用する。

d) チェーンソー、集枝機、下刈機は使っていない。さきさん、村の森林組合で下刈機をノ台協同購入した。これを林子とエ台をみてから使ってみたいと思っている。

12. そのほか

a) 先代は「林業家は良業を目指さなければならぬ」と口ぐち

のようにいつていた。当家は現在もその教えを守っている。

大面積の森林所有者が没落する原因は兼業生活をして、郡会で大争業をして失敗したりすることによる例が多い。林業には証券業者のような利潤はない。林業はユヘ代を通じてはじめて営まれるものである。

b) ミツマタ製造について。

この地方は当県のミツマタの主産地であった。スギの林地で土質のよい堅素成分を多く含んだ土地にスギの苗木を植える前年に植えて間作している。しかしスギ林地のごく一部に間作しているだけであり、全林分に間作しているわけではない。昔はこの地方の冬（農閑期）の仕舞として奨励されていた。当時はミツマタの収入が造林費の足しになったが現在は需要が減って値段が下り、生産量も減って、ごくわずかの収入をもちらす程度にすぎない。

c) 当家の製紙工場の動力は電氣を半分使っているがノ部分の機械は水力で動いている。

d) 当家はごく小規模の綿糸の製造工場を営んでいる。動力は水車で直至一尺ぐらいのウスをノ台ぐらい備えている。工場の敷地も6坪前後である。スギの生葉を採取してきて野下で乾燥し、糸くじつた葉をウスに入れて攪く。粉末状になった葉を布の袋に入れて町の工場へ出荷する。この工場の動力は水車である。

13. 林業登記について。

くわしくはつてないが一部の山林（製紙工場所有名義になっている部分）についてはつけている。登録合理化のために全部の山林について登記をつけるのはよいことだと思っている。登記はつけようと思えばつけることができる。しかしどうも個人所有の部分については登記をつける気がしない。個人の財産の秘密を守るためにはこういう記録をはっきりと残さない方が都合がよいと考えている。

14 施業案について

今までの県の施業案のようではおのほろ蓄積調査も私には納得できないし、所有者の意見や至密方針を詳しく聞いてくれぬし、前述机上アテにすぎぬから、無理に作ってもらいたくないし、もし作ってもらっても守る気がない。予算関係もあるから県に施業案編成をまかせてそれで終りというのでは仕事水準に届いていない。当家は現在は施業案をもっていない。

しかし近くの村に山林面積を500町あつてゐる森林所有者で大学の林学科を卒業して専門家を雇って個人の森林施業案を作つて林業至密を行つてゐる人がいる。それはよいことであり、至密計画を作つてそれを指針として合理的に施業するのは結構なことである。

森林施業案を普及させるには、

2) 大森林所有者(500町以上)は専門家を雇つて施業案を作ればよい。現在でも500町以上の森林所有者の一部には専門家を雇つて至密してゐる人がいる。

3) 問題はそれ以下の所有規模の大森林所有者にある。

「雇われるような適当な信頼のできる技術者(個人の取達の秘訣を守ってくれる人)」がよいことも問題である。結局どのような森林所有者(当家を含む)のためには、一定面積以上の所有してゐる山林所有者やその使用人を集めて講習会を開いて口ハのイから、そして図面の作り方から教えるのがよい。

そしてその森林所有者達に自分で自分の山の森林施業案を作らせるのがよい。もしそういう講習会があれば私は目撃を執つて参加したい。

15 林政に対する意見

2) この地方には森林火災は皆無だ。補助金から森林火災保険料を差し引くのは実情に合ふ。もし差し引くにしても森林火災の多い地方と少い地方と差額をもうけてはどうか。

3) 森林組合の合併問題について、

現状のように単に森林組合同士の合併させても組合員が組合へ行くまでの距離が遠くなるだけで経費がかさんで不利になる。したがって不賛成だ。

当地の森林組合の現状は県の出資機関のような形で技術員が県の統計資料を作つてゐる。合併してノ組合の面積を大きくして苗木販売競争そのほかに従事してゐる職員の数も減らぬし、あまり効果がないように思う。

いつてのこと森林組合同士の合併して大きくするよりもいまのままの森林組合と各村の農協を合併させる方がよい。そして組合の貯蓄や信用制度、購買競争などを統一して農協と森林組合と一緒にして農林協同組合を作つた方が組合を強力にするし組合員の家計や生活や感情にもマッチしてゐる。

4) 林業基本問題にはあまり大きな関心はない。そうした方が国の時に役立つからそれでよいだろう。

5) 県の普及員や森林組合の技術員は事務所では統計をとるような仕事ばかりしてゐる。現状のままで普及員に私有林の施業案編成をまかせてもらうまいかと思ひだそう。

森林所有者の立場からみると普及員や技術員はもう少し地下足袋をはいて山へどんどん入つて森林所有者とよく話をして実際に手に取るように指導して欲しい。山へ行つて山を見て実際にやめて施業や至密上のいろいろな意見をきかせてほしい。

森林所有者も一般にもっと指導を迷んで受けるようにせねばならぬ。

6) 林道をつくるのは結構なことではつてゐる。しかし今の林道の規定では制限勾配が小さすぎる。そのためヒ急なところはわざわざ運まわりせねばならぬ。

まるで県道なみの勾配だ。トラックやオートバイがどんどん進歩して強力な馬力のものでつてゐるのだから制限勾配をちつと大きくしてよいと思う。それに実際には坂を下るのだけトラックは坂を上るのとき空車が多いのだから、勾配をちつと急にしてよい筈だ。それによつて近道の林道がつけ

ば工賃も運送費も安上りになる。要するに土地の實際にあった林道をつくることを考えて欲しい。

- f) 森林施策案や登記をつけて安心して至営できるようにするために、明確な税制を考えて欲しい。税額を適正にして、合理的に至営できるように税制を作ることが大切だ。

16. 年 中 行 事

- 1月 枝打、ミツマタ製造、雪の少ない年は地植え。
2月 枝打、ミツマタ製造
3月 植栽（初旬から） ミツマタ製造
4月 植栽（中旬まで）
5月 間伐
6月 中旬まで間伐、中旬以後下刈
7月 下刈
8月 下刈
9月 間伐
10月 間伐
11月 枝打
12月 ミツマタ收穫、剥皮、乾燥

- a) 主伐、近林 撤出は梅雨期をのぞいて1年中行う。

梅雨期には伐木関係労働者を下刈に使用する。

- b) 仕事は全期常用労働者だけで行い、臨時労働者は全然雇わない。

- c) 製材工場は能率向上のために若い労働者を扱う。

- d) 下刈労働者には若い間伐木夫や木馬引や製材工をしていて高令になった老人が多く雇われている。

- e) 下刈、近林関係労働者は仕事が暇になると製材所を手伝う。

- f) 下刈、近林関係の仕事が息しくなると製材関係労働者を下刈や近林に使う。

17. 造林工程（スギ／町あたり）

(年)	(種別)	(数量)	(単価)	(金額)	(備考)
1	苗木代	3500本	6円50銭	22750	3年生苗、地元の苗を使い山(現地)まで運搬してもらう。
	取組費	1人	500円	500円	スギ林の伐採地は地植えしむ(伐採跡に下刈るしたり土地のよいところにはミツマタを植えたりする。)
	植付費	24	500	12,000	1人/日/50本、日当500円
	下刈	11	500	5,500	1年に1回
2	補植	700本	650	4550	3年生苗のうちから大きい苗を選ぶ。年によって枯損率が異なるから補植本数も異なる
	植付費	5	500	2,500	1人/日/50本
	下刈手入	11人	500	5,500	
3	下刈	"	500	5,500	
4	下刈	"	500	5,500	
5	下刈	"	500	5,500	

下刈は林木の上長生長と下草の天によつて林分別に判断して下刈を止めたり継続したりする。したがって年令的には林分によつて相当の差がある。たとえば植栽後5年でやめる林分もあるし、3年まで続ける林分もある。

(年)	(種別)	(数量)	(単位)	(金額)	(備考)
7.	下刈	11人	500	5,500	
9.	下刈	"	500	5,500	
10.	下刈、つる切り 枝打	15	500	7,500	町営にやる。
	主伐直前に下刈 (化粧伐)	8	500	4,000	つぎに値える杯分の 格えをかける。 間伐直前には下刈(化粧 伐)は行わない。
備考	間伐は20、25、30、(35年)に行い 主伐は35～40年に行う。				

あとがき

以上、ここに報告した森林所有者各位はいずれもそれぞれ合理的な経営をしている。さしこに概括的に若干の考察を記しておく。

1. B家、G家の経営方針、とくに予備林造成は注目値する。その論旨はドイツのさいぎんの林業経営学者達(C. Wagner, V. Dieterich, H. Lemmel, W. Mantel, K. Abety など)の予備林造成論と同じであり、林業経営の長期性に対応した明察である。とくにG家の終戦前後の体験を通じてそれには林業経営の本質を意味する何ものも水色されている。

また、G家の「山をつねに生き生きと生長している状態にしておく」ということは持続的生産としての合理的林業経営の真髓を意味している。

さらにG家のノッの体験を通じて語られた「特定の杯分の皆伐作業の板根生産から択伐作業の紙柱生産への移行」は印象深く感じられる。経営条件の展開が施業法や杯分構造の変更にまで影響することは Dieterich や Abety にあての記述がみられる。条件の変化に対応した林業経営の合理的な処置である。

2. A家、D家が自家育苗を行ない。

B家、D家が郷土のエリートを養成しようとして試みており、G家がいろいろな品種の生長試験を行っており、F家が土地の苗を主に使用しているなど、育種や品種改良にはそれぞれいろいろな立場から努力が熱心に行われている。

3. 現在の令版配置を考えるとE家、F家、G家はいずれも老令林が少いがこれらの人々がいずれも伐木、運材、製材まで手がけている点(E家は製材まで、F家は運材まで)は興味深く思われる。

とくにF家は自家伐採を行うようになってから(昭和26年から)伐株量と造林面積が急増している。

4. D家が素材市場の日報を参考にして販売材価を決定することやC家が実験的に若干の自家運材を行い、製材を委嘱して材価を決める

ことなどにも販売合理化への歩みがみられる。

5. また、A家、C家が伐採後、材積を算出してから取引をするのも合理的である。

6. G家の伐期決定方法と成熟木処理方法(最有利の換金)にも合理的生産であり、そのうえ長期生産である林業の本質が洞察されている。

7. この山林家もすべて伐採予定林分の選択にあたっては「立地不適合林分の改植」と「生長の衰退した林分の伐採」とりあげている点は注目される。

8. F家が立地と距離を計りて樹種選択を行っているのもきわめて合理的かつ賢明な配慮である。ほかの山林家にもこれと同じような配慮がうかがわれる。

9. A家が自家林道をつけ、D家が山腰工事を行い、B家が林地の自家改良(排水)工事を行っている点も経営改善の合理的な努力として称讃される。

10. G家に近代の頃から伝わっているいくつかの教訓には合理的林業経営の本質にふれたものも多く見られ、その洞察力に感銘を受ける。特にそれをたくみに生かしてさらにいくつかの新しい合理的な試みを加えて経営を行っている当主の努力と英智には学ぶべきものが多い。

11. C家の独創的な森林施業案——経営計画——には驚嘆させられるものがある。この方法のなかにはいわゆる材積平分法の萌芽が見られる。C家の場合、伐期に達した林分材積を分期的に判別して長期計画のしめくくりにしてあるが、この表をさらに利用して各分期的な収穫をほとんど一定にすれば材積平分法ができる。さらに面積単位で同じような表を作って操作することによって面積平分法が作られる。

この両者を折衷すれば折衷平分法になり、その上伐採される林分単位に配属を払うことによって令板法がとり入れられる。さらに生長量法やその他の要素を組み入れれば組み合せ法が展開される。

ることになる。C家の施業案はまったく独創的に作られたものでありながら新しい新展開への萌芽がここに見られる。

12. C家もD家もそれぞれ森林施業案を考えているがこれを各分期的に検討したり、あるいはそれを助けるような機関がないのが合理的林業経営発展の立場からみると惜しまれる。

13. つぎに各経営の簿記を見ると、いずれも多かれ少なかれ家計と似た形になっており、その簿記の機能は報告と事業の事後チェックに止まられる。そして収支計算が主目的とされている。

14. 経営管理組織を見ると今回調査したおぎりにおいては、500町以下の私有林A家、B家、D家、G家はいずれも森林所有者が直接的に森林を管理し、つねにみまわり、肉體労働をする常勤労働者を直接的に雇って指揮し、労働者と共に仕事をし監督している。とくにG家の雇用形態は、1つの高度な雇傭形式を示しているように思われる。

これに比べて500町以上(C家、E家、F家)になると何らかの管理組織を有し、肉體労働者と所有者の間に人的な管理機構が入りこんでおり、管理職員が置かれている。この人的機構がある時(C家)は山番であり、ある時(E家)は荷主であり、ある時(F家)は世話役や責任者である。

そしてここでもよくに管理用具(たとえば簿記や計画)が必要にまわられてとり入れられる。その場合、まず簿記の方が先にとり入れられやすいようである。

15. 以上ここに報告した各経営はおのおのいずれも近代的かつ合理的な経営であり、教えられるところが多い。

16. さいごに調査したる経営の特徴を簡単にとりまとめておこう。

系 号	種 類	林 業 面積 (英畝)	樹 種 別 制 度				輪 伐 期	令 級 (種 別 積 %)										備 考	基 本 数 (歩留)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
			スギ	ヒノキ	マツ	トウ		%	11-20	21-30	31-40	41-50	51-60	61-70	71-80	%	%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
																				11-20	21-30	31-40	41-50	51-60	61-70	71-80	81-90	91-100																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
A	●	250	45	45		10	60	30	12	29	15	4	5	3	6	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和 25年 調査	昭和

● ○ 特徴をつけているもの
○ 特徴を付面をいふもの

◎ 林業経営と伐出材の経営
◎ 林業経営と伐出材の経営
◎ 林業経営と伐出材の経営

考 慮

オ II 部 労 資 関 係 篇

以下はオ I 部の調査報告の補足部分として各大私有林至各の労資関係について各関係者から聞きえたるの支そのままとりあえず報告するヌオである。

オ / 例

(森林組合の話)

村には戸数が450戸あり、その職業別内訳はつぎのとおりである。

林業 123 戸 (山林労務専業者
山林所有者、製材業者を含む。製材業者は15人いる)
農業 47
商業 10 雑貨屋、駄菓子屋など
鉱業 34 三井鉱山、ローヒキの採掘
農林兼業 230
その他 14

村の畑面積は30町、水田面積は92町、山林面積は412町である。

地区内の森林所有者で施業案を作り、専任家をやとして経営している人が1人いる。(森林面積450町)。この地区の農家ノ戸あたり水田面積は2反5セ、畑面積は2セ、牛2頭、であり、農産物の自給はできな。村内の製材の原木支そのまとは他村から移入している。

この村の令級配置 (1令級は5年)

令 級	スギ	ヒノキ	マツ	ザツ	備 考
1	366 町	330 町	6 町	81 町	
2	288	176	0	246	
3	151	72	3	144	

令板	スギ	ヒノキ	マツ	サツ	備考
4	136 町	78 町	1 町	68 町	
5	236	101	0	77	
6	218	145	0	83	
7	192	118	3	5	
8	107	78	0	1	
9	74	95	1	1	
10	52	44	1	0	
11	4	14	1	1	
12	3	2			
13	2	1			
計	1837	1257	13	706	
備考	その他床板等300 町があり、牧野に利用されている。 村内に小規模の鉱山があり、その用地が5町ある。				

適正伐期令は40年であるが一般に35年で主伐する人が多い。

当村の床板は全部当村で製板、加工されている。床産物(製板製造)の板種別内訳は舌口板4割、角4割、割2割であった。現在は板が危れ行きが悪くなったので、角3割、割5割、板2割になっている。板の危れゆきが落ちた原因としては、代替品の進出があげられる。腰板はベニヤ板に代替され、下見板、ミブキ板はトタン板やモルタル塗りになり、天井板はテックスやハリテン(秋田)に代替されつつある。

当地方で製板する際には2間丸太や10尺丸太の末口6寸以上のものは板に、末口3寸5分~4寸は角に、4~6寸は割に切ることが多い。

この村の製板工場は平均45HPで20HP前後のものも4~5軒ある。

伐出はミの材積の割が梁線、7割が木馬によっている。下刈板はさいさん森林組合で1台協同購入した。これを組合員に貸附ける予定でいる。

チェーンソーは村に4台ある。しかし、この地方ではスギ、ヒノキは地際すれすれから伐木するのでチェーンソーは使えない。

マツは地上10cmぐらいから伐るのでチェーンソーを使っている。チェーンソーは歯が厚いので歩減りが多いので至切の時にまつたいいないような感じがする。また至切りの時に下から切り上げられぬから困る。結局、この地方としてはスギ、ヒノキにはチェーンソーを使わない。(中村註:一般にはどこに行つても床板製板を使わない理由としてさまざまに技術的欠陥を指摘されることが多いが、しかしその理由のなかには板板に対する無智や不熟練にちとすくちのみみうけられる。板板の自反には「悪い条件の時にどの程度まで使えるか」というPRと、それを養う技術者の訓練やアフターサービスを完全にして、使用者側のまつ「板板に対する不安」をのぞくことが必要のように感じた。)

此の村には国有林はないが宮行造林地が30町ある。しかし宮行造林地の仕事は賃金が安いから人夫が行かない。1例をあげるとこの村の雇付の日当が民間では500円なのに宮行造林地では450円である。

労務者の賃金については景気、不景気によって、村の相場がほとんどなく出まらるのである。今年の山林労務者ならびにそのほかの日雇い労務者の賃金(日当)のこの村における民間の一般的相場はつぎのとおりである。

(山林労務)

雇付	500円(二男の賃金 女は男の6~6.5割)
遊捨	500
伐木	600 - 500
造林	600 - 500
剥皮	600 - 500
木馬	700 - 600
束線	700

下刈 550 — 500

(製材工) 500

(その他の日雇い労働)

林道、河川などの土木関係(いわゆる土工) 500 円

個人の家の修理をする大工 800 円

鉱山関係 600 円

ミツマタ製造(女子労働者のみ) 250 ~ 300 円

(註: この村で昔は6万貫のミツマタが産出されたが今は10万貫しか産出してない)

この村の労働者の総人口のうち、6割は山林労働者、3割は農業労働者、その他の(土工、大工、鉱山)などは1割ぐらいである。

隣村の労働者は当村より1割ぐらい高い。隣村には大企業の手入れがあり、でこの労働が高くなるからその影響を受けている。

当村の山林労働者の賃金は4~5年前に比べて、現在1割ぐらいしか上ってはいない。その理由は、景気がよかつた頃(昭和25年頃)は畑の奥の方から赤沢山の麓まで来て伐出事業をやつたので、人手が不足し、当時、他の仕事に比べて山林労働者の賃金が高かつたからである。現在は原木が安く日つて製材業者の賃金が安くなって製材業者の収入が少なく、製材業者の行う伐出事業の労働者を整理しようとして製材所がつかふて失業するから、伐出の山林労働者の労働を高くならぬ。伐出の山林労働者の賃金が此から、近林関係の労働者の賃金も高くならぬ。

この村のさいぎん4~5年の造林面積、伐採面積、林種転換地、林面積はつぎのとおりである。

	造林面積	内	
		用材林伐採地	林種転換地
昭和34年	140 町	70 町	70 町
33年	120 町	70	50
32年	114 町	79	35
31年	98 町	78	20

さいぎんは、用材林伐採地はその翌年には再造林されている。昭和25年頃には用材林の伐採面積が多く、年100町以上であった。昭和23年頃には戦時中の伐採地(造林手遅れ地)が1000町ぐらい残っていた。その再造林が完全に終わったのは昭和30年頃であった。

村の苗木の需要は40万本で、うち50%は村内で自給しているが他は県内他村から移入している。実生の3年生苗が主として使われており、その価格は苗木一本についてスギが6円50銭、ヒノキ6円50銭、マツ3円20銭である。挿木苗(2年生)も若干使われているがこれはスギ/本6円80銭ぐらいである。当村内にある林業関係団体としては森林組合、木材組合、山林労働者親睦会などがある。

森林組合は森林所有者の団体であり、事業としては苗木の購入販売事業、造林補助金、造林資金、伐採資金の事務などをしており、時々森林所有者から林木評価や調査の委託を受けて行う。また、伐採調整に関係して森林所有者に「伐れ」とか「伐るな」とか助言することもある。

木材組合は製材業者の団体で年に3~4回総会を開いている。その時に販賣の改定や業者相互間の税金の調整などをとりきめている。また、木材組合で山(立木)を買って製材業者が共同で伐採製材することもある。この制度は仕事を早く片づけるのと便利で資金面から各組合のよい点がある。

山林労働者親睦会は山林労働者の団体で会員組織にはついていて任意加入制である。これは至皆者から寄付をもらって運営されている。したがって労働組合的なものではなく労働者の技術の講習会などを行つたことはいない。要するに純然たる親睦団体である。

(この地区のある森林所有者4代(山林面積360町)の話)。

当家の労働は全部常用労働者(日給)を使つてやつている。地元民に私をあたえるために当家の労働者は全郎地を金氏を使っている。私場には家族労働者を随り上げるように労働者の人間関係

係に配属を払っている。もちろん、従業員も苦境に打ちひたされ
には面倒をみる。

従業員の採用方針としては長男を雇うことにしている。当地方と
しては、3男は都会や工場へ進出し、長男だけが先祖の土地を
守るのが普通であるから。そしてその長男には、山林労働者とし
て生活を保証するだけの賃金を与えて仕舞をしてもらう。

争戦を行うことによつて至極苦悶を感ずる者は従業員に分配して
円満な解決をはかり労資協調の精神でやうて行きた。当方は
製材所と山林経営を一貫経営しているが各取場には季節に応じて、
最小限の賃金を渡し、残りはそのつと息をしい取場に任せに
せることにしている。たとえば梅雨期には製材製造の価格が下
り、不景気になるので製材や出材の生産量を落して遊休労働者
下刈などへ人を回したり、また田畑や植樹で製材所の職工が休む
時には山の人夫を製材工場で使ったりする。各取場の景況に
応じて労力を振りまけるが、しかし常用している労働者にはつとめて
毎日仕舞を払って賃金を払い、それを通じて労働者（地主民）の
所得の向上のために努力している。

当方には全過程（製材部内と山林部内）を通じて40人の労働
者がいるがしかし、その人達の生活は保障しなければならぬ。
そのために事業も活発に廻らねばならぬ。そのためには結局、至
極苦悶を労働者もよく分かればならぬ。この点は労働者も皆、認
めているところである。

また、仕舞の休憩時間にはよく労働者と話し合うことにして
いる。それによつて従業員と至極苦悶の意見の交換を画っている。

しかし時として「至極苦悶の聞きたいこと」を労働者から聞け
ないことがある。

また、当家の労働者全員を東京まで連れて行きハトバスに乗
せたこともあった。

取場の労資間の人間関係はよく配属するように常に心がけて
いる。

当家の労働者は主業が山林労働者で至極苦悶収入の大部分を山林
労働から得ている。

当家で使っている山林労働者には山林労働者で自分の田畑を
もっていない人が多あり、自分の田畑（田2反前後、畑3セ前後）
をもっている人が少いる。しかし、自分の田畑をもっているか
いないかということでは当家を区別するようなことはない。

当家の山林労働者の日当はつぎのとおりである。

(注) 取場	(木馬引)	(伐採主切)	(夜割)	(下刈)
26年	380円	330円	250円	90円
27	420	380	260	240
28	500	450	380	280
29	(不明)	500	(不明)	360
30	550	500	450	360
31	600	550	450	380
32	630	580	430	400
33	680	600	500	400
34	680	600	500	430
35	700	650	550	440

(註) 下刈の賃金は、若い時に木馬引や伐木夫をしていった人が老
令になつてから下刈の仕舞をするようになつた時の賃金であ
る。此の地方として、一般に下刈はせういう人のする仕舞に
なっている。

(林業労働者の話)

- 労働者A: 田3.5反、畑1反をもち林業労働者としている。
- 労働者B: 田2反、畑1.5反。
- 労働者C: 田4.5反、畑1反、自分の山林(スギ)1反をもち、
林業労働者としている。
- 労働者D: 林業労働者だけを専業にしており、田畑はもち
ない。

註：語り手は皆村内のある森林所有者の常用労働者として働いている。

この村としては、田之反、畠之反程度をもっている人が、ちつとも普通である。村人の大部分は連年30坪前後の母屋と小室のある屋敷（面積60坪前後）を持ち、牛を1頭〜2頭飼っている。しかし、自分の山林をもっている人は少ない。山林は村内の2〜3人の大山林所有者がもっている。戦前戦中に比べてあり、戦前には豊田地主で大山林所有者という人が2〜3人いた。それによってこの村の村人には豊田改組の恩恵を受けた旧小作人が多い。

村人の大部分は畑作物は自給自足しているが米は買う人が多い。林業労働者の1ヶ月の平均労働日数は、林業関係（木屑引や伐出夫）は20日、製材所の職工は25日である。休むのは個人的用務（私用）や節酒の用務（たとえば部落有林の仕争のために村内の全員が年に7日ぐらい奉仕する）日などである。日曜はない。1年中に休みは盆と正月だけである。休みを利用して自分の田舎の仕争をする。田舎と輪刈の時には1週間〜10日間休暇（無給）をとる。それ以外の時は大部分山林労働に従事する。山林労働と自家の田舎の仕争には仕争をしない。年間の現金収入は全部、山林労働者としての仕争から得る。収入は自給程度で農業からの現金収入はない。家族構成は普通老人夫婦と当人夫婦、それに子供が2〜3人いる。当人は林業労働者として雇われ、父も林業労働者として働いている。しかし父の日当は「老人なので」半人分である。当人の母と妻は平常は家争をしながら自家の農業に従事する。しかし、植林などで急がしい時には当人以外に老人夫婦をせよ山林労働者として雇われる。

村人はほとんど全部こういう生活をしている。

山林労働者の間には「人夫頭」はいない。森林所有者が直接陳情指揮をするからである。製材工場も同様である。労働者の間で一番年寄りの男が「取長」と呼ばれているけれども報酬や日当で他

の人と区別されているわけではない。

賃金は各村ごとにほとんど一定している。

労働者は賃金を経営者に提案し、経営者と相談して決めている。常用労働者として、当森林所有者に雇われるようになった動機について：

森林所有者との間に血縁関係はないがレオレ縁戚関係はある。

a. c: 父がその森林所有者に世話になって11年から就取した。

d. 兄が ..

b. 父が他の森林所有者の山林労働者として働いていた。

別の森林所有者（現任の雇主）から話があつたので就取した。

就取の方法。

学校を出る頃、未長く供えるような人々を考えて森林所有者が「この子は真面目だ、よく仕争をする」といって労働者に求人を出し込む。そして労働者は「そんなら世話になりましょう」といって就取する。

もし誰からも求人がない場合は労働者が自分で森林所有者に積みに行く。

さいきん、だんだん村の人口が減っていく傾向がある。戦前には村にいた人が多かったが戦後は町（大阪や京都）へでて行く人が多い。

しかし、2、3男はとちかく、長男は町に出るに出られない。長男が若い時は「町へ行きたい」と思うが老令になるにレオレがつて「親会へ行つても儲かるものではないし世元にはた方がよい」と思うようになる。それが此の地方の一般住民の気持であるようだ。

身の上相談や借金は、まずオノノに平素から、自分の身にすぎた金は借りないことにしている。現任は、借金は懇請からしている程度である。豊田の金融は気が楽でよい。その豊田の借金の保証人は主として親類の人になつてもらい、雇主（森林所有者）には頼まない。でういふことを雇主の頼めは結局、自分の身がレ

ばられてしまい、ほかにより働き口があっても行けないうようなことになる恐れがあるから。

身の上相談や借金相談はまず親類や友人関係その他へ行く。そしてどうしても人とならないうちに最後の手段として雇主に相談する。そういう時に雇主は相談にのつて一肌ぬりしてくれるし雇主の前へ相談に行つても「雇主が相談をみない」ということはない。しかし、不承の災難さを受けなければ雇主の前へ相談に行くようなことはまずないし、もちろん、労働者としては「そんなことで雇主には意見をかけたくない」という気持でいる。

労働者の団体について。

労働組合はない。しかし村全体の山林労働者の団体として山林親睦会、村全体の製板工の団体として製板交友会がある。これらの団体は雇主を異にする村内労働者相互間の連絡機関に止つており、時々慰安旅行をしたりする。村の中のある取場で賃金がとるとそのニュースがこれらの機関を通じて他の取場の労働者に伝達されればほかの取場でも労働者が雇主に「あそこで賃金が上つたからこちらでもう少し賃金をあげてくれ」といふ。雇主も「ではこのくらいでどうか」といふようなことになり、相談と話し合いでその取場の新しい賃金が決まる。殊に村の中なので労働者に雇主のフトコロ工合がなんとなくわかる。そして雇主も労働者を「賃金の世間相場」を知っている。

村にはほかに仕事はないので、賃金関係についてあまり不満というわけにもいかない。

この村には労働組合は適さない、そんなものを作つておけばいい雇主の感情を害するのが隣の山で何ができるし、こんな村でそんなものを作る必要もない、オノ、その雇主の世話にならなければ労働者は食つていけないのだから。

雇主と労働者の身分関係については、ほかにも仕事が多量にあれば労働者も好きなことがいえる。しかしこの村では雇主と喧嘩別れになつては明日から困る。世間のせまり村だからい

たりことはいえない。

至善面に向しては雇主に一任で労働者はあつぱらノータツタ。だいたひ「供われている人間が至善面についてあれこれするのはいいことではない」と考へてゐる。

雇主が「こうするからこうしろ」といへば労働者は「はいさうです、はいさうですか」といふだけ。勿論、至善面に向して雇主から意見を求められることは全然ない。店記内容などは雇主が従業員に公開したことはないし、労働者が「そんなものを見ても仕方ない」と思つてゐるし、したがつて労働者は会社の店記なんか見せて欲しくもない。

しかし技術面では労働者もいろいろいいことがある。生産意欲の問題を考へて欲しい。たとえばいまの雇主は悪い仕事をすると怒るが良い仕事をしておくと何となくいい。たまには良い仕事をしたときぐらひ讃めて欲しいのが人情で、もしそうしてくれたら労働者の生産意欲が向上すると思う。いままで生産技術面の労働者懇談会は休憩時間などに行われていた。

さいきんの雇主の話だと今後は日に一回ぐらひそのような懇談を行うようになるさうだが、そうになると、勉強しなければならぬと思つてゐる。製板工場の能率を高めるためにモーターの馬力数と増やすことを提案したと思つてゐる。

技術面に対しては雇主も熱心で、労働者も積極的に意見を申し、その意見はとり入れられることが多い。とくに雇主は新しい機械の導入や練習には熱心だ。技術面に関するかぎり、労働者には「作業をやりやすくするように」、「仕事の仕方について意見をのべるように」としてあり、勿く人を争う雇主も／＼年になつて能率の向上を考へてゐる。

技術面の講習会は、さいきん、製板工場の目立て係の工員が雇主から賞金補助を受けて町で開かれた講習会に参加して、こういう目立関係の講習会は年に三四回ぐらひある。終戦後、薄給で製板分止りをよくする講習会があり、製板工員がその講習会に参加し

た。しかしそのほかの風俗（とくに林業関係。たとえば下刈、自動鋸、集材機、采線など）ではそういう講習会は開かれたことがないし、したがって参加したこともない。

とにかく技術面に関しては労働者も積極的な意見がいろいろ、雇主もそれを含んでいる。だんだんと山村の人口が減ってゆくからますます小人数で生産をあげる必要があると思う。

つきにわれわれの生活についてもう一言のべたい。昔は新聞をとっている人が村に二、三人いた。今は村の人は全部新聞をとっている。少しずつ山村労働者の生活も向上して来ている。さいごんはさらに国民年金などもでき生活改善も進んできている。

現在、退職金制度はまだないが「あればよい」と思っている。現在は非常に年寄りにむくと家で百姓仕事の手伝いをして暮すのが普通である。肩持休暇制度や日曜は現在は全然ないがしかし、これを「あればよい」と思っている。日曜に作業を休めば家で百姓仕事ができる。日曜がないから、労働者も遠慮しながら自分の薪の配分などで仕事を勝手に休む。その結果かえって雇主の事業運営上支障があるのでないかと思っている。現在は日曜はよく、切れた日に日当をもらうだけで、日当以外のたとえば昼暮の手当などは全然ない。また現在の制度では山林労働者の方は雨の降った日が休みだから日曜があると却って困る。月給制度にして日曜を作るとよいと思う。

労災保険は入っている。

賃金協定、労働協約、就業規則等は何も作られていない。しかし労資共にこういう問題は暗黙で処理している。

1日の労働時間は、製材工の場合は夏は午前7時から午後4時半まで、冬は午前7時半から午後4時半までで残業はない。休憩時間は午前午後各30分あり昼休みは1時間である。

山林労働者の方は午前3時間、午後3時間切るのが普通である（その間に午前、午後、各1回便所を1回する）。しかし、自宅から取場までの距離が相当あり、往復2時間以上かかる所が多い。

ので、時としてはうすぐらいうちに家を出発せねばならぬこともある。

（山林労働者の現在の仕事場は自宅から2里半ぐらいある。）

山林労働者は、村内の仕事場へ自宅から日曜りで通勤するのが普通であるが、時として泊りがけで遠くの村の仕事に行くこともある。そのような時には宿泊費と飯代（1食200円）は雇主が払ってくれる。

山林労働者（木馬引700円、伐木夫650円）は製材工（一般工500円、目立だけは月給で1万8千円）よりも賃金は高い。しかし、山林労働者は雨の降った日は休まねばならぬし、作業道具（たとえばノコギリやナタなど）を自分で調達せねばならぬから、結局同じになる。

さいごに我々山林労働者の林政に関するさうやかな希望をいえば、結局、われわれ労働者は一生懸命働いて、雇主に儲けてもらって、その儲けを労働者にも還元してもらおうよりほかに仕方がない。結局雇主の事業が振興することがわれわれ山村労働者の賃金向上——所得向上——福祉向上にもつと役立つように思う。したがってわれわれの雇主のような中小企業主むねち山村の林業至宝や製材所の振興対策にも力を入れて欲しい。

オ ヌ 例

（森林所有主（D氏、山林面積200町）の話）

当家は4人の常雇労働者をやとっている。

自家専用の苗畑至宝を行い、育林至宝をしている。林木の販賣は立木処分によっている。したがって伐木事業は業者が行っており、当家の常雇人夫のうち、1人は製材専業である。他の3人は苗畑専任で、残る2人は下刈、巡検、火の用心、間伐採木、刻印打ち、伐倒地の株調べなどを行う。当家の林業至宝は森林所有者

(当主と息子)ならびにこれら4人の常用労働者によつて平常、営まれている。仕事が増し11時ばかり臨時人夫を入れている。臨時労働者をやとい入れる仕事は地植えと植栽と下刈が主である。林地施肥にも臨時労働者を入れるがこれなら年ぐらいおかりごく小面積(5〜6町)に行つてゐるだけにすぎない。

臨時労働者を募集する方法としては当家はつぎのような2通りの方をとつてゐる。

(1) 当家は毎年一定量の立木処分を行うので伐木業者の労働者が当家の山林に出入りしてゐる。それらの伐木関係労働者は仕事が終わつて帰る時に「植え込み(植栽)の時には来ますからよろしく」といつて帰る。植栽の時にはその人達と森林所有君から頼みに行き、同時に伐木業者にも「職人を借して下さい」と頼みに行く。労働者に頼む方法は森林所有君宅の前の道路とそれらの労働者のうちの1人の名前を書いて「---さん寄つて下さい」と書いた紙を貼つておく。

その人を通じて事情を説明して労働者に来てもらう。このような方法によつて臨時人夫の募集をすることが多い。

(2) 森林所有君宅の近所の労働者に話をして、その人達の中から希望者に来てもらう。

労賃の決定：労働者が5〜6人集まる(気のあつた労働者が任意にそのつど5〜6人で1組を作る。とくに固定的な組織の構成はない。)とその中で彼等が合議し相談し結果代表が選ばれて、森林所有君と話し合ひをしてきまる。この代表になる人はその労働者の仲間で労働者の間に信用がある人がそのつど選ばれてゐる。その代表者が賃金のピンハネをするようなことは絶対にない。もしやういふことをすればほかの労働者が許さないので誰かそんな人と一緒に仕事をしなくなる。むしろ、やういふ代表になる人は、いわゆるカタイ人で仕事の腕もあり、労働者の仲間のなかでは自発的に誰かしの仕事を引きうけてやつてゐるようだ。

賃金の額は、当家の場合には、伐木業者がその労働者に支払つてゐる額を参考にしてきめてゐる。たとえば伐木夫の賃金が700円だとすれば、これは特殊技能を要するので、700円であり、普通の労働の場合には600円だと考える。もちろん、物価が高くなればそれに相応して労働者の希望も考慮し、労働者と相談して決めてゐる。

今まで、私は温情主義で労資関係に付処して来た。小雨が降つて木屑引が仕事を休んでゐる時にその木屑引の生活のことを考え、少しでも彼に仕事と賃金を与えたら彼も喜びと悪い。そのために、小雨の降る日に下刈の仕事を彼にさせるやうなことをした。さういふ温情主義的な考え方が批判されてゐるやうだがそれならやうで労働者の方から権利と義務の意識に目覚めて欲しい。森林所有君が温情をもつて木屑引に下刈の仕事をさせる前に、やういふ場合にはむしろ労働者(たとえば木屑引)の方から下刈の仕事を積極的に要求してくれ方がよい。それが労働者の権利である。やういふ意味で権利義務の意識のある健全な労資関係を樹立する必要がある。そういう健全なしかも良識のある労資関係を育成することができるとすれば労働組合を作つた方がよい。しかし現実には労働組合を作るとした時、つぎのやうな心配が強くでてくるために労働組合の育成には不賛成であり、現実にはそれにふみきれない。

(1) 労働組合ができると委員長ができる。委員長は斗争を本職としてゐる。労働組合のやうな組織ができると、過激分子の要求をおさえて妥当な線を出すのに委員長は大きな勇気がいるだろうし、多くの場合にはその要求をおさえきれないで過激なことをすることになる。

(2) 昔、庄屋が労働者を牛耳つてゐた。いまは庄屋はないが、しかし昔の庄屋は自分が仕事をしないで労働賃金をピンハネしてゐた。労働組合を作つてその委員長が仕事(労働)をしないで賃金交渉その他をやり、労働をピンハネして、結局労働組合の委員長がボス化して昔の庄屋になるおそれがある。

ついでにこの地方の労働者の組織を回顧すればつぎのようになる。

(1) 庄屋制……戦前に行われていた。庄屋が賃金その他を決めており、森林所有者は庄屋と労働関係の交渉をした。

(2) 労働組合制……戦時中に行われた制度で村別に労働組合が作られ、当時はかつて庄屋だったような人が労働組合長になった。終戦直後に労働組合は解散され、組合長は追放された。

山林関係の労働問題は労働組合と森林組合が交渉し、森林所有者は森林組合に申し込んでその承認を得なければならなかった。

この村別の労働組合は運営が機械的であまりうまく行われなかった。たとえば当家の場合、林業経営がユツの村の境界線にまたがっており、至営の近くにはそのノ方の村の部落しかない。その結果、至営の近くの労働者が自家以外の遠くの山へ切ぎに行き、自家へは遠くの労働者や、実質的には隣村の労働者が切ぎにくるというふうなことが行われたりした。

(3) 自由合議制……戦後に行われている。労働者は仕事のつと、気のあったものがまとまってグループを随時作る。その代表と森林所有者が直接交渉する。

従業員や地元の人の身の上相談や賃金、生活、住宅問題などは当人が相談に来たら相談にのっている。しかし人を助けることがかえって当人の墮落を結果することもあるので人助けは難かしい。そういう苦しい至営も2,3あり、たとえば山林ノ町とほろ反をあたえて創設農家や創設林家を作ってみようとしたことがあつたが何れも失敗して地元の人々の笑い種になった。したがって現在はあまり積極的にはそういうことをしてない。

山林労働者(従業員)の愚痴会は年に1回「山の講」を行う(労働者の話)

2. 自家の常用労働者(6人)：

畑、水田、自分の山林はあつていない。養蚕はしていない。屋敷は30坪、建坪は20坪。

現在、ほかの賃労働者はほとんどせず(1年に10日以下)1年のうち大部分はこの森林至営で働いている。雨天の日は休み1ヵ月の仕事日数は17〜18日、それ以外の日は自分の家で仕事(自家用の薪割り)をする。

家族は4人(当人とその妻、息子夫妻、孫2人)で1軒の家に住んでいる。切ぎ手は当人とその息子さん。息子は国鉄駅員をしている。自家用薪炭、食糧、日用品は全部購入している。当人の子供のうち男は3人でそのうち1人は戦死し、1人は国鉄へ勤務し、1人は町で職工になっている。

戦前：当森林至営で5年ばかり下刈や伐採に従事した。その後、近所にダム工事がありその資材関係(出荷、入荷受渡し)の仕事をした。ダムが完成した後、失業保険6ヵ月をもらつて家に帰り、毛令のため家でブラブラしながら山林労働者として仕事をしていた。その後当森林所有者の所で仕事をしている。

当森林経営に来る前に自由な山林労働者として仕事をしていた時の仕事の見つけ方はつぎのとおりである。

ある森林至営で働いている労働者が「人手が足りないから来てくれ」といって雇役を求めにくる。そのつと仕事に行つたり、こたわつたりした。こたわつたのは賃金の勘定を遅払したりする至営と、②既にいる労働者の中に虫のすかない人がいる時である。昔から気が向かない仕事にはでなかった。無理に出なくても自分で勝手にほかの人の仕事をして食っていけるし、またそういうことをして町所や村人がとくにどうというところはない。昔からこの地方は開けており、独占的な至営者に圧力を加えられたことはない。労働者は「仕事がイヤなら止める。したければ出る」ということが自由にできた。昔、明治時代にこの村に王子製紙の工場があつたし、さきんちダム工事があつたりしたので、労働者の考え方も開けている

ようだ。当森林所有に常用で働くようになった勤労は森林組合から頼まれて田の手入に行った時に私が挨拶に「まてたのむよ」といひ、森林所有者が「来てくれるか」といふことになり、それ以来当森林聖宮で仕事をしている。私は今の雇主を人間的に尊敬している。また雇主は理解を求めて仕事をさせてくれ、明るいのが好きだ、私は仕事を引き受けるかにこの労働者や雇主によつて断わったり引き受けたりするが一旦引き受けた以上は、聖宮者の満足のゆくように敵心敵意をやっている。

この村の賃金。

伐採作業はノ平いくら、ノ石いくらというお米商私ひ、並採作業は西ノ平いくら、またはノ日いくらという仕方で日払い相場が決まっている。伐採夫と業者は「石イクレで伐採」「石イクレで伐る」といふことを現世を建て合ひ、両者の納得のついた所で受け渡しが行われる。ノ日の出来届と、それが日当はどの労働者の腕によつてきまる。

並採作業は一般に「イクラ（たとえは500 円）ぐらひ」といふ賃金相場があり「あすこゝ500 円だからこゝで500 円のぐらひにしよう」といふようにしてきまる。賃金の額は労働者の方から提案することか森林聖宮者の方から提案することもある。互に気分的に理解できる範囲で、並隣の村若とか平癒を保つて、世間一般の相場を参考にして「互に感徳のないように」話し合つて決められる。

聖宮者は「苗木がよくつくように植れないように」と思つていゝし、賃金が原因で仕事がおろそかに日つては困るから比較的よく労働者の話を聞いてくれる。雇主にとっては賃金の若干の高値よりも苗木がよくつくことが眼目である。しかしあまり仕事の仕方が悪い労働者は村の中であつてゐるから森林聖宮者の方がはじめから頼まぬ。

b. 当森林聖宮に依りてゐる常用労働者、製炭専業夫、

煙3反、自家山林ノ町々反く種木とスギが5割づつあり、自家用薪をとる、屋敷40坪（建坪30坪）をもち、永田はあつていゝ。

ノ年中のうち、主な労働は：

当山林聖宮で仕事（製炭）をする日が7割（年に300 俵）

薪を運ぶ日が1割（5月、7月、8月の3回で年に7〜8 俵）

煙は月に1〜2回（自給用）

当山林聖宮で製炭をする以外には他の賃仕事にはでない。

炭窯は改良式風炭窯で毎行き7尺、間口9尺でノ西に35〜25 俵運び、年に10 回運び。

家族は当人とその妻、当人の弟、当人の子供の3人、当人とその弟は炭運びで専ら薪を運ぶしたり畑をしたりする。

当人の父は炭運びをしてゐた、将来子供運は高等学校まで卒業させる方針で学校を卒業したら町へ働きに行かば、炭運びにはさせない方針（現在高校に在学中）（同一村内に高等学校がある。）

当山林聖宮には5年若から入つてゐる。勤労は当山林聖宮の隣接の山林で炭を焼いてゐた時当森林所有者から「うちへきてくれ」といわれ、その後、直接当人から森林所有者に頼んでそこで炭を焼くことにした。製炭にはノ年中従事し、焼いた炭はノ炭（30 俵）につき2 俵だけ現物で森林所有者に山代として物納してゐる。原木には当山林聖宮のスギの間に生えてゐる広葉樹の除伐木を伐う。製炭した炭は村へ背負つていって一般の村民に1 俵400 円（2 町の相場）で売る。（一般の炭では1 俵440 円で売つてゐる。）

しかし業者や店にまとめて売るようなことはしない、せうすると安くしか売れないから。

自分の焼いた炭を自家用に使うことはない。

ノ炭（30 俵）につき2 俵という山代は炭運びから森林所有

君に提案した。しかし本人自身としてはこれは「安い」と思っているし、「森林所有者に助けてもらっている」と感謝している。

c. 伐木労働者 森永木材会社の山林部(いわゆる系林業者)に専属しており、当森林経営へは下刈と植栽の時に年に数回同区時労働者として働きに行く。

畑、水田、はもっていない。住居は当森林経営内に建坪20坪ぐらいの小屋を借りて住んでいる。その借家料は払っている。主業は伐木で、1年のうち半月ぐらい木場引きをする。

伐木人としての仕事日数は天候の都合もあり平均して月に20日ぐらいである。

ほかの賃仕事には出ない。平素山林部の世話になっているが義理と人情にしろられてほかにも良い賃仕事があっても行かない。当森林所有者には平素山林部を通じてその山の木を伐っているし、家を借りているので当森林所有者から「手が足りないから来い」といわれれば断わるわけにはいかない。会社の現場監督の了解を得て当森林所有者の下刈りや植栽を依頼に行く。

家族は6人いる(本人と妻と子供)。子供を将来何にするか考えたことはない。

作業用具(ノコギリ3枚、玉キ、ナタ2丁)は自分で調達する。

賃金の決め方:

「伐る木が良い木か悪い木か」ということで石あたりの伐り賃が違う。日当はそれと出米高と両方が関係し、1日600円になることも400円になることもある。出米高払いでたとえば「40円」というようなことは会社の山林部が決める。現場の人夫監督を「元締め」というのが会社が決める予算は「元締め」が労働者かどうやら生きて行く程度」の額である。

昔は昭和4年頃には伐木の賃金は「尺×ノ本いくら」といっ

た。(ノ尺×とは長さに関係なく直径ノ尺の丸太ノ本がノ尺×)昭和4年頃は尺×ノ本ノ6割であつたが、当時はその半額8割〜ノ割増加させるために元締めを前にして伐木労働者全部で盛り込んだこともあった。

しかし今はたとえ元締めが「ノ石80円で切れ」といってその労働者全部で「45円切れ」というようなことをいう。その時、会社の予算が許せば労働者のいうだけおしてくれるがしかし予算がなければおしてくれない。会社の予算を組む時に元締めが労働者に相談したり雑談的に話を聞かせたりしてくれる。労働者にも予算の限度がわかる。また労働者が整理をいふと会社はほかの労働者を頼みにゆく。

ヤ 3 例

場所は和歌山県のある村、備長炭の産地である。

(ある森林所有者(F代、山林面積ノ200町)の話)

当家は林業(森林経営と伐木業)を営んでいる。

賃金は、あらかじめこの地区の賃金の相場がなんとなくできあがっている。その相場にちとずいてきめる。賃金は森林所有者とこの林業経営に従事している労働者が相談して決めている。その時、賃金の相場より低くきめることはない。もしそんなことをすれば労働者が並げてしまう。したがって実際の場合には地区の相場より高く賃金を決めることはできても低くきめることはできない。むしろ相場より多少高くきめても、自分の経営で使っている地元民のためになるようにしたいと思っている。実際の賃金決定は労働者の要求に動かされる方が多い。

山林業務は労務管理が不完全で高い賃金を出すことはできない。労務管理が完全にでき、それで労働者がよく仕事をすれば現在、400円の日当を1000円にしてみたいと思っている。この地方は伐木の下刈り植栽や出米高制(伐木は石イケテ、下刈と植栽は

ノ本イクレ)が多いが当家は、伐木以外は常雇労働者を雇って仕事をしているので日当割を主にしている。

(ある森林労働者の世話役)の語)

当家の林業労働の賃金(日当)は植林と下刈が500円である。伐木関係の常雇労働者の人賃と日当はつぎのようになっている。

常雇技術者1人(集材役の常雇を兼ねる)日当600円

伐出夫 1人 日当530~560円

常雇の積み込み掛り3人 "

荷下し " 2人 "

集材掛り " 1人 "

そのほか、集材枝(10P)関係は労働者を5人ぐらい使う。伐木は別に出張費としてやとい入れる。(これは石ノ20円で日当にすると800円前後になる)、木場は全然使わず全部集材枝と常雇を雇って林道端まで出す。

自分は当家の山林で所有者のすぐ下で山林の廻りまわしたり、労働の取りしまりをしたり、労働者と一語に仕事をしたり、労働者と所有者の向を調停したり、木材の検尺、計算、伐採箇所の廻りまわしたりしている。森林所有者と当森林所有者に付いているほかの労働者と血縁関係は全然ない。自分は森林所有者から日当はもらう。しかし金と正日に各々10万円ずつ合計20万円の手当て(世話料)をもらう。私の仕事はいわば世話役であり、毎日山へ行って仕事をするわけではない。しかし月給制にしてもらって自分の仕事を拘束されるのは窮乏で困る。現行制度では自分の田畑の仕事やその他で都合の悪い時には仕事を休めるので自分の賃金形態としては現行の制度がむしろ仕事をやり易く、したがって適しているように思う。

私は1年のうち、200日ぐらいは当山林所有者のところでいま挙げたような仕事をしているので、結局日当500円の山林労働者と同じことになる。それ以外に私の仕事としては、当森林所有者とは全然別に製炭業(原木(立木)を買って、炭子に焼かす

て、炭屋に売る商売)をしている。この方の商売の仕事が1年に50日ほどある。そのほか、自分自身の所有している田畑や果樹園の労働(当人の妻が行う)が1年に100日ぐらいあり、また自分自身の所有している山林の廻りまわしや下刈りの仕事を年に4~5日する。自分の山の仕事は、臨時に林業労働者を雇って行う。家族は本人とその妻と子供4人の6人である。

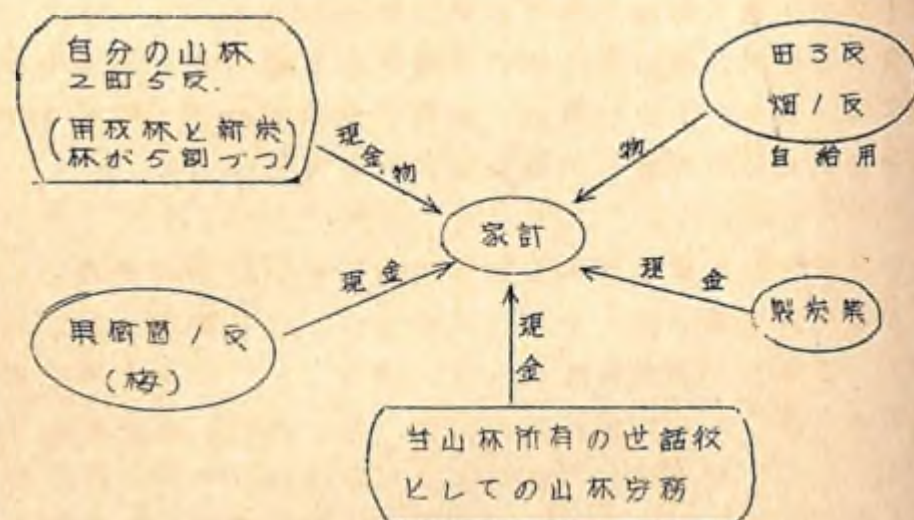
自分の父は山林労働者であつたが私が10才の時死亡したので私の現在の仕事と父は全然関係がない。私は昭和9年に軍隊に参入し、現役で11年戦地におり、昭和20年に満ノ歳で帰郷した。終戦後、新のブローカーとした所、安く買った新がもとでインフレによって利益を得、それによって現在自分が持っている山や田畑を買った。当森林所有者との関係は、全く偶発的な動機にちたずくものである。

昭和24年にある製炭業者が当森林所有者の立木を買った。そしてその製炭業者から伐出の世話を頼まれた。その仕事をしている時、当森林所有者から直営伐採地の世話を頼まれた。当時から当森林所有者は製材の直営生産をはじめた。(この動機は石炭を正確に把握できること、単価その他の業者にごまかされないこと、などである。)

現在は当森林所有者は自分の山林から伐出される製材の殆どを直営生産しており、

以来、当森林所有者の所で世話役として仕事をしている。

自分の現在の生活について少々触れるとそれは下図のように示される。



年々の現金収入の内訳は山林労務の報酬として毎月と正月に当森林所有者から支給されるものゝ外、製炭業の収入が4割、果樹園(梅)の収入が5割である。ついでながらこの地方は桜の名産地で各農家が1反前後の梅園をもち、村の中での田畑、梅園などの所有規模は平均ぐらいに入る。

当森林所有者は薪炭を直接生産し、製炭機と炭窯を備へて林道端まで出し、そこから運送会社のトラックを便して市場へ薪炭を出している。自分は伐出、集炭を手伝い、費用報告を当森林所有者に出す仕事をする。

労働者の賃金は、この辺の相場(近所の例)がほとんどはくまひつてゐる。労働者は材木の需要に応じて森林所有者のフトコロ工合を考えて、賃金を要求するが世間の通り相場を考えて無理な要求はしない。土地柄として労働者を森林所有者が常識があり、そういう問題は太鼓判くおさまっている。

労働組合はない、一般労働者が話し合つてその代表(責任者)が自分に相談にくる。自分はこれらの労働者と話し合つて賃金額

を相談し、さらに森林所有者に取り次ぐ、そこで森林所有者と話し合つて最終的に賃金を決める。一般労働者の賃金は各人別に年令や能力によつて最高と最低では20-30円の差がある。また、これらの労働者の中の責任者の賃金はほかの労働者よりも日当にして50円ぐらい高い。自分は是にものべたように日当はもらひないが昼と暮に、世話料をもらつてゐる。

労働者の日当は別紙のような「出勤表」によって計算される。賃金は森林所有者から各労働者に支払われる。

16/号 出勤表					
昭和35年11月					
責任者 山中清 (印)					
日	氏名	山中清	杉山元		備 考
1	晴	○	○		炭坑本線張り。
2	雨	×	×		"
3	曇	△	○		"
4					
5					
~~~~~					
28					
29					
30					
31					
計		15日	2月		
②					
金額					

労働者は仕事や賃金に不平があると自分のところへ相談にくる。自分はそういう相談をほかの森林所有者や炭坑の係りかゝる者に世間並みに取り扱うようにし、森林所有者と労働者の間を



とりかつ、労働者はとにかくどんな相談でもまず自分のところへ来て相談する。そのほかには身の上相談や借金の相談もあり、まじ「家を修理するから木をもらってくれ」というような相談もある。私はとにかくあらゆる意味で調停者として作用している。私は市町村合併前の村会議員も民生委員も、土地の生活次第に通じているし、信用をオーに心掛けている。

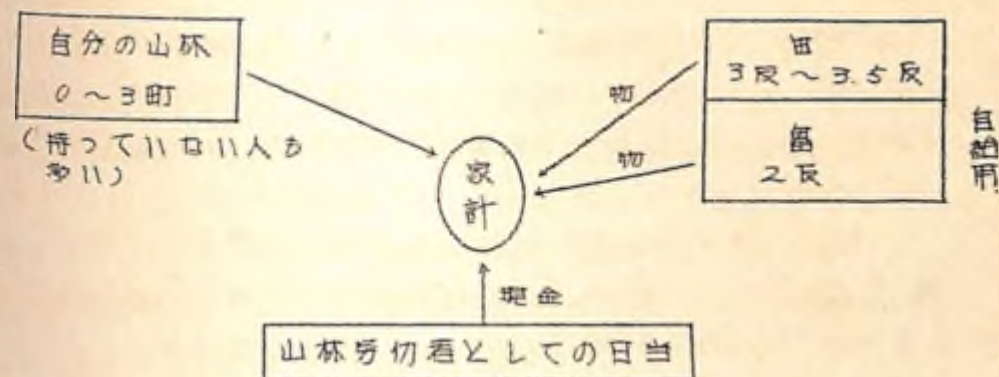
当森林経営における自分の仕事をもう一つ例をあげておぼつきのようになる。

伐木、搬出などのある仕事をし終った時その報告を私から森林所有者にし「今度はどこでどんな仕事をしましょうか」と森林所有者に面く、その時森林所有者から「今度はここを伐れ」とか「つぎはここを植えよ」とか指示を受ける。自分は労働者のところへ行って「今度はここを同伐するから採取にかゝれ（仕事の用意をせよ）」という。その過程において同時に日当や供用する器具機械や費用の相談を森林所有者とする。（このつど仕事場所の条件（たとえば傾斜とか下草の多少とかそのほか）を考えて決める）。

仕事の器具機械は、索鉋道具（2000 札）、発動機、集材機などは森林所有者のものであり鋸やナタは労働者個人のものである。常用労働者は約 10 人いる。

労働者には原則として土地の人をやりこめ入れる。これは土地の人が信用、能力、経験があるからである。特殊技能を要する労働者たとえば伐木労働者などは他村の人を雇い入れることもある。新しい労働者の採用は森林所有者と相談して定める。しかし採用にあたり問題がないようには自分が独断で雇い入れ、森林所有者に事後報告することもある。この附近の労働者の生活はつぎの図のようなものである。

土地の人の場合、ほとんど全部の村人は 60 坪前後の屋根と建坪 25 ～ 30 坪の母屋と 25 坪前後の納屋をもちっている。



私は自分の息子に将来同じ職業をさせようとは思わない。長男は教育して都会へ就職させるつもりだし、次男はこの土地で百姓をさせるつもりである。しかし無理に自分の現在の仕事（世話人）を仕込もうとは思わない。本人が「人の世話をしようになる」か、「人に使われるようになるか」は全く未知数で本人の能力次第だ。

つぎはこの地方の炭焼きについてのべよう。

いわゆる「炭焼き」（製炭）の形態にはつぎの 4 種類がある。

(1) 山を買って人（焼子）に焼かせて向屋に送る人。

（この地方の全製炭量の 1/3 割）

(2) スミヤキ（焼子）が自分で直接山を買って焼く時。

（製炭量の 1/3 割）

(3) 山林所有者が焼子を使つて直接製炭する時。

（製炭量の 1/3 割）

(4) 集荷向屋が焼子を使つて直接製炭する時

（製炭量の 1/3 割）

以上のうち、(1)、(3) は焼賃が低まつていて仕事の割に焼子はちうからない。(2) は焼子としては一番ちうかるが焼子としては山を買う資本を要するし、焼子は普通はそれだけの資本をもちいてない。(4) は焼子としては (2) のつぎにちうかる。（説明後述）

（とくにさしきんは炭（備長）の値が上がつて来たのでその傾向が



ある。)

この地方には貯炭庫がなく、一般に「炭は貯蔵できないもの」とされており、ノ氣はユタ〜ヨの俵で、炭が出来次第向屋へおさめることになっており、価格の計算もそのつとめの時の相場によっている。

一般には昔も今も此の地方では「日に2俵やきく月に60俵出荷」というのが炭焼きの工程の標準とされている。そして上記(1)、(3)、の場合、炭賃はノ俵200円としている。

上の(1)、(3)、(4)を具体的に説明するとつぎのようになる。自分はこの(1)に關係している。

(1)、まず自分が山(製炭原木の立木)を買う。その時向屋が資金(山手)を出してくれる。その後炭賃と小出し賃を計算して炭子(炭)を山に入れる。製炭期間中は直ちに向屋に廻り、ノ山が終った後、向屋に山手(金)を返し、製炭の代金を受取る。炭子に炭賃(200円俵)を支払う。

(3) 山林所有者が炭子に現地(自分の山林)へ行って「この沢からこの峯まで採伐的に原木をとる」というように指定して炭かせる。向屋との交渉は山林所有者がやる。製炭と製炭の仕荷は炭子に任かせる。山林所有者は炭子からの出荷伝票と向屋からの入荷伝票をチェックした上で各炭子に直接炭賃(当山林所有者の場合205〜240円俵)を支払う。

(4) 炭子は前の製炭を終るとすぐ向屋へ行って「つぎの仕荷場の山があるから金(山手=原木の立木代金)を出してくれ」という。炭子はその代金によつて山(立木)を買ひ、窯場を作つて炭を焼く(ノ窯でノ〜2年焼く。)その山が終つた時に炭の売上金を計算してもらう。

(その場合、製炭は出来次第向屋に出すことになっており、炭がいたんでくるので炭の相場がよくなるまで待つて出荷することはできない。しにがつて代金(炭を向屋へ廻つた廻りに金)は出荷した時のそのつとめの相場で支払われる。)

での売上金から山手としての利子(銀行に預けたぐらいの利子(7分))を差し引き、向屋に支払い、炭子は売上代金から山手と山手の利子を差し引いたものを得る。

この場合、山手は向屋が出すので、俵数を多くとればそれだけ炭子の収入も増えることになる。直林労働者は雨が降ると仕事ができないが製炭労働者は雨が降つても内業(俵作りや焼作りなど)ができる。さいきんの炭焼は単車(オートバイ)で山へ通つてゐる人もある。

昔は交通が不便で向屋まで行くのにノ日かゝり、ノ年にノ回ぐらいしか町へいかなければならぬ人が多かったために炭向屋に決めつけられたり、仲買人の活躍する面が多かった。戦前には上にあげた(1)の形式が多かった。

現在は交通が便利になり、バスで町まで30分でいけるようになり、炭子が向屋に交渉するようになってきた。現在、上にあげたように(4)の形式が一番多い。

(ある山林労働者の話)

自分は当山林労働者のところで直林関係の常務労働者としてゐる。

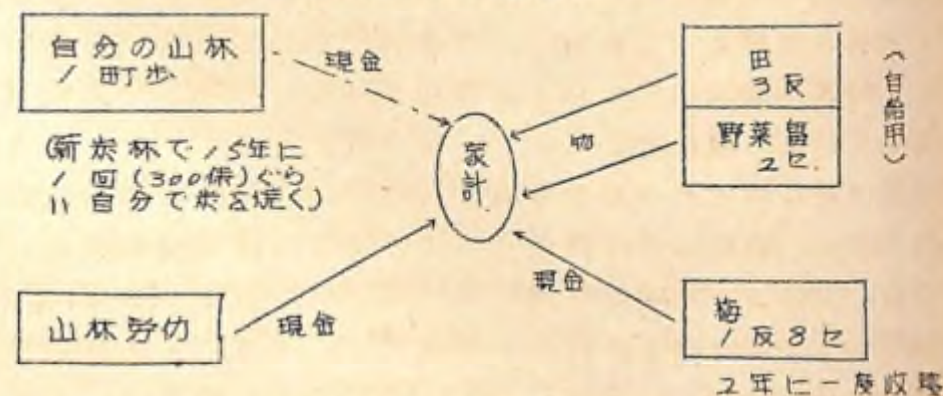
報酬は日当500円で支払は年2回(金と正月)山林所有者から直接支払つてもらう。(この地方ではこのような支払形式が普通であり、それが世間並である。)金と正月以外の時に特に金が必要になつた時にはその旨を山林所有者に申しでて、その時までの給料の清算をしてもらう。当山林所有者との間に血縁関係はない。当家に就職したのはノ年前である。当家へ来る前は炭焼きをしてゐた。現在はこの村でノ5万本も苗木(スギ、ヒノキ)が生産されるがそれ(苗木育成)を最初にこの村に導入したのは自分である。昭和25年頃まではこの村では苗木は全然作られなかった。昭和25年頃、自分の妹が昔から苗木作りの盛んな村へ嫁に行った。自分がある時その村の苗(ノ年生)をノ万本買つて来て当家で育苗した。そしてそれが非常によく出来た。それを当森



林所有者にみせた所、非常に乏はれてその面を全部当森林所有者が買い上げて植えてくれた。それ以来、この森林所有者の造林関係の仕事をするようになり、自分の百姓をしながら常用人として働いている。炭焼きの煙子も造林労働者も賃金に拘しては同じようなもので「どちらがもうかる」というようなこともなく、自分としてはどちらになつてもよかった。自分は現在、まじめに仕事をして当森林所有者に長く使ってもらおうと思つてゐる。賃金についても森林所有者に「これだけくれ」と要求したことはない。賃金は世間なみに貰つてゐるので満足してゐる。森林所有者も賃金の世間相場を知つてゐる。臨時労働者を入れる時などには「その人達の賃金は世間ではどのくらいか」と森林所有者から相談される。そのような時、自分は世間の相場を告げる。その人達の賃金の最終決定は森林所有者によって行われる。

山の仕事で私のすることは、自分が山を歩いて植付け、下刈りなどの仕事をみつけて当森林所有者にいう。それを聞いて当森林所有者が「その仕事をやれ」という。(この時、当森林所有者が「その仕事をやらずにこの仕事をせよ」というようなことはない。) その後、いろいろと用意をととのえて自分の都合のよいときにその仕事を行う。仕事をした日だけ日当をもらう。日当で仕事をすると自分の都合の悪い日(自分の田畑の仕事がある日)は休めるので工合がよい。

自分の生活はつぎの図のようである。



生活の支えは山林労働で、現金収入は梅が毎年3万円と山林労働者としての収入がその他の収入の大部分である。田畑から食糧を自給してゐるので生活に支障はない。

家族は現在は当人と妻と子供3人(7人)現在は子供が成人したので専ら比較的楽になり、山林労働には月に7日ぐらいしかでない。自分は子供が3人もあり、収入を得るために山林労働に月に25日ぐらいでた。これらの子供は今はいずれも高校や中学を卒業して都会(大阪、京都など)へ働きに行つてゐる。これらの子供のうち2人は当森林所有者の世話で就職し、1人は親類の世話で就職した。自分の父は炭焼き(煙子)をしてゐた。自分は山仕事をしているが自分の家では山仕事は私限りで終りだ。将来の見通しとして、息子達は山仕事をしなうだろうと思う。

一家の働き手は自分と妻で妻は1月のうち25日は自家の家の田畑の仕事をしており、雨の降つた日での他はPTAの仕事をしたり婦人会へ行つたりでのほかの雑用をしてゐる。自分は現在では1、2、3、7、8、9、12月には主として山林労働に従事する。この期間の自分の仕事日数は1月のうち7日は雨降り、6日は自家の農業、7日は山林労働である。また4、5、6、10、11月は主として農業に従事する。この期間の自分の仕事日数は1月のうち7日が雨降り、3日は雑用、20日は自家の農業である。また、1年を通じて金、正月、祭などのために30日ぐらい休むことになる。

村のうち、山林は5〜6軒の人によってその大部分が占められている。

村人のうち3割が伐木関係の山林労働者、2割が造林関係の山林労働者、3割が炭の煙子、1割が土方である。これらの労働者達のうち3割ぐらいまでは梅畠をもつてゐる(梅畠の所有規模は1戸平均8セ)。これらの労働者の大部分は自給用の田畑(1戸あたり田は2〜3反、畑は2セ)をもちつてゐる。



畑には栗ツ葉や穴堀を作っている。この地方に碁の栽培がはじまつたのはごく最近であり、昔は置林地も少なく、薪炭林が多かった。

## オ 例

### (森林関係者の話)

この村では製材業者が立木を買って製材生産をし、搬出してきて製材し、製材製品を町屋へ出すことが一般的に行われている。この村には製材業者(経営者)の団体として木材協同組合があり、製材工の団体として木材労働組合があり、伐出労働者の団体として山林労働組合がある。山林労働組合と木材労働組合はそれぞれ別個に木材組合(=経営者団体)と交渉して別々に労働協約と賃金協定を行っている。労働協約と賃金協定は毎年1度改訂されている。労働組合と賃金協定をするので当地区の製材前はコストが高くなる。ほかの地方もこういう制度を作ればよいと思う。

伐出関係の労働者によつて組織されている山林労働組合が伐出関係の日当を賃金協定で決め、その日当で公有林(各部署の森林、聖宮、法人組織)に就いており、歴代区長と区の委員が管理している。)が造林労働者を雇うので労働組合に入っていない近林関係山林労働者の日当の相場も労働組合加入者(伐出関係)と同じになってしまう。その日当相場で私有林も労働者を雇い入れることになる。

昔、この地方は流送が行われた。流送は豊水期に1度に1年の中の本材を行わねばならぬ。その関係で明治時代から労働者が河原に生りこんで賃金の団体交渉をすることがあった。

山林労働組合にはこの村の伐出関係労働者が全部加入しており、木材労働組合にはこの村の製材工が全部加入しており、木材組合にはこの村の製材業者が全部加入している。

山林労働は土地の人を雇つて労働組合の決めた賃金で全部行われる。労働者は任意に仕事のつと、さへる人が組合を作つて働く。その組合は11つの自然発生的にでき、その仕事が終わると解散される。その組合のなかで口が運着で信用もあり、仕事の暇もある人が外交交渉役になつて仕事の取り進めて行く。その人が仲間をだまして賃金をひとハネするようなことは不可能でむしろ、そういう人は謝礼ももらわずに奉仕的にそういう仕事を引き受けて喜んでやるようだ。もしその人が仲間の賃金をごまかしたりするとその組合の内部で大喧嘩が始まる。

しかし「土地の人だけを雇つて仕事をする」ということは経営者側からいうと若干面の問題も起る。たとえば栗林の新しい技術が入つて来た時に新しい技術の導入ができない。こういう時には特に他地方の技術者を一組だけ入れて経営者側から現場の作業を通じて土地の人の職業教育を行い、同じような業績(経営者負担)を土地の人にも求めて木材工程の競争をさせたりして、1定期間土地の人を教育し、土地の人の技術が向上すると同時に他地方の人を解雇した。経営者がほかの技術者を入れても、このように時には労働組合が反対することはない。土地の人の技術だけに頼っていると仕事の能率が下つたりして他地方の業者と競争できない。

また労働組合は労働者の福祉をしている。しかもその手数料はほとんど徴集している。

この村にとって労働組合はすでに誰かがその存在を承認しており、当然かつ必要の存在である。この村は経営者も労働者も進歩的であり、だれも労働組合の存在を否定しようとするものはない。かりにそういう人がいたとしても現存の労働組合をつぶすことはできない。

### (木材協同組合での話)

組合員は38名である。その内訳は村内の製材業者が23、木材業者(小規模の製材業者)が15である。この村では大部分の製材











# 山林労働賃金協定書

昭和三十三年九月二十七日、山林労働賃金に關し、〇〇労働組合と〇〇木材協同組合との間に次の通り協定をなす。

- 一、作業の場合一週はての土地の労働組合と相談すること。
- 二、小取の場合一週はての土地の制限をすること。
- 三、伐り賃は双方協議の上決定する。
  - 一、き文 二寸五分上 基本基準とする。
  - 二、小三丸 二寸五分下 基本基準の四割増。
  - 三、二丸 杉六寸上 松五寸五分上 き文の二倍七分及至三倍とする。
  - 四、差木 二丸一尺五寸上 基本基準とする。
  - 五、散木 一尺の山に依つて決まること。
  - 六、歩皮 一尺の山に依つて決まること。
  - 七、黒木 伐り賃はき石当り百七拾円とす基準とする。
  - 八、山衆 杉一尺一本に於て五錢を又給し黒木は石当り二円とする二丸其他の倍率は其山の率に準ずる。
  - 九、小天 一尺の七分五厘とする。
  - 十、二丈板 伐り賃は一丈の二倍とし一尺増すごとに三割増とする。
  - 十一、不渡し 日当は事業主が負担する（約束の日限を破つた場合）但し雨天の場合は除く。当日伐り金賃の総額しはかつ三割増の場合に於ては事業主が代行して不渡しを実施する。
  - 十二、長さ 一丈は二分、十二尺は七分、十三尺は二寸とする。

## 四、出賃

- 一、き文 日当、金七百五十円とする。
- 二、山衆 費用は十一月七日に於てはる場合き人に付金五百円也。
- 三、小三丸 三、五寸下、き文也
- 四、中三丸 四寸上五寸下、基本通し。

## 五、出賃

- 一、き文 日当、金七百五十円とする。
- 二、山衆 費用は十一月七日に於てはる場合き人に付金五百円也。
- 三、小三丸 三、五寸下、き文也
- 四、中三丸 四寸上五寸下、基本通し。
- 五、き文 日当、金七百五十円とする。
- 六、山衆 費用は十一月七日に於てはる場合き人に付金五百円也。
- 七、小三丸 三、五寸下、き文也
- 八、中三丸 四寸上五寸下、基本通し。
- 九、き文 日当、金七百五十円とする。
- 十、山衆 費用は十一月七日に於てはる場合き人に付金五百円也。
- 十一、小三丸 三、五寸下、き文也
- 十二、中三丸 四寸上五寸下、基本通し。
- 十三、き文 日当、金七百五十円とする。
- 十四、山衆 費用は十一月七日に於てはる場合き人に付金五百円也。
- 十五、小三丸 三、五寸下、き文也
- 十六、中三丸 四寸上五寸下、基本通し。
- 十七、き文 日当、金七百五十円とする。
- 十八、山衆 費用は十一月七日に於てはる場合き人に付金五百円也。
- 十九、小三丸 三、五寸下、き文也
- 二十、中三丸 四寸上五寸下、基本通し。
- 二十一、き文 日当、金七百五十円とする。
- 二十二、山衆 費用は十一月七日に於てはる場合き人に付金五百円也。
- 二十三、小三丸 三、五寸下、き文也
- 二十四、中三丸 四寸上五寸下、基本通し。
- 二十五、き文 日当、金七百五十円とする。
- 二十六、山衆 費用は十一月七日に於てはる場合き人に付金五百円也。
- 二十七、小三丸 三、五寸下、き文也
- 二十八、中三丸 四寸上五寸下、基本通し。
- 二十九、き文 日当、金七百五十円とする。
- 三十、山衆 費用は十一月七日に於てはる場合き人に付金五百円也。
- 三十一、小三丸 三、五寸下、き文也
- 三十二、中三丸 四寸上五寸下、基本通し。
- 三十三、き文 日当、金七百五十円とする。
- 三十四、山衆 費用は十一月七日に於てはる場合き人に付金五百円也。
- 三十五、小三丸 三、五寸下、き文也
- 三十六、中三丸 四寸上五寸下、基本通し。
- 三十七、き文 日当、金七百五十円とする。
- 三十八、山衆 費用は十一月七日に於てはる場合き人に付金五百円也。
- 三十九、小三丸 三、五寸下、き文也
- 四十、中三丸 四寸上五寸下、基本通し。
- 四十一、き文 日当、金七百五十円とする。
- 四十二、山衆 費用は十一月七日に於てはる場合き人に付金五百円也。
- 四十三、小三丸 三、五寸下、き文也
- 四十四、中三丸 四寸上五寸下、基本通し。
- 四十五、き文 日当、金七百五十円とする。
- 四十六、山衆 費用は十一月七日に於てはる場合き人に付金五百円也。
- 四十七、小三丸 三、五寸下、き文也
- 四十八、中三丸 四寸上五寸下、基本通し。
- 四十九、き文 日当、金七百五十円とする。
- 五十、山衆 費用は十一月七日に於てはる場合き人に付金五百円也。
- 五十一、小三丸 三、五寸下、き文也
- 五十二、中三丸 四寸上五寸下、基本通し。
- 五十三、き文 日当、金七百五十円とする。
- 五十四、山衆 費用は十一月七日に於てはる場合き人に付金五百円也。
- 五十五、小三丸 三、五寸下、き文也
- 五十六、中三丸 四寸上五寸下、基本通し。
- 五十七、き文 日当、金七百五十円とする。
- 五十八、山衆 費用は十一月七日に於てはる場合き人に付金五百円也。
- 五十九、小三丸 三、五寸下、き文也
- 六十、中三丸 四寸上五寸下、基本通し。
- 六十一、き文 日当、金七百五十円とする。
- 六十二、山衆 費用は十一月七日に於てはる場合き人に付金五百円也。
- 六十三、小三丸 三、五寸下、き文也
- 六十四、中三丸 四寸上五寸下、基本通し。
- 六十五、き文 日当、金七百五十円とする。
- 六十六、山衆 費用は十一月七日に於てはる場合き人に付金五百円也。
- 六十七、小三丸 三、五寸下、き文也
- 六十八、中三丸 四寸上五寸下、基本通し。
- 六十九、き文 日当、金七百五十円とする。
- 七十、山衆 費用は十一月七日に於てはる場合き人に付金五百円也。
- 七十一、小三丸 三、五寸下、き文也
- 七十二、中三丸 四寸上五寸下、基本通し。
- 七十三、き文 日当、金七百五十円とする。
- 七十四、山衆 費用は十一月七日に於てはる場合き人に付金五百円也。
- 七十五、小三丸 三、五寸下、き文也
- 七十六、中三丸 四寸上五寸下、基本通し。
- 七十七、き文 日当、金七百五十円とする。
- 七十八、山衆 費用は十一月七日に於てはる場合き人に付金五百円也。
- 七十九、小三丸 三、五寸下、き文也
- 八十、中三丸 四寸上五寸下、基本通し。
- 八十一、き文 日当、金七百五十円とする。
- 八十二、山衆 費用は十一月七日に於てはる場合き人に付金五百円也。
- 八十三、小三丸 三、五寸下、き文也
- 八十四、中三丸 四寸上五寸下、基本通し。
- 八十五、き文 日当、金七百五十円とする。
- 八十六、山衆 費用は十一月七日に於てはる場合き人に付金五百円也。
- 八十七、小三丸 三、五寸下、き文也
- 八十八、中三丸 四寸上五寸下、基本通し。
- 八十九、き文 日当、金七百五十円とする。
- 九十、山衆 費用は十一月七日に於てはる場合き人に付金五百円也。
- 九十一、小三丸 三、五寸下、き文也
- 九十二、中三丸 四寸上五寸下、基本通し。
- 九十三、き文 日当、金七百五十円とする。
- 九十四、山衆 費用は十一月七日に於てはる場合き人に付金五百円也。
- 九十五、小三丸 三、五寸下、き文也
- 九十六、中三丸 四寸上五寸下、基本通し。
- 九十七、き文 日当、金七百五十円とする。
- 九十八、山衆 費用は十一月七日に於てはる場合き人に付金五百円也。
- 九十九、小三丸 三、五寸下、き文也
- 一百、中三丸 四寸上五寸下、基本通し。



に付し、予めその旨通告して置く事、徴収金は事業主が労働組合へ納入するものとする。

十二、本協約の実施は 昭和三十三年十月一日よりとする。

十三、労災の場合に労働基準法に従う。

十四、本協約の有効期限は昭和三十三年十月一日より、昭和三十三年九月三十日とする。

但し、一、昭和三十三年九月三十日現在に於て、徴収金の作替にあつては本協約は準用しない。

二、右有効期限内にといえども状況重大なる変動を呈し労働組合は双方協議するものとする。

右文通し協定書正本貳通を作成し各差通を保持する。

昭和三十三年九月二十七日

〇〇 労働組合

組合長      ×   ×   ×   ×

〇〇 木材協同組合

組合長      〆   〆   〆   〆

(山林労働組合の話)

組合の中央(村の役場のあるところ)には会長ノ名、役員ノ名(会計ノ名を含む)があり、至聖君側と賃金協定など互に合意するに支那(地区労働)がおかれてゐる。各支部(地区労働)には会長ノ名、副会長ノ名、会計ノ名、労災係ノ名、役員ノ名がある。これらの人達は同時に皆、現場の労働者である。各支部の労災係は傷害、災害、事故などが起つた時に責任をもちて処理する係である。

労働組合の仕事は至聖君との賃金協定、組合員の仕事の斡旋、労災関係の処理である。たとえば政治運動や選挙運動、技術(たとえば米穀の張り方)の教育活動などはしてゐない。

組合員の仕事の斡旋はつぎのように行われる。

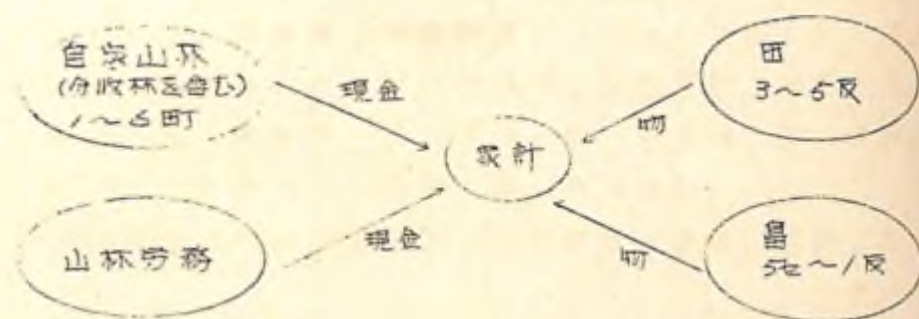
業者(この村だけの業者だけではなく、ほかの地方の村の業者を含む)が、この村の中のある地区(部落)で仕事(伐木など)をする時には、その地区の労働組合へ連絡する。地区労働組合員にそれを連絡して労働者を集め、仕事を割り配する。もう少し具体的にいうと、新農村計画で作ったマイクが各戸にあるので、そのマイクを通じて仕事のない人を集める。仕事が少なり時には地主で雇う人を集め、残りの労働者は区の公有林(取面組織)で至聖君に連絡して公有林の間伐、下刈、伐打などの仕事を任せてもらつて仕事を斡旋する。区と労働組合は協力して区内の労働者が全部つねに仕事につくように配慮してゐる。

もし労働組合に業者から申しこまれた仕事が沢山ある時には、一人の労働者を同時に二つ以上の仕事につかせることもある。また、ほかの地区の労働者に労働組合を通じて連絡して仕事を頼むこともある。また、ある地区に仕事がなかり時にはほかの地区や村の仕事を労働組合が探してくることもある。

労働組合の組合員数はこの村全体で250人いる。労働組合は任意加入制で伐木職士の山林労働者は殆ど全部入つてゐる。



この村の大部分の山林労働者の生活は下の図のようである



労働組合費は組合員1人から1年に500円徴集しており、これはこの村全体の労働組合の本部へおさめられる。地区支部はそれぞれ別に「組合から徴集した仕事をした場合に、その報酬の半額をその仕事をした地区の労働組合」へおさめている。それ以外に個人から組合関係におさめる金はない。

組合の会議としては、この村全体の労働者が一堂に集って総会を開くことにはないが、組合員15人につき1人の割合で代表員を選出し、代表員会を1年に1回開く。

また各地区支部では毎と正月にその地区の労働者全員が集まって定期総会を開く。

この時にその地区の役員や会長の交替、選出などが行われる。この定期総会は普通、朝の7時頃から12時頃まで開かれる。組合員から地区組合が徴集した収入はこのように時に支払われる。

労働組合の幹部は村の本部の幹部も地区の幹部も平素は自分の仕事をしている。そして何か特別な問題が起きたり、賃金協定を行ったりする時には、本部の会長が役員を招集して商談している。本部の仕事は賃金協定を強力に行うことである。

労災保険は使用者側がかけている。怪職人がでた時には大抵は怪職人は労災保険にかけ、小さな怪職(1000円未満)は使用者側の負担である。こういう時に怪職人の世話や使用者との交渉を

行うのが労働組合の労災係の仕事である。

1日の労働者の日当は若い者(18才以上)も若令者も未成年者も熟練者も全部一律である。これについては使用者側から批判の手もある。しかし労働協定の日当は生活給としての最低賃金だから現状のとおりでよいと思う。日当は賃金協定を基準にして決められる。予て組合が請負で仕事(伐木)を引き受けることもある。この時も賃金協定を基準にして仕事の報酬が決められる。予定よりも早く請負仕事を完了すれば各労働者の日当は高くなる。仕事の結果によつてその報酬はその仕事に参加した労働者に向一配分される。

出稼の日当は現在755円である。下刈、植付の労働者は労働組合員ではないが、しかし近頃の賃金は部落総会で労働組合の賃金協定にもとづいて決められている。現在、下刈や植付の日当は750円である。

伐木労働の報酬は出系高払いで(1石イクラ、主1本イクラ等)そのつと決められる。立地や工程を考慮して使用者側と労働者が話し合つてその単価を決める。決める時には平均して日当755円ぐらい(賃金協定の出伐の日当)になるような所で話が落ち着くが実際には伐木労働は特殊労働であるので、それ以上になることも多く、出系高払いの賃金とその伐木労働者の日当にはおすと、熟練者の場合には1000円、初心者の場合には800円ぐらいになる。

下刈や植付も日当で行われることが多いが労働組合で請負って仕事をする場合もある。このような場合には、日当750円ぐらいの予定で仕事を請負っているがしかし、能率を上げて仕事をする事によつて実際には労働者の受けとる日当が800〜900円につくことも多い。

数年前に土木工事やダムの工事がこの村で行われたことがあったが、その時には土木屋が自分の労働者を連れて来て仕事をして土間の人を使わなかった。



その方が土運業者にとっては人天負が安くついで有利だったようである。しかし山林労働の仕事も忙しかつたので村の人はそれによって影響を受けなかった。